# 蘭越町地域防災計画 原子力防災計画資料編



令和6年3月

蘭越町防災会議

# 目 次

(弗	ᅵ무	総則	
資料	1 —	4 - 1	泊発電所施設の状況及び周辺地域図・・・・・・・・・・・・・・
資料	1 -	6 – 1	泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(第	2章	原子	- 力災害事前対策関係)
資料	2 -	2 - 1	蘭越町防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
資料	2 -	2 - 2	広域的な応援協力体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
資料	2 -	2 - 3	広域応援協定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
資料	2 -	2 - 4	自衛隊の活動拠点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
資料	2 -	2 - 5	北海道原子力防災センター概要・・・・・・・・・・・・・・ 21
資料	2 -	4 - 1	道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況・・・・・・・・・・・・・・ 23
資料	2 -	5 - 1	緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両・・・・・・・・ 26
資料	2 -	5 - 2	環境放射線テレメータシステム図・・・・・・・・・・・・・ 27
資料	2 —	5 - 3	リアルタイム線量測定システム図・・・・・・・・・・・・・・ 28
資料	2 -	5 - 4	気象・海象観測機器の整備状況・・・・・・・・・・・・・ 29
資料	2 -	6 - 1	原子力災害医療活動用資機材等の配備状況・・・・・・・・・・・ 30
資料	2 -	6 - 2	安定ヨウ素剤の配備状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
資料	2 —	7 - 1	防災資機材の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
ГЈ	□ <i>l</i> =	関する	<b>咨</b> 判
_		8 – 1	
		8 - 2	
		8 - 3	
F 1.3/-			44.W 55 1 - 5 15 11 5
_			輸送に関する資料]
		8 - 4	
		8 - 5	
		8 - 6	
			防災関係機関の輸送車両・・・・・・・・・・・・・・ 50
資料	2 —	8 – 8	除雪車両等保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
			輸送に関する資料]
			港湾等分布図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
資料	2 -	8 - 10	) 港湾等整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
資料	2 -	8 - 11	船舶保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
資料	2 —	8 - 12	2 防災関係機関所有船舶状況・・・・・・・・・・・・・・ 57
[^	リポ	ト及	び航空輸送に関する資料]
_			3 ヘリコプター離着陸可能地分布図・・・・・・・・・・・・ 59
			ヘリコプター離着陸可能地・・・・・・・・・・・・・・ 60
			5 ヘリコプター機数、運航所要時間・・・・・・・・・・・・ 6:

[報道機関及び広	<b>、報施設等に関する資料</b> ]
資料2-8-16	主な報道機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
資料2-8-17	広報施設の整備状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
[避難者収容施設	
	避難者収容施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
資料2-8-19	生活物資の備蓄状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
[医療施設等に関	
	町村別医療機関の状況・・・・・・・・・・ 68
	医療機関一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
資料2-8-23	幼稚園、学校、社会福祉施設一覧・・・・・・・・・・・・・・ 73
「你火小及八萬	*水産物に関する資料]
	農産物の収穫状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
	葉菜の収穫状況・・・・・・・・・・・ 76
資料2-8-27	畜産物の飼養状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
	牛乳の生産状況・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
	農産物の出荷ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78
資料2-8-30	沿岸漁業の漁獲量・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
	水産物の出荷ルート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 80
<b>7</b> 11	
[気象・海象に関	]する資料]
資料2-8-32	気象観測結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 81
資料2-8-33	風配図・・・・・・・・・・・・・・・・ 85
資料2-8-34	泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布・・・・・・・・・・ 87
(第3章 緊急事	<b>『態応急対策関係</b> 》
資料3-1-1	泊発電所異常事態通報様式・・・・・・・・・・・・・・・ 90
資料3-1-2	原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準・・・・・ 99
資料3-1-3	安全上重要な構築物、系統又は機器一覧・・・・・・・・・・・101
資料3-1-4	原災法第10条第1項に基づく通報基準・・・・・・・・・・・103
資料3-1-5	原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準・・・・・・・106
資料3-2-1	蘭越町防災会議運営規定・・・・・・・・・・・・・・・・163
資料3-4-1	緊急時モニタリング地点図・・・・・・・・・・・・・・・165
資料3-4-2	緊急時モニタリング情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・167
資料3-5-1	緊急時における防護措置の概要・・・・・・・・・・・・・・172
資料3-5-2	防護対策区域図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・173
資料3-5-3	避難先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
資料3-5-4	避難経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176
資料3-5-5	避難退域時検査場所候補地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・177
	浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの低減係数・・・・・178
資料3-5-7	町職員、消防職団員数等に関する資料・・・・・・・・・・・179

資料4-6-1	被災地住民登録様式:			•				•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ]	198
(第4章 原子力	]災害中長期対策関係)																				
資料3-8-2	緊急輸送車両状況••	• •		•	• •			•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ]	196
資料3-8-1	原子力災害時における	i 住民	是避難	用ノ	ベス	の確	保に	[つ	いて		•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ]	182
資料3-7-1	医療 班のナーム編成・	• •	• •	•	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• ]	181

### 【原子力防災計画資料編に係る留意事項】

・データ集計等の時点が複数存在する場合、代表的な年月日で表記

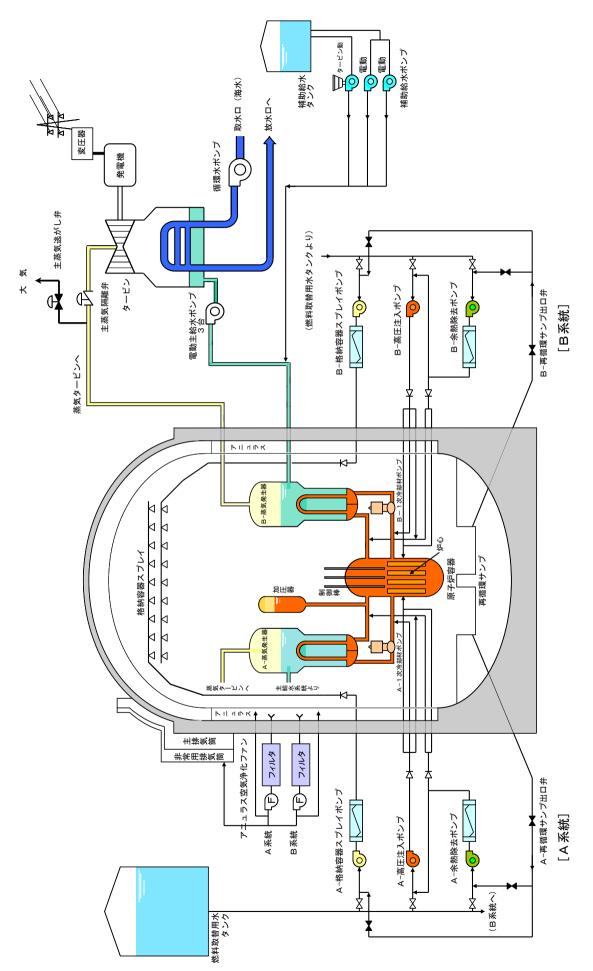
# 第1章 総則関係

# 資料 1-4-1 泊発電所施設の状況及び周辺地域図

# 1 施設の概要

区		5	<del>े</del>		1 号機	2 号機	3 号機						
位	÷	置	Ĭ.			北海道古宇郡泊村大字堀株村							
用	地面	積	Ė		約1	35万㎡(3号機土	上地造成 海面埋立地含む)						
	型		式		軽水減速軽水冷却加圧水型								
	熱	出力			約1,650MW	約1,650MW	約2,660MW						
	圧力・	出口温度			約15.4MP	約15.4MPa·約323℃ 約15.4MPa·約325°							
			種類			低濃;	縮ウラン						
原子炉	燃料	濃	縮	度	約2.3%	~3.4%	約1.6%~4.4%						
	初装荷	燃料	料集台	合体	1 2	1 体	157体						
		装	荷	量	ウラン重量約	勺48.5t	ウラン重量約74 t						
	圧力容器	型		式		たて置円筒上	二下半球鏡容器型						
	圧刀谷命	寸 法			内径約3.4m× ×最小肉厚約110mm	全高約11.5m n(下部半球鏡部)	内径約4.0m×全高約12m ×最小肉厚約130mm(下部半球鏡部)						
格納容器	型		式			上部半球形下	部さら形鏡円筒型						
	型		式			串型3車室4分	流排気再熱再生式						
タービン	出力				579,0	0 0 k w	9 1 2, 0 0 0 k w						
	口	1転数				1 5 0	0 回転/分						
	蒸気	뒧流	量		約3,26	6 0 t/時	約5,000 t/時						
発電機	型		式		横置・	円筒回転界磁形・全	全閉自己通風・3相同期発電機						
光电液	容		量		650,0	0 0 K V A	1,020,000KVA						
	種		類		屋外無圧密封式								
主変圧器	容		量		620,0	0 0 K V A	950,000KVA						
土发厂品	電		圧		1次:	19KV	1次: 21KV						
	电		) <u> </u>		2次:2	7 5 K V	2次:275KV						
電記	調審承認年	三月	日		昭和57年(198	32年) 3月 26日	平成12年(2000年)10月20日						
原子师	戶設置許可	「年.	_ <u></u> 月日		昭和59年(198	84年)6月14日	平成15年(2003年)7月2日						
	着工年月	日			昭和59年(198	84年)8月30日	平成15年(2003年)11月21日						
営業	運転開始	年月	日		平成元年(1989年) 6月22日	平成3年(1991年) 4月12日	平成21年(2009年)12月22日						

概要図) 泊発電所プラント図 (泊発電所1・2号機 0



復水脱塩装置 脱气器 低压給水 加熱器 高圧給水 加熱器 A,B-代替非常用発電機 [B系統] (燃料取替用 ビットより) R.O. B-適圧洋スポンプ B-余熱除去ボンプ 概要図) B-蒸気 発生器 沿発電所プラント図(沿発電所3号機 格納容器スプレイヘッダ 加圧器主義を表続より A-蒸気 発生器 AB-使用溶燃料ビットボンブ AB-新田滋養茶力之 AB-新田滋養茶力之 排気筒 /ブ(Bのみ自己冷却) 歐 A-格約容器スプレイボンブ ● | A.P-燃料取替用米 / ポンプ A-MEENTY T A-再循環サンブ出口弁 [A 系統] (乙紫米巴) 燃料取替用水ビット 0

発電機

# 3 泊発電所周辺地域図(原子力災害対策重点区域)



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤 地図情報を使用した。(承認番号 平29情使、第30号)

### 資料1-6-1 泊発電所周辺の安全確認等に関する協定書

北海道(以下「甲」という。)並びに小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町及び赤井川村(以下「乙」という。)と北海道電力株式会社(以下「丙」という。)とは、丙の設置する泊発電所(1号機、2号機及び3号機をいう。以下「発電所」という。)周辺における地域住民の健康を守り、生活環境の保全を図ることを目的として、次のとおり協定する。

### (安全性の確保)

第1条 丙は、発電所の保守運営に当たって、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止と地域住民の安全確保のため、関係諸法令及びこの協定に定める事項を遵守し、地域住民に被害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。

### (情報の公開)

第2条 丙は、発電所の保守運営の状況について、地域住民に対し積極的に情報公開を行い、透明性 の確保に努めるものとする。

### (連絡会の設置)

- 第3条 丙は、甲及び乙に対し発電所の運営等に関する情報を提供するとともに、甲、乙及び丙は、 相互に意見を申し述べる機会を確保するため、連絡会を設置する。
- 2 前項の連絡会は、年1回開催するものとし、その他必要に応じ、甲、乙及び丙が協議の上、開催 することができる。

### (放射性物質の放出管理)

- 第4条 丙は、発電所から周辺環境へ放出する放射性希ガスからのガンマ線及び液体廃棄物中の放射性物質に起因する実効線量が、発電所周辺において原子力規制委員会が定めた線量目標値以下となるよう原子炉施設の維持、改善及び放出の管理を行うものとする。
- 2 丙は、発電所の保守運営に伴って放出する放射性物質の低減のための技術開発の促進に努め、その低減措置の導入を図るものとする。

### (環境放射線の測定)

第5条 甲及び丙は、乙の地域における環境放射線の状況を把握するため、甲が乙及び丙と協議の上、 別途作成する測定計画に基づき測定を実施するものとする。

#### (測定結果の公表)

第6条 甲は、前条の規定に基づき実施した測定の結果を公表するものとする。

### (測定の立会い)

第7条 乙は、甲と協議の上、必要があると認めるときは、その職員を甲及び丙が行う第5条に規定する環境放射線の測定に立ち会わせることができるものとする。この場合において、甲はあらかじめ丙に通知し、乙の職員とともに測定に立ち会うものとする。

#### (新燃料等の輸送に関する報告)

第8条 丙は、乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の発電所敷地外における輸送を行った後、その結果について報告するものとする。

### (平常時における報告)

- 第9条 丙は、乙に対し、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。
  - (1) 発電所の運転管理(試運転時を含む。) に関する事項
  - (2) 原子炉施設の定期検査又は点検(計画運転停止に係るものに限る。) に関する事項

### (異常時における連絡)

- 第10条 丙は、次の各号に掲げる事項が発生したときは、乙に対し、直ちに連絡し、速やかに文書を もって報告するものとする。
  - (1) 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省令第77号)第19条の17各 号に掲げる事項が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
  - (2) 原子力発電工作物に係る電気関係報告規則(平成24年経済産業省令第71号)第3条第1項各号に掲げる事故が発生し、国に報告を要する事態となったとき。
- 2 甲、乙及び丙は、前項に定める連絡を円滑にするため、連絡体制及び連絡責任者をあらかじめ定めるものとする。

### (異常時の措置)

第11条 丙は、原子炉施設その他の発電所の施設に異常が生じ、発電所周辺の安全が損なわれるおそれがあると認めるときは、直ちに原子炉の停止、出力制限その他の必要な措置を講ずるとともに、その結果を乙に速やかに報告するものとする。

### (立入調査の同行)

第12条 甲が発電所の立入調査を行う際には、甲はあらかじめ乙に通知し、乙が希望するときは、乙 の職員を同行させることができるものとする。

### (損害の賠償)

第13条 丙は、道民に対し、泊発電所の運転等により風評被害等を含む原子力損害を与えた場合は、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)に基づき、誠意をもって補償するものとする。

### (諸調査の協力)

第14条 丙は、乙が甲と協議の上、乙の実施する安全確保対策についての諸調査に積極的に協力する ものとする。

### (防災対策)

第15条 丙は、丙の防災対策の充実、強化を図るとともに、発電所に係る地域防災対策に対し積極的 に協力するものとする。

### (広報)

第1条 丙は、発電所周辺の安全確保及び環境保全に関し報道機関に特別な広報を行うときは、乙に対し事前に連絡するものとする。

### (違背時の措置)

- 第17条 甲又は乙は、丙がこの協定に定める事項に違背したと認めるときは、甲及び乙が協議の上、 甲は丙に対し必要な措置をとるものとし、丙はこれに従うものとする。
- 2 甲は、丙がこの協定に違背した内容について必要があると認めるときは、公表するものとする。

(協定の改定)

第18条 この協定に定める事項(この協定に基づいて別に定める事項を含む。)について改定すべき 事由が生じたときは、甲、乙又は丙のいずれからも、その改定を申し出ることができるものとする。 この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(覚書)

第19条 この協定の施行に必要な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(協議)

第20条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき又はこの協定に定める事項 について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 18 通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

平成25年1月16日

札幌市中央区北3条西6丁目 甲 北 海 道 北海道知事 高橋はるみ

小樽市花園2丁目12番1号

乙 小 樽 市 小樽市長 中松義治

島牧郡島牧村字泊83番地1

乙 島 牧 村島牧村長 藤澤 克

寿都郡寿都町字渡島町140番地1

乙 寿 都 町 寿都町長 片岡春雄

寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

乙 黒松内町 黒松内町長 若見雅明

磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5

乙 蘭 越 町 蘭越町長宮谷内留雄

虻田郡ニセコ町字富士見47番地

乙 ニセコ町 ニセコ町長 片山健也 虻田郡真狩村字真狩118番地

乙 真 狩 村 真狩村長 佐々木和見

虻田郡留寿都村字留寿都175番地

乙 留寿都村留寿都村長 土屋隆幸

虻田郡喜茂別町字喜茂別123番地

乙 喜茂別町喜茂別町長 菅原章嗣

虻田郡京極町字京極527番地

乙 京 極 町 京極町長 山崎一雄

虻田郡倶知安町北1条東3丁目3番地

積丹郡積丹町大字美国町字船間48番地5

乙 積 丹 町 積丹町長 松井秀紀

古平郡古平町大字浜町40番地4

乙 古 平 町古平町長 本間順司

余市郡仁木町西町1丁目36番地1

乙 仁 木 町 仁木町長 三浦敏幸

余市郡余市町朝日町26番地

乙 余 市 町 余市町長 嶋 保

余市郡赤井川村字赤井川74番地2

乙 赤井川村 赤井川村長 赤松 宏

札幌市中央区大通東1丁目2番地

丙 北海道電力株式会社 取締役社長 川合克彦

# 第2章 原子力災害事前対策関係

### 資料2-2-1 蘭越町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 22 日 条例第 24 号 改正 昭和 50 年 6 月 20 日条例第 30 号 昭和 53 年 6 月 15 日条例第 18 号 昭和 55 年 7 月 1 日条例第 17 号 平成 11 年 12 月 22 日条例第 25 号 平成 18 年 3 月 16 日条例第 5 号 平成 24 年 9 月 21 日条例第 14 号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき蘭 越町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。 (所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - (1) 蘭越町地域防災計画及び蘭越町水防計画を作成し、その実施を推進すること。
  - (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
  - (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
- 2 会長は、町長をもつて充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
- (1) 町長の指定する関係地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 蘭越町を災害派遣区域とする陸上自衛隊の部隊の長又はその指名する自衛官
- (3) 北海道知事がその部内の職員のうちから指名する者
- (4) 町を管轄する警察署長又はその指名する警察官
- (5) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 町教育委員会の教育長
- (7) 町消防団長
- (8) 町長の指定する関係公共機関又は関係地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者
- 6 前項各号に定める委員の定数は、第1号委員2人、第2号委員1人、第3号委員1人、第4 号委員1人、第5号委員12人以内、第8号委員12人以内、第9号委員2人以内とする。

- 7 第5項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間と する。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関 の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (部会)
- 第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (議事等)

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項 は、会長が防災会議に諮つて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月20日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月15日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年7月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日条例第 25 号)抄

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 16 日条例第 5 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年9月21日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

# 資料2-2-2 広域的な応援協力体制

## 1 原子力発電所の災害の場合に派遣する専門家

令和4年4月1日現在

職	名	専門又は任務	所在地
国立研究開発法人 日本原子力研究開理事長があらかじめ指名している指		原子炉工学 核燃料工学 臨界・遮へい安全評価 輸送 この分野から1~2名程度 環境モニタリング 環境影響評価 個人被ばく評価 放射線管理 この分野から1~2名程度	茨城県等
国立研究開発法人 産業技術総合研究 計測標準研究部門 量子放射科 研		放射線計測	茨城県
一般財団法人 電力中央研究所 原子力技術研究所 所長		原子力工学	東京都

<sup>\*\*1</sup> 指名専門家: 指定公共機関として、原子力緊急時において応急対策のための技術的検討を円滑かつ適切に遂行するため、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長があらかじめ指名している専門家 (専門分野:原子炉工学、核燃料工学、臨界・遮へい安全評価、輸送、環境モニタリング、環境影響評価、個人被ばく評価、放射線管理の8分野、約120名程度を指名)

# 2 緊急時モニタリング要員及び資機材

令和4年4月1日現在

組織	要			機材
国立研究開発法人 日本原子力研究 開発機構	緊急時モニタリング要員	1 4名	1	サーベイメータ 80台
緊急時連絡先(24時間体制) 原子力緊急時支援・			2	モニタリングカー 2台
研修センター 029-264-2681 (直)			3	集じん器 5台
029-204-2001(巨)			4	ヨウ素サンプラ 5台
			5	ホールボディカウンタ車 2台
			6	体表面測定車 2台
			7	現場指揮車 1台
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構 緊急時連絡先 安全管理部次長 043-382-8001(代表) 043-382-8053(直)	理事長があらかじめ指定し ニタリング要員	.ている緊急時モ 4名	1 2 3 4 5	サーベイメータ 10台 $    \begin{pmatrix} \gamma & & & & \\ \beta & \cdot & \gamma & & \\ \beta & \cdot & \gamma & & \\ \alpha & & & & \\ \alpha & & & & \\ \mu & $

# 3 原子力災害医療に係る専門家

令和4年4月1日現在

職	名	任 務	担当
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機 構	理事長があらかじめ指名してい る専門家 5名	医療活動 指導・協力	原子力災害医療 線量評価 放射線防護等
公益財団法人 放射線影響研究所	分子生物科学部研究員	11日子 「伽刀	計測

### 資料2-2-3 広域応援協定

1 原子力災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条第2項第12号の規定に基づき、北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県及び鹿児島県(以下「道府県」という。)において、原子力災害(蓋然性を含む。)が発生した場合(以下「緊急時」という。)に、緊急事態応急対策を実施すべき区域を管轄し、応援を要請する必要があると判断した道府県(以下「被災道府県」という。)における原子力防災対策に特有な措置をさらに充実するため、道府県間の応援活動について必要な事項を定めるものとする。

(応援主管道県等)

- 第2条 応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、原子力発電関係団体協議会会長道県を応援主管道県とする。
- 2 前項に定める応援主管道県が被災道府県である場合は、原子力発電関係団体協議会副会長道県を 応援主管道県とする。
- 3 被災道府県は、速やかに応援主管道県に被害状況を連絡し、連絡を受けた応援主管道県は被災道 府県の状況を他の道府県に連絡するものとする。
- 4 応援主管道県は、被災道府県から連絡を受けた場合には、次のことを行う。
- (1) 緊急時における被災道府県との連絡調整
- (2) 応援を行う道府県(以下「応援道府県」という。)間の調整
- (3) その他必要と考えられる事項

(応援の種類)

- 第3条 応援の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 原子力防災資機材の提供
    - ア 緊急時モニタリング資機材
    - イ 原子力防災活動資機材
    - ウ 緊急時医療資機材
  - (2) 職員の派遣
    - ア 緊急時モニタリング関係職員
    - イ 緊急時医療関係職員
    - ウ その他災害対策関係職員

(応援要請の手続)

- 第4条 被災道府県は、次に掲げる事項を明確にして、応援主管道県に文書により要請を行う。ただし、文書により要請を行ういとまがない場合には、電話又はファクシミリ等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
  - (1) 災害の発生日時又は発生するおそれがある場合は予測される日時
  - (2) 災害の発生又は発生するおそれのある場所
  - (3) 災害の態様及び規模等又は見込まれる災害の態様及び規模等
  - (4) 所要人数並びに原子力防災資機材の種別及び数量
  - (5) 応援隊の集結場所又は原子力防災活動資機材の受領場所
  - (6) 応援の期間
  - (7) 要請担当者及び連絡先

- 2 前項の要請を受けた応援主管道県は、前項に定める事項を速やかに他の道府県に連絡するととも に応援道府県及びそれぞれの応援内容を調整のうえ、被災道府県に連絡するものとする。また、応 援主管道県は被災道府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行い、応援道府県 に連絡するものとする。
- 3 第1項に定める要請をもって、被災道府県から応援道府県に対してこの協定に基づく応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。
  - (1) 原子力防災資機材の提供に係る輸送、補充に要する経費は、被災道府県の負担とする。
- (2) 応援道府県が被災道府県に派遣する職員及び前条第2項後段において、応援主管道県が被災道府県に派遣する職員(以下「応援職員」という。)の派遣に要する経費(諸手当及び派遣旅費に限る。) は応援道府県が定める規定により算定した当該応援職員の諸手当の額及び旅費の額の範囲内で被災道府県の負担とする。
- (3) その他応援に要する経費は、原則として被災道府県の負担とする。
- 2 応援職員が応援業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、応援道府県の負担とする。
- 3 応援職員がその責に帰すべき事由以外により業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災道府県が、被災道府県への往復の途中において生じたものについては応援道府県が賠償の責めを負う。
- 4 被災道府県が第1項第1号から第3号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災道府県から要請があった場合には、応援道府県が当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援道府県は、応援職員を派遣する場合には、応援職員が使用する物資等を携行させるものとする。

(放射線の防護等)

- 第7条 被災道府県は応援職員の放射線の防護に十分配慮するとともに、応援活動内容等について、 応援主管道県を経由して、応援道府県と十分協議するものとする。
- 2 応援職員の被ばく管理は、被災道府県が応援道府県と十分協議し、適正に行うものとする。 (参考資料の交換等)
- 第8条 道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次に掲げる応援活動の実施に必要な参考資料を相互に交換するものとし、毎年5月末日までに原子力発電関係団体協議会会長道県あて送付するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、変更した道府県から他の道府県あて送付するものとする。
  - (1) 地域防災計画
  - (2) 緊急時の連絡窓口及び防災担当者の氏名
  - (3) 防災関係機関の名称
  - (4)原子力防災資機材の保有状況
  - (5) その他必要と考えられる事項

(その他)

- 第9条 この協定を締結していない道県が原子力発電関係団体協議会会長道県となった場合には、原子力発電関係団体協議会会長道県を原子力発電関係団体協議会副会長道県と読み替えるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項については、必要の都度協議して定めるものとする。

### (施行期日)

第10条 この協定は、平成13年1月31日 (締結日) から適用する。

この協定の締結を証するため、本書14通を作成し、各道府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成13年1月31日

鹿児島県知事

3 北海道地域防災計画(本編)に定める広域応援・受援計画等 [北海道地域防災計画本編第5章第7節抜粋]

### 第7節 広域応援・受援計画

大規模災害発生時など、被災市町村単独では十分な災害応急対策が実施できない場合において、 災害応急対策を円滑に実施するための広域応援・受援対策については、本計画の定めるところに よるほか、「北海道災害時応援・受援マニュアル」による。

なお、広域応援・受援のうち、広域一時滞在については、「第4節避難対策計画第11」による。

### 第1 国、道、市町村間の応援・受援活動

- 1 市町村に対する応援(受援)
- (1) 被災市町村への職員の派遣

知事は、災害の状況に応じて、被災市町村に対し職員を派遣し、情報収集や市町村又は防災関係機関との調整、並びに市町村が行う災害応急対策等への助言・提案を行うものとする。 なお、派遣にあたり、地域や災害の特性等を考慮した職員を選定するとともに、派遣する職員については、事前にリスト化するとともに、研修を実施するなど災害対応能力の向上に努めるものとする。

(2) 応援協定による応援

道内の市町村において大規模災害等が発生し、被災市町村単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定」(資料編8-2 行政機関に関する協定)のほか、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき応援・受援の実施を図る。

- (3) 基本法による応援
  - ア 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村 長に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応 援を求められた市町村長は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされ ている。
  - イ 被災市町村長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事(総合振興局長及び振興局長)に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、災害応急対策の実施を要請された知事(総合振興局長及び振興局長)は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないものとする。
  - ウ 知事(総合振興局長及び振興局長)は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村長に対し、災害応急対策の実施を求め、又は他の市町村長を応援することを求めることができる。
- 2 道から他の都府県に対する応援の要請等
- (1) 応援協定による応援要請

北海道において大規模災害が発生し、道単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合、知事は、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」 (資料編8-2 行政機関に関する協定)並びに「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」及び「大規模災害時等の北海道・東北8道県広域応援ガイドライン」 (資料編8-2 行政機関に関する協定)に基づき、他の都府県知事に対して応援を要請するものとする。

### (2) 被災地区町村応援職員確保システムによる応援の要請

北海道において大規模災害が発生し、道及び道内の市町村による応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、道は、被災地区町村応援職員確保システムに関する要綱に基づき、道外の地方公共団体に対して当該被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼するものとする。

### (3) 基本法による応援要求

- ア 知事は、道内で災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都府県知事に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた都府県知事は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならないこととされている。
- イ 知事は、他の都府県知事への広域応援要請及び市町村相互間の応援の要求等のみによっては、災害応急対策に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、内閣総理大臣に対し、他の都府県知事に対して知事又は当該災害発生市町村長の応援を要請するよう求めるものとする。

### 3 道から指定行政機関等に対する応援の要求

北海道において大規模災害が発生し、災害応急活動を的確かつ円滑に実施するため必要があると認めるとき、知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならないこととされている。

### 4 他の都府県等からの応援要求への対応

- (1) 知事は、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、災害発生都府県知事や災害発生市町村長の応援を求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。また、知事は、特に必要があると認められた場合、市町村長に対し、当該災害発生市町村長の応援を求めるものとする。
- (2) 市町村長は、知事が、災害発生都府県知事又は内閣総理大臣から、他の都道府県の災害発生市町村長の応援を求められたことにともない、知事から当該災害発生市町村長の応援について求められた場合、必要と認める事項について応援協力に努める。
- ○「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づくブロック内応援

被災道県	第1順位	第2順位	第3順位
北海道	青森県	岩手県	秋田県
青森県	北海道	秋田県	岩手県
岩手県	秋田県	北海道	青森県
宮城県	山形県	福島県	北海道
秋田県	岩手県	青森県	新潟県
山形県	宮城県	新潟県	福島県
福島県	新潟県	宮城県	山形県
新潟県	福島県	山形県	宮城県

### 第2 消防機関

- 1 大規模災害が発生し、被災地域の消防機関単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」(資料編8-2 行政機関に関する協定)に基づき他の消防機関に応援を要請するとともに、必要に応じ、市町村長を通じ、道に対して広域航空消防応援(ヘリコプター)、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。
- 2 他の消防機関等に対する応援が円滑に行なわれるよう、日頃から災害対策上必要な資料の 交換を行なうほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。
- 3 大規模災害時における緊急消防援助隊の応援要請や受入れは、「緊急消防援助隊北海道隊 応援等実施計画」(資料編9-2)及び「緊急消防援助隊受援計画」(資料編9-3)に基 づき、迅速かつ的確に対処する。

### 第3 北海道警察

北海道公安委員会は、大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救助救出活動等を実施できない場合は、他都府県公安委員会に警察災害派遣隊の部隊、装備資機材等の援助要求を行う。

# 資料2-2-4 自衛隊の活動拠点

市町村名	発電所 からの位置	施設名等	住所	駐車場等面積	建物面積	ヘリ着陸可否
京極町	東南東 約36km	京極町総合体育館京極町生涯学習センター	虻田郡京極町京極160 虻田郡京極町京極158- 1	約2,690㎡ 約1,822㎡	約2, 329㎡ 約2, 901㎡	可
ニセコ町	南南東 約30km	ニセコビュープラザ	虻田郡ニセコ町字 本町77番地10	約5, 260㎡	約660㎡	可 要駐車場統制
蘭越町	南 約31km	旧目名小学校	磯谷郡蘭越町 目名町221番地	約920 ㎡	約317㎡	可
寿都町	南西 約36km	寿都町総合 文化センター	寿都郡寿都町 字開進町187-1	約1,720㎡×1 約870㎡×1	約462 m²	可 要駐車場統制
余市町	東北東 約29km	余市農道 離着陸場	余市郡余市町 登町742-9	約2,013㎡ その他余積有 り	約82㎡	可 大型ヘリ可
喜茂別町	南東 約45km	農村環境改善センター	虻田郡喜茂別町 字伏見264-4	約1,600㎡	約430㎡×1 約40~50㎡×4	不可 送電線有り

<sup>※</sup> 避難所や避難退域時検査場所として使用する必要が生じる場合は、当該施設としての使用が優先されるものとする。

### 資料2-2-5 北海道原子力防災センター概要

1 施設名称

北海道原子力防災センター

2 所在地

岩内郡共和町南幌似141-1 (泊原子力発電所から約10km)

3 緊急事態応急対策等拠点施設の指定

平成27年8月3日に内閣総理大臣が、原子力災害対策特別措置法第12条の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設として指定。

### 4 施設概要

(1) 施設規模

鉄筋コンクリート造3階建延べ床面積:約2,700㎡ 駐車場:約120台

(2) 施設内容

1階:泊原子力規制事務所、北海道地方放射線モニタリング対策官事務所、

被ばく管理室、前処理室、計測室、資料保管庫等

2階:各機能班、全体会議室、緊急時モニタリングセンター、システム機械室等

3階:プレスルーム

(3) 施設用地

約11, 083 m<sup>2</sup>

5 設備概要

電話/FAX/パソコン/複写機/TV会議システム/各種情報表示システム/ 緊急時対策支援システム(ERSS)

### 北海道原子力防災センター平面図



### 6 代替施設

(1) 設置根拠

原子力災害対策特別措置法施行規則第16条(緊急事態応急対策拠点施設の要件) 緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設が 当該緊急事態応急対策等拠点施設からの移動が可能な場所に存在すること。

- (2) 施設名称及び所在地
  - ① 名 称 喜茂別町農業環境改善センター

住 所 虻田郡喜茂別町伏見264-4

- ○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 44km
- ○会議室面積

約 3 2 4 m² (20m×16.2m)

○近郊ヘリポート

施設名 旧喜茂別中学校グラウンド

所在地 虻田郡喜茂別町字伏見272-2

面 積 約23,000m²(230m×100m)

管理者 喜茂別町

喜茂別町農業環境改善センターから約300m(南東方向)

② 名 称 寿都町総合文化センター

住 所 寿都郡寿都町字開進町187-1

○北海道原子力防災センターからの直線距離 約 36km

○会議室面積 約1,324 m² (34.4m×38.5m)

○近郊ヘリポート

施設名 寿都町防災広場

所在地 寿都郡寿都町字渡島町126-1

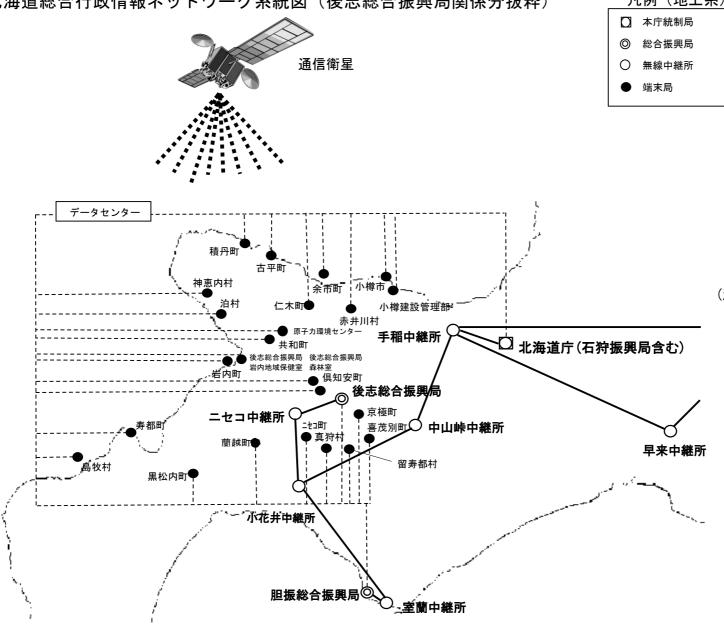
面 積 約 1,296 m<sup>2</sup> (36m×36m)

管理者 寿都町

寿都町総合文化センターから約100m(南東方向)

### 資料2-4-1 道、関係町村等の通信連絡設備の整備状況

1 北海道総合行政情報ネットワーク系統図(後志総合振興局関係分抜粋)

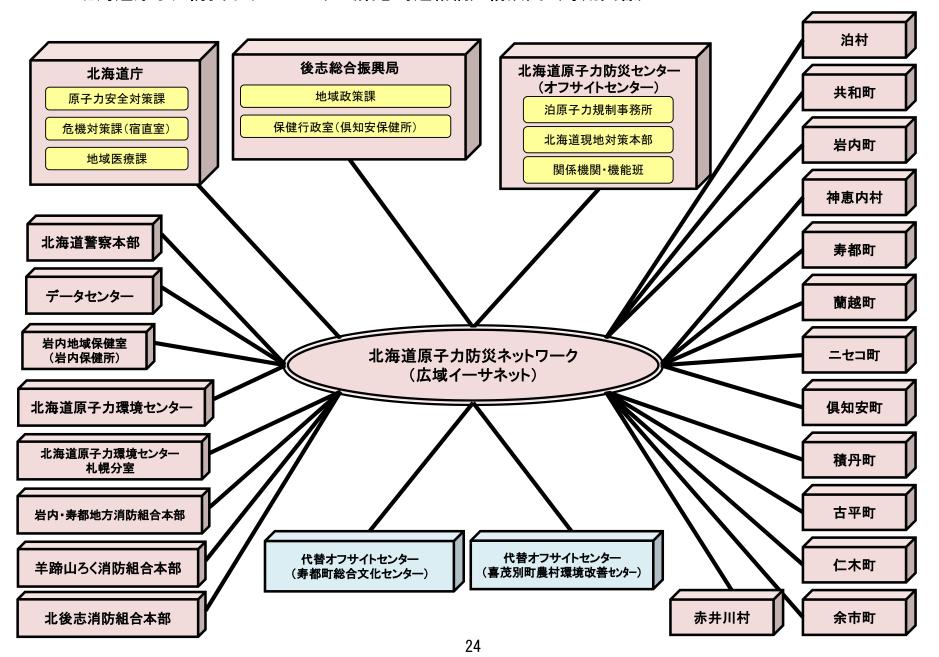


凡例 (地上系)

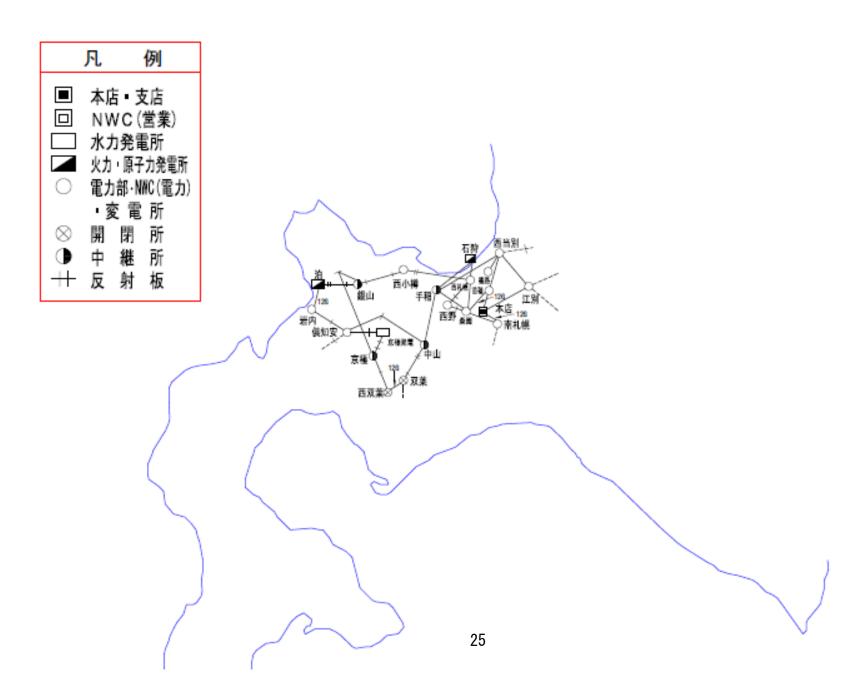
- マイクロ無線回線防災光回線
- ■■■■■ 衛星無線回線
  - (地域衛星通信ネットワーク)

- (注) 1 本ネットワークは、地上系と衛星 系の 2 ルートにより構成しています。
  - 2 地上系は、道庁、総合振興局・振 興局をはじめ、全道市町村、道出先 機関を結ぶ防災光回線と、道庁、総 合振興局・振興局を結ぶマイクロ回 線により構成しています。
  - 3 衛星系は、地域衛星通信ネットワークを利用して、道庁、総合振興局・振興局、道内市町村、道出先機関相互間のほか、国や全国の地方公共団体と通信ができます。

### 2 北海道原子力防災ネットワーク (緊急時連絡網) 構成図 (専用回線)



3 北海道電力ネットワーク㈱固定多重無線系統図(関係抜粋分)



# 資料2-5-1 緊急時モニタリング要員及び緊急時モニタリング車両

### 1 北海道緊急時モニタリング班の要員及び車両

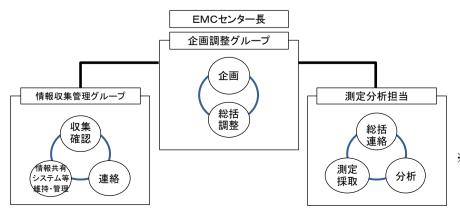
令和4年4月1日現在

	1		1		7 们 4 千 4 月 1 日 現住
区 分	所 属	緊急時モニタリング要員	EMC参画時の	体制	緊急時モニタリング車両
	原子力安全対策課	2名	企画調整G 情報収集管理G	1名 1名	_
	環境保全局※	7名	情報収集管理G 測定分析担当G	2名 5名	_
北海道	原子力 環境センター <sup>※※</sup>	1 9名	企画調整G 情報収集管理G 測定分析担当G	3名 3名 13名	6 台 (内モニタリングカー1台)
	後志総合振興局	5名	企画調整G 測定分析担当G	1名 4名	2台
	泊村	2名	測定分析担当G	2名	1台
	共和町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	岩内町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	神恵内村	2名	測定分析担当G	2名	1台
	積丹町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	古平町	2名	測定分析担当G	2名	1台
関係町村	余市町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	仁木町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	赤井川村	2名	測定分析担当G	2名	1台
	倶知安町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	ニセコ町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	蘭越町	2名	測定分析担当G	2名	1台
	寿都町	2名	測定分析担当G	2名	1台
北海道電力(株)	泊発電所	1 5名	企画調整G 情報収集管理G 測定分析担当G	1名 2名 12名	5 台 (内モニタリングカー1台)
※ 自然帶接目 →	計	7 4 名	7 4 名		26台 (内モニタリングカー2台)

<sup>※</sup> 自然環境局、ゼロカーボン推進局を含む

# 2 緊急時モニタリングセンター(EMC)の体制

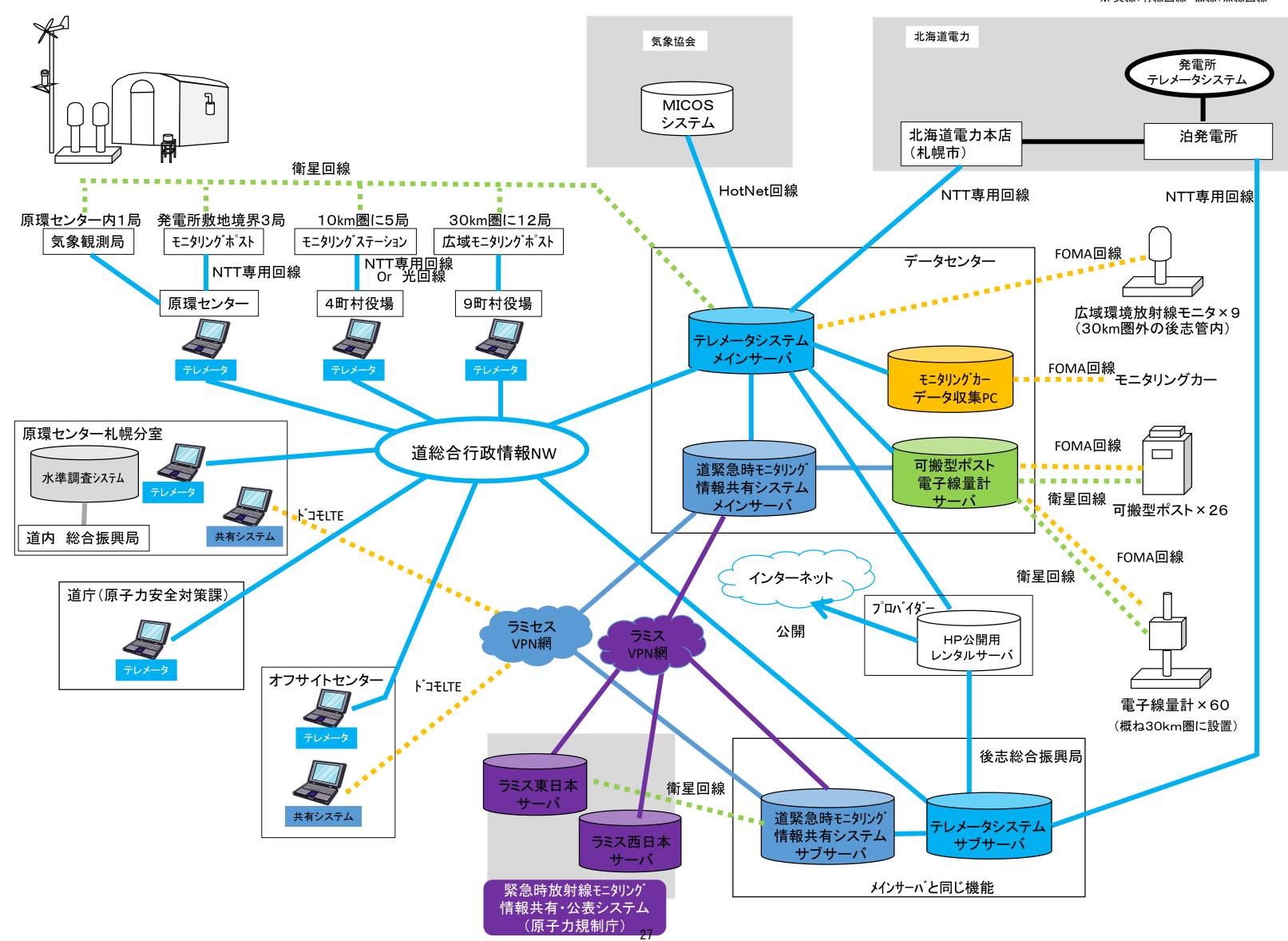
国は、施設敷地緊急事態に至った原子力施設の立地道府県に緊急時モニタリングセンターを設置する。



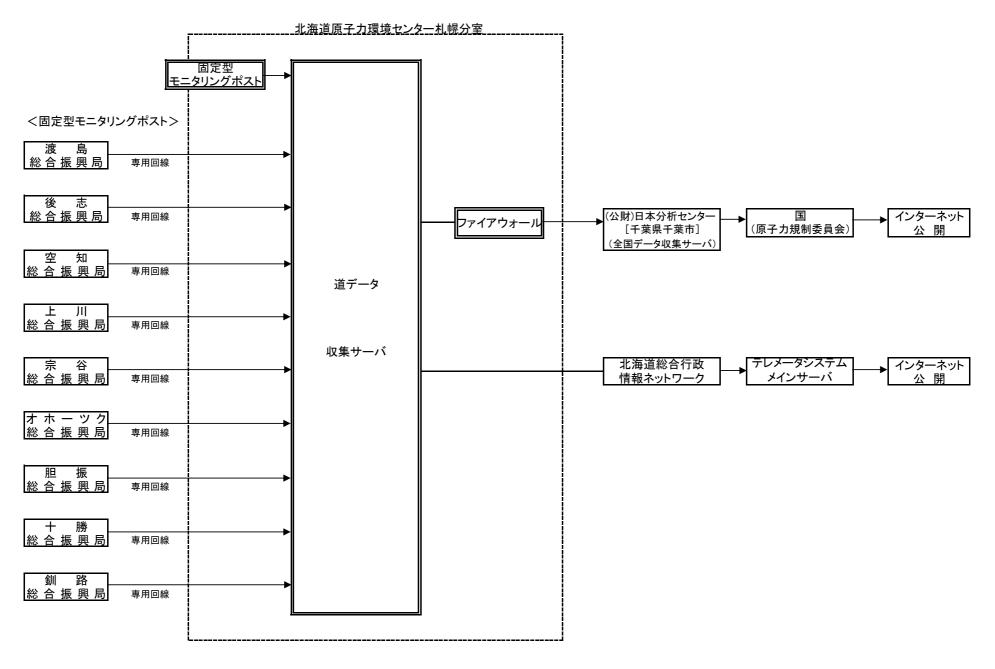
※ EMCは国の指揮の下に国、地方 公共団体、原子力事業者、関係 指定公共団体等の要員で構成さ れる。

<sup>※※</sup> 北海道立総合研究機構を含む

注 原子力規制委員会、指定公共機関(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構) 及び北海道電力(㈱以外の原子力事業所からも、緊急時モニタリング要員が派遣されることとなっている。



### 資料2-5-3 リアルタイム線量測定システム図(原子力規制委員会環境放射能水準調査)



# 資料2-5-4 気象・海象観測機器の整備状況

### 1 気象観測機器

地	点・項目						気	象	3	要		素			
機関名		地	点	名	風向風速	感	雨	降水量	積雪深	温适	退度	日射	量	放収3	
機関名					連続	連	続	連続	連続	連	続	連	続	連	続
		茅  沼		0	0		0	0		)					
	スモ テニ	発		足	0	0		0	0	0					
	ータ シリ	南	幌	似	0	0		0	0						
	ョン ング	岩		内	0	0	ı	0	0						
北海道		神	神 恵 内		0	0	1	0	0						
	ポニ	茶		津		0	1	0	0						
	ス <sup>タ</sup> リ	<u>~</u> п	カル	ウス	0	0	1	0	0						
	トグ	堀	株神	社		0	1	0	0						
広域モニタリングポスト		<b>積平町西山井倶町富蘭成丹町朝町、川知瑞士越、</b> 丹町東下赤、安穂県、寿	兵 化井俱 、、、、 蘭 化十川知俱 二 蘭越	余木町村安知セ越町市町銀赤町安町町御町		0									
	観気 測 局象		∄道原 €セン		0	0	ı	0	0		)	С	)	(	)
		発	電	所		0									
	スモ テニ	堀		株		0									
北海道	ータ シリ		泊			0									
電力㈱	ョン ング	宮		丘		0	1								
		髙		台	0	0		0							
	観気 測 局象	発	電	所	0			0			)	С	)		
			『特別 象観》		0	0		0	0		)				
札幌管区	区気象台	(ア	共和 'メダ		0			0	0	気					
		1	神恵戸	4	0			0			)				
		(ア	余市 'メダ	ス)	0			0	0	気					
		(ア	蘭越 'メダ	ス)	0			0	0	気					
		気1	象観測		0	0	)	0	0						
		(ア	ニセニ ゚゚メダ	ス)				0							
			赤井/ ′メダ	ス)				0	0						
		(ア	美国 'メダ		0			0		気					

注1 倶知安特別地域気象観測所は、2006年10月1日に倶知安測候所から移行。寿都特別地域気象観測所は、2008年

### 2 海象観測機器(固定)

機	関	名	海象	要素	₹	地	点	数
-11- ¾	再道電力㈱		海水	. 温 度				5
4L 17	更 电 刀 (M)		波	高				1

<sup>10</sup>月1日に寿都測候所から移行。 注2 共和(アメダス、設置場所:共和町南幌似)は、2008年11月12日に岩内(アメダス、設置場所:共和町梨野舞納)から移設、名称変更。

注3 神恵内 (アメダス) は、2021年10月18日に機器更新、湿度観測開始。

# 資料2-6-1 原子力災害医療活動用資機材等の配備状況

令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ

ラグッド式シンチレーションボサーベイメータ       台       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       1       2       2       1       2       1       1       1       1 <th>_</th> <th>,</th> <th colspan="5">令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ</th>	_	,	令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ				
日の僧笠サーベイメータ 台 8 24 27 59 20 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	資 機 材 名		保健環境部	保健環境部		総数	
Sal シンチレーション式サーベイメータ   台   9   27   11   47   47   47   47   47   47   4	ハンドフットクロスモニタ	台		2		2	
Sol シンチレーション式サーベイメータ   台   9   27   11   47	GM管式サーベイメータ	台	8	24	27	59	
おかシアトーションズサーベイメータ(+線用)   台   9   27   11   47   27   38   38   38   38   38   38   38   3	Nalシンチレーション式サーベイメータ				1	1	
対解測定器セット 台 日 1 1 1 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	Nalシンチレーション式サーベイメータ(γ線用)		9	27	11	47	
デキッド式レングレーション式サーベイメータ 台 台 1 1 1 1 2 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	放射線測定器セット				1	1	
コンパクトサーベイメータ   台   台   日   日   日   日   日   日   日   日	ラギッド式シンチレーション式サーベイメータ				1	1	
ボータブルエリアモニタ 合	コンパクトサーベイメータ				4	4	
スペクトロサーベイメータ       台       6       190       96       345         ボクット線量計       台       6       190       96       345         ガラス線量計とステム       セット       1       1       1         ガラス線量計とステム       セット       240 <td>傷モニタ</td> <td>台</td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td>	傷モニタ	台		1	1	2	
ボケット線量計 台 60 190 95 348 ガラス線量計システム セット 1 1 カフス線量計システム セット 4 4 ホールボディカウンタ 台 2 1 3 ホールボディカウンタ用移動式遮蔽体 台 1 1 1 大型廃棄物汚染確認用モニター 台 1 1 1 防護マスク 個 60 160 70 290 防護収不クブンイルタ 個 120 380 500 防護服(布) 音 60 190 8 258 防護維後 足 60 190 8 258 防護維後 足 60 190 258 防護神炎	ポータブルエリアモニタ	台			1	1	
対うス線量計システム セット 白 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240	スペクトロサーベイメータ	台			1	1	
# 240 240 240 240 240 240 240 240 240 240	ポケット線量計	台	60	190	95	345	
電離箱式サーベイメータ 台 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	ガラス線量計システム	セット			1	1	
ホールボディカウンタ 台 2 1 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ガラス線量用素子(シート)				240	240	
ボールボディカウンタ用移動式進厳体 台 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	電離箱式サーベイメータ	台			4	4	
ボールボディカウンタ用移動式遮蔽体 台	ホールボディカウンタ	台		2	1	3	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	ホールボディカウンタ用移動式遮蔽体	台		1		1	
防護マスクフィルタ 個 120 380 500 500 500 500 500 500 500 500 500 5	大型廃棄物汚染確認用モニタ	台			1	1	
防護マスクフィルタ	マルチチャンネルアナライザ用パソコン(処理ソフト付き)	台			1	1	
防護服(布)       着       60       190       8       258         防護軽       足       60       190       250         防護手袋(ゴム製)       個       500       850       900       2,250         オーバーシューズ       足       60       190       250         編手袋       枚       390       630       1,020         検診衣       着       50       200       250         放護服       着       50       200       250         放護服(タイペックスーツ)       者       300       610       1,050       2,110         防護服(タイペックスーツ)       者       300       190       199       689         救護服       着       300       190       199       689         救護服       着       30       30       40       100         作業服       着       10       10       9       29         CB・カンシーバ       台       10       30       40       100         アンダーウェア (上着)       着       10       30       40       110         下のチーシェア (下着)       着       1       40       1,400       1,400         半面マスク       個       1       40       1       40	防護マスク	個	60	160	70	290	
防護靴       足       60       190       250         防護手袋(ゴム製)       個       500       850       900       2,250         オーバーシューズ       足       60       190       250         綿手袋       枚       390       630       1,020         検診衣       着       50       200       250         シューズカバー       枚       450       610       1,050       2,110         防護服(タイペックネーツ)       着       300       190       199       689         救護服       着       300       190       199       689         救護服       着       30       30       40       100         作業服       着       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       10       9       29         CBトランシーバ       者       10       30       40       10         アンダーウェア (上首)       着       10       30       40       40         アンダーウェア (下着)       着       10       30       30       30         アンダーウェア (下着)       着       1       90       90       90         個人用防護服       着       1       90       90	防護マスクフィルタ	個	120	380		500	
防護手袋(ゴム製)     個     500     850     900     2,250       オーバーシューズ     足     60     190     250       綿手袋     枚     390     630     1,020       検診衣     着     50     200     250       シューズカバー     枚     450     610     1,050     2,110       防護服(タイペックスーツ)     着     300     190     199     689       救護服     着     30     30     40     100       作業服     着     10     10     9     29       CBトランシーバ     台     10     10     9     29       CBトランシーバ     台     10     10     10       音替用スクェット(上下)     着     10     30     40       アンダーウェア (上着)     着     10     30     40       アンダーウェア (下着)     着     1     1,110     1,110       防寒具     着     1,400     1,400     1,400       半面マスク     個     3     3       個人用防護服     着     900     900       個人用防護服     者     900     900       砂の     900     900       砂の     250     250       化学防護マスク     個     250     250       化学防護マスク     板     1	防護服(布)	着	60	190	8	258	
オーバーシューズ     足     60     190     250       編手袋     枚     390     630     1,020       検診衣     着     50     200     250       シューズカバー     枚     450     610     1,050     2,110       防護服(タイベックスーツ)     着     300     190     199     689       救護服     着     30     190     199     689       救護服     着     30     40     100       作業服     着     10     10     9     29       CB トランシーバ     台     10     10     9     29       CB トランシーバ     着     10     30     40     10       アンダーウェア (上下)     着     10     30     40     40       アンダーウェア (上音)     着     1     1,110     1,110     1,110       防寒具     着     1,400     1,400     1,400     1,400       学面マスク     個     3     3     3     3     3       家子・フルボール・アンスク     個     2     9     9 <td>防護靴</td> <td>足</td> <td>60</td> <td>190</td> <td></td> <td>250</td>	防護靴	足	60	190		250	
##手袋 枚 390 630 1,020 250 250 250 250 250 250 250 250 250	防護手袋(ゴム製)	個	500	850	900	2, 250	
検診を 着 50 200 250 250 250 250 250 250 250 250	オーバーシューズ	足	60	190		250	
シューズカバー       枚       450       610       1,050       2,110         防護服(タイペックスーツ)       着       300       190       199       689         救護服       着       300       190       199       689         救護服       着       300       40       100         作業服       着       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       30       40       100         産場内エット (上下)       着       10       30       40       40         アンダーウェア (上着)       着       10       30       40       40         アンダーウェア (上着)       着       10       30       40       40         半面マスク       着       1       1,110       1,110       1,110       1,110       1,400       1,400       1,400         個人用防護服       着       1       2       2       2       2	綿手袋	枚	390	630		1,020	
防護服(タイペックスーツ)       着       300       190       199       689         救護服       着       30       30       40       100         作業服       着       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       30       40       10         素替用スウェット (上下)       着       10       30       40       40         アンダーウェア (上着)       着       10       30       40       40         アンダーウェア (下着)       着       10       30       40       40         学のウェア (下着)       着       10       30       40       40         学の中立ア (下着)       着       10       30	検診衣	着	50	200		250	
救護服着33ベスト着303040100作業服着1010929CBトランシーバ台101010着替用スウェット(上下)着103040アンダーウェア(上着)着1,1101,110防寒具着3030アンダーウェア(下着)着1,4001,400半面マスク個33SMSサージカルガウン(ディスポタイプ)着900900個人用防護服着11ディスボーサブルエブロン着900900安全ゴム長靴足99Nー95マスク個250250化学防護マスク個250250化学防護マスク個1002001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	シューズカバー	枚	450	610	1,050	2, 110	
ベスト       着       30       30       40       100         作業服       着       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       10       10         着曽用スウェット (上下)       着       10       30       40         アンダーウェア (上帯)       着       1,110       1,110       1,110         防寒具       着       30       30       30         アンダーウェア (下着)       着       1,400       1,400       1,400         半面マスク       個       3       3       3         SMSサージカルガウン (ディスボタイプ)       着       900       900         個人用防護服       着       900       900         安全ゴム長靴       足       9       9         Nー95マスク       個       250       250         化学防護マスク       個       200       1,400       1,700         フェイスシールド       個       760       760         活性炭入りマスク       枚       750       750	防護服(タイベックスーツ)	着	300	190	199	689	
作業服       着       10       10       9       29         CBトランシーバ       台       10       10       10         着替用スウェット (上下)       着       10       30       40         アンダーウェア (上着)       着       1,110       1,110       1,110         防寒具       着       30       30         アンダーウェア (下着)       着       1,400       1,400         半面マスク       個       3       3         SMSサージカルガウン (ディスボタイプ)       着       900       900         個人用防護服       着       900       900         安全ゴム長靴       足       9       9         Nー95マスク       個       250       250         化学防護マスク       個       200       1,400       1,700         フェイスシールド       個       200       1,400       1,700         活性炭入りマスク       枚       750       750	救護服	着			3	3	
CBトランシーバ       台       10       10         着替用スウェット (上下)       着       10       30       40         アンダーウェア (上着)       着       1,110       1,110       1,110         防寒具       着       30       30         アンダーウェア (下着)       着       1,400       1,400         半面マスク       個       3       3         SMSサージカルガウン (ディスボタイプ)       着       900       900         個人用防護服       着       900       900         毎全ゴム長靴       足       9       9         Nー95マスク       個       250       250         化学防護マスク       個       200       1,400       1,700         フェイスシールド       個       760       760         活性炭入りマスク       枚       750       750	ベスト	着	30	30	40	100	
蓄替用スウェット (上下)着103040アンダーウェア (上着)着1,1101,110防寒具着3030アンダーウェア (下着)着1,4001,400半面マスク個33SMSサージカルガウン (ディスポタイプ)着900900個人用防護服着11ディスポーサブルエプロン着900900安全ゴム長靴足99Nー95マスク個250250化学防護マスク個2001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	作業服	着	10	10	9	29	
アンダーウェア (上着)着1,1101,110防寒具着3030アンダーウェア (下着)着1,4001,400半面マスク個33SMSサージカルガウン (ディスポタイプ)着900900個人用防護服着11ディスポーサブルエプロン着900900安全ゴム長靴足99Nー95マスク個250250化学防護マスク個2001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	CBトランシーバ	台			10	10	
防寒具着3030アンダーウェア (下着)着1,4001,400半面マスク個33SMSサージカルガウン (ディスポタイプ)着900900個人用防護服着11ディスポーサブルエブロン着900900安全ゴム長靴足99Nー95マスク個250250化学防護マスク個2001,4001,700フェイスポキャップ (アイソレーションキャップ)個1002001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	着替用スウェット (上下)	着	10	30		40	
アンダーウェア (下着)       着       1,400       1,400         半面マスク       個       3       3         SMSサージカルガウン (ディスポタイプ)       着       900       900         個人用防護服       着       1       1         ディスポーサブルエプロン       着       900       900         安全ゴム長靴       足       9       9         Nー95マスク       個       250       250         化学防護マスク       個       200       1,400       1,700         フェイスポキャップ (アイソレーションキャップ)       個       100       200       1,400       1,700         フェイスシールド       個       760       760       760         活性炭入りマスク       枚       750       750	アンダーウェア (上着)	着			1, 110	1, 110	
半面マスク個33SMSサージカルガウン (ディスポタイプ)着900900個人用防護服着11ディスポーサブルエプロン着900900安全ゴム長靴足99Nー95マスク個250250化学防護マスク個22ディスポキャップ (アイソレーションキャップ)個1002001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	防寒具	着			30	30	
SMSサージカルガウン(ディスポタイプ) 着   900   900   900   1,400   1,700   750   750   750   100   100   1,700   100   1,7	アンダーウェア (下着)	着			1, 400	1, 400	
個人用防護服     着     1     1       ディスポーサブルエプロン     着     900     900       安全ゴム長靴     足     9     9       N-95マスク     個     250     250       化学防護マスク     個     2     2       ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)     個     100     200     1,400     1,700       フェイスシールド     個     760     760       活性炭入りマスク     枚     750     750		個			3	3	
ディスポーサブルエプロン       着       900       900         安全ゴム長靴       足       9       9         Nー95マスク       個       250       250         化学防護マスク       個       2       2         ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)       個       100       200       1,400       1,700         フェイスシールド       個       760       760         活性炭入りマスク       枚       750       750	SMSサージカルガウン(ディスポタイプ)	着			900	900	
安全ゴム長靴足99N-95マスク個250250化学防護マスク個22ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)個1002001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	個人用防護服	着			1	1	
N-95マスク     個     250     250       化学防護マスク     個     2     2       ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)     個     100     200     1,400     1,700       フェイスシールド     個     760     760       活性炭入りマスク     枚     750     750	ディスポーサブルエプロン	着			900	900	
化学防護マスク     個     2     2       ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)     個     100     200     1,400     1,700       フェイスシールド     個     760     760       活性炭入りマスク     枚     750     750	安全ゴム長靴	足			9	9	
ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)個1002001,4001,700フェイスシールド個760760活性炭入りマスク枚750750	N-95マスク	個			250	250	
フェイスシールド     個     760     760       活性炭入りマスク     枚     750     750	化学防護マスク	個			2	2	
活性炭入りマスク 枚 750 750	ディスポキャップ(アイソレーションキャップ)	個	100	200	1, 400	1, 700	
	フェイスシールド	個			760	760	
延長20mホース 個 2 2	活性炭入りマスク	枚			750	750	
	延長20mホース	個		<del></del>	2	2	

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総数
布担架	台			2	2
スクープストレッチャー	台			1	1
搬送用ストレッチャー	台			3	3
除染室用ストレッチャー	台			1	1
ガイドポール	個			4	4
エステクシート	巻			27	27
エプコシート	巻			145	145
エプコテープ	巻			760	760
四つ折り伸縮担架	台	1	3		4
ポリエチレンろ紙	巻			29	29
ポリエチレンろ紙(汚染検知シート)	巻			6	6
ハサミ	個			90	90
ブルーシート	巻			3	3
セルボンテープ(放射線テープ) 1 袋 5 巻入り	個			10	10
セルボンテープ(放射線テープ) 1 個3巻入り	個			24	24
汚染傷病者搬送用シート		1	3	45	49
トラロープ	巻	2	11	12	25
台車	 台	_		3	3
材料搬送カート	<del></del> 台			3	3
ビブス	 着			200	200
移動式手洗い器	台		6	200	6
R I 用クリーナー (A剤)	 個	15	15	2	32
タオル	 枚	30	90	2	120
除菌キット	式	3	12	9	24
ガーゼ	枚	300	100	9	400
患者プライバシーキット	式	300	100	20	20
オスカルブランケット	枚			20	20
オレンジクリーナー				20	20
ディスポのう盆(1個100枚入り)	個				
心電図モニター				700	700
心电凶セーター ファーストエイドセット	台畑	0	9	2	2
	個	2	2		4
外傷セット	個	2	2		4
診察机	個		2		2
簡易ベッド(キャンパスベッド)	台	3	10		13
毛布	枚	3	10		13
枕	個	3	10		13
救護所用パーテーション	台	6	6		12
脱衣用テント	張	2	6		8
2WAYガード 黄色	個	30	50		80
プラチックチェーン	本	10			10
救急医療セット (JM1)	式			2	2
救急医療セット (JM8)	式			2	2
救護蘇生装置	式			2	2
エマージェンシーキット	台			1	1
携带型超音波診断装置	台			1	1
生体モニタ	台			2	2
ディスポ術衣セット (20着入り)	着			120	120
トリアージタグ (1個100枚入り)	個			1, 200	1, 200
クリップホルダー	個			50	50

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総数
折りたたみ点滴台	台			32	32
医療班用遮へい容器	個			3	3
医療班用遮へい容器 (バイアル廃棄容器)	個			1	1
ヨウ素剤調製器具セット	式	1	1		2
簡易除染システム	式			2	2
除染ベッド	台		2		2
真空掃除機	台	1	2	1	4
室内用個体廃棄物容器	個	4	8	1	13
除雪機	台		2		2
エアーテント	張			1	1
腕章	個	4	7		11
衛星アンテナおよび衛星可搬局	式			1	1
モバイルプリンター	台			1	1
資機材等搬送用自動車	台	1	1		2
原子力災害医療派遣チーム車両	台			2	2
夏タイヤ	本	4	4	8	16
スタッドレスタイヤ	本	4	4	8	16
カスケードガレージ	台		1		1
パーソナル無線機(車両備付用)	台		1		1
線源用保管庫	台		1		1
保管庫 (放射線測定器等)	台	1	16	1	18
ヨウ化カリウム丸保管用ロッカー	台	3		23	26
折りたたみ机	式		8		8
ホワイトボード	台			22	22
折りたたみコンテナ	台			48	48
折りたたみコンテナ台車	台			2	2
パイプ椅子	個		5		5

資 機 材 名		後志総合振興局 保健環境部 保健行政室	後志総合振興局 保健環境部 岩内地域保健室	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総数
延長20mホース	個			2	2
布担架	台			2	2
スクープストレッチャー	台			1	1
搬送用ストレッチャー	台			1	1
除染室用ストレッチャー	台			2	2
ガイドポール	個			28	28
エステクシート	巻			26	26
エプコシート	巻			133	133
エプコテープ	巻			740	740
四つ折り伸縮担架	台	1	3		4
ポリエチレンろ紙	巻			28	28
ポリエチレンろ紙(汚染検知シート)	巻			6	6
ハサミ	個			90	90
ブルーシート	巻			3	3
セルボンテープ(放射線テープ)1袋5巻入り	個			10	10
セルボンテープ(放射線テープ) 1 個3巻入り	個			21	21
汚染傷病者搬送用シート	袋	1	3	42	46
トラロープ	巻	2	11	14	27
台車	台			3	3
材料搬送カート	台			3	3
ビブス	着			200	200
移動式手洗い器	台	2	7		9
R I 用クリーナー (A剤)	個	15	15	2	32
タオル	枚	30	90		120
除菌キット	式	3	12	9	24
ガーゼ	枚	900	300		1, 200
患者プライバシーキット	式			20	20
オスカルブランケット	枚			20	20
オレンジクリーナー	個			2	2
ディスポのう盆(1個100枚入り)	個			700	700
心電図モニター	<u></u> 台			2	2
ファーストエイドセット	個	2	2	_	4
外傷セット	個	2	2		4
診察机		_	1	1	2
簡易ベッド(キャンパスベッド)	台	5	15	100	120
毛布	 枚	5	15	100	20
枕	個	5	15		20
救護所用パーテーション	台	6	15		21
脱衣用テント	張	5	15		20
NUMAYガード 黄色	個	30	50		80
プラチックチェーン	本	10			10
救急医療セット (JM1)	式	10		2	2
救急医療セット	式			2	2
救護蘇生装置	式式			2	2
	式式			1	1
エマージェンシーキット	台			1	1
ハロゲンライト	台			4	4
コードリール	<u></u> 台				
				4	4
<b>屑入れ</b>	個			3	3

資 機 材 名		後志総合振興局保健環境部	後志総合振興局 保健環境部	原子力災害拠点病院及び 原子力災害医療協力機関等	総数
		保健行政室	岩内地域保健室		
携帯型超音波診断装置	<u>台</u>			1	1
生体モニタ	台			2	2
ディスポ術衣セット (20着入り)	着			120	120
トリアージタグ (1個100枚入り)	個			9	9
クリップホルダー	個			50	50
折りたたみ点滴台	台			32	32
ジュラルミンケース	個			2	2
医療班用遮へい容器	個			4	4
医療班用遮へい容器 (バイアル廃棄容器)	個			1	1
ョウ素剤調製器具セット	式	1	1		2
簡易除染システム	式			2	2
除染ベッド	台		1	1	2
真空掃除機	台	1	1	2	4
室内用個体廃棄物容器	個	4	4	5	13
除雪機	台		1	1	2
エアーテント	張			2	2
腕章	個	4	7		11
衛星アンテナおよび衛星可搬局	式			1	1
モバイルプリンター	台			1	1
資機材等搬送用自動車	台	1	1		2
原子力災害医療派遣チーム車両	台			2	2
夏タイヤ	本	4	4	8	16
スタッドレスタイヤ	本	4	4	8	16
カスケードガレージ	台		1		1
パーソナル無線機(車両備付用)	台		1		1
線源用保管庫	台		1		1
保管庫(放射線測定器等)	台		16	2	18
ヨウ化カリウム丸保管用ロッカー	台	3		19	22
折りたたみ机	式		4	4	8
ホワイトボード	台			22	22
折りたたみコンテナ	台			38	38
折りたたみコンテナ台車	台			2	2
パイプ椅子	個		5	5	10

## 資料2-6-2 安定ヨウ素剤の配備状況

1 安定ヨウ素剤丸薬及びゼリー状安定ヨウ素剤

令和5年4月1日現在 道地域医療課調べ

【町村名】	安定ヨウ素剤	ゼリー状安定	ヨウ素剤包数		7.1日7亿11. 但2	也以区凉味啊、
保管場所	安定コリ系則 錠数	16. 3mg	32. 5mg	人口	うち40歳未満	うち3歳未満
【泊村】	錠	包	包	人	人	人
泊村役場	11,000	15	70	1, 410	407	15
【共和町】						
前田診療所	27,000					
小沢診療所	6,000					
共和町役場	4,000	130	280	5, 735	1, 970	118
【岩内町】						
岩内町役場	83,000	179	490	11, 981	3, 568	218
【神恵内村】						
神恵内村立神恵内診療所	6,000	7	30	822	188	9
【寿都町】						
寿都町役場	20,000	44	115	2,893	847	33
【蘭越町】						
蘭越町保健福祉センター	30,000	117	475	4, 353	1, 184	72
【ニセコ町】						
ニセコ町役場	27, 000	88	295	5, 028	1, 887	118
【倶知安町】						
倶知安町役場	86, 000	276	1,005	14, 956	11, 668	491
【積丹町】						
積丹町立国民保険診療所	15, 000	30	160	1, 913	403	17
【古平町】						
古平町役場	21,000	36	115	2, 963	626	33
【仁木町】						
仁木町役場	22, 000	29	115	3, 245	608	54
【余市町】						
余市町役場	119, 000	225	745	18, 316	5, 224	287
【赤井川村】						
赤井川村役場	7,000	20	55	1, 222	488	19
北海道後志総合振興局保健環境部 保健行政室(倶知安保健所)	24, 000	54	425	予備用配置	-	-
北海道後志総合振興局保健環境部 岩内地域保健室(岩内保健所)	45, 000	54	450	予備用配置	_	-
北海道庁	161, 000	35	275	予備用配置	-	_
m+	714, 000	1,339	5, 100	74, 837	29, 068	1, 484

<sup>※1</sup> 予備用配置については、防災業務関係者、観光客等の一時滞在者用を含む。

<sup>2</sup> 配布対象人口は、令和4年4月1日現在(住民基本台帳)の数である。

## 2 ヨウ化カリウム原薬(粉末)

保管場所	ョウ化カリウム原薬配備数	配布対象人口
(岩内町)	本	人
北海道後志総合振興局 保健環境部岩内地域保健室 (岩内保健所)	2	334
(倶知安町)		
北海道後志総合振興局 保健環境部保健行政室 (倶知安保健所)	2	1,001

<sup>※1</sup> ヨウ化カリウム原薬(1本当たり500グラム)

<sup>2</sup> 配布対象人口は、令和2年4月1日現在(住民基本台帳)で3歳未満の数である。

町				配布者数		年齢別	等内訳		
村	避難区域(集	落)名	人口	又は 問診済数	3歳未満	3歳以上 13歳未満	13歳以上	40歳未満	緊急配布場所
名			(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	
蘭	SSE-20(チセヌプリトイレ横駐車場)	日の出ヶ丘地区	130	0	7	20	103	54	避難退域時検査場所で配布
越	SSE-26(旧湯里小学校)	湯里地区	108	0	1	7	100	21	避難退域時検査場所で配布
町	SSE-29 (西富地区町民センター) ※ニセコ町	昆布地区	557	0	12	55	490	169	避難退域時検査場所で配布
	S-34L (立川下地区)	立川地区	21	0	0	0	21	3	避難退域時検査場所で配布
	S-26 (蘭越町蘭越モニタリンク゛ポスト)	蘭越地区	1,871	0	34	134	1,703	580	避難退域時檢查場所で配布
	S-27(淀川集会所)	大谷地区	521	0	6	45	470	152	避難退城時検査場所で配布
	S-23(蘭越町育苗施設)	三和地区	324	0	5	11	308	62	避難退城時検査場所で配布
	SSW-26(旧名駒小学校)	名駒地区	178	0	2	10	166	30	避難退域時検査場所で配布
	SSW-23(蘭越町御成モニタリングポスト)	御成地区	95	0	0	2	93	16	避難退域時検査場所で配布
	SSW-22(道の駅シェルプラザ港)	港地区	142	0	0	3	139	22	避難退域時検査場所で配布
	S-3S-31 (目名生活改善センター)	目名地区	334	0	5	19	310	63	避難退域時検査場所で配布
	S-34R(旧田下小学校)	田下地区	72	0	0	4	68	12	避難退域時検査場所で配布
	計		4, 353	0	72	310	3, 971	1, 184	

# 資料2-7-1 防災資機材の整備状況

## 1 北海道

令和4年4月1日現在

品	名		整備数量
	(布)	着	846
防 護 服	(雨 着)	着	706
	(防寒着)	着	706
防 護 帽		着	706
防 護 靴		足	76
軍足		足	430
	(ゴ ム)	双	846
手 袋	( 綿 )	双	706
	(軍 手)	双	706
防護マスク		個	72
防じんマスク		個	524
ゴーグル		個	450
警報付ポケット線量計		個	445
GM管式サーベイメータ		台	9
シンチレーションサーベイメ・	ータ	台	17
携帯電話		台	43
衛星携帯電話		台	18
要員搬送用車両		台	8

## 2 町村等

令和4年4月1日現在 道原子力安全対策課調べ

												17 111	- 1 -	7 4 - 1	<b>コ が</b> 1工	~	1 1 / 7 /	//.,	水麻岬.、
品	名		泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿 都 町	蘭越町	ニセコ町	俱 知 安 町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村	地方消防組合岩内・寿都	消防組合	消防組合	合計
	( 布 )	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
防 護 服	(雨 着)	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
	(防寒着)	着	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
( 布 ) ( 雨 着) ( 雨 着) ( 防寒着)  防護 帽 防護 靴 軍 足 ( ゴ ム) ( 綿 ) ( 第 手)  防護マスク 防じんマスク ゴーグル 警報付ポケット線量計 GM管式サーベイメータ シンチレーションサーベイメータ シンチレーションサーベイメータ 携帯電話 衛星携帯電話 広報用車両			50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
防 護 靴	<ul> <li>護服 (雨着) (防寒着)</li> <li>護帽</li> <li>護靴</li> <li>袋 (ゴム) (綿) (軍手)</li> <li>護マスク (ルマスクーグル)</li> <li>報付ポケット線量計</li> <li>M管式サーベイメータンチレーションサーベイメータ帯電話</li> <li>星携帯電話</li> </ul>				131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
軍足	(			84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
( 布 ) ( 雨 着) ( 雨 着) ( 防寒着)		双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215
手 袋	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215	
	双	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215	
防護マスク	個	13	21	33	8	16	25	18	34	13	14	15	39	9	213	79	116	666	
防じんマスク	個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215	
ゴーグル	個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215	
警報付ポケット線量計	個	50	84	131	31	61	97	72	134	52	55	60	154	34	429	313	458	2, 215	
GM管式サーベイメータ	個	4	5	4	4	4	4	4	8	4	4	4	4	4	5	3	5	70	
シンチレーションサーベ	報付ポケット線量計 M管式サーベイメータ				7	7	7	7	7	11	7	7	7	7	7	5	3	5	109
携帯電話	ンチレーションサーベイメータ				15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	1	1	1	198
衛星携帯電話	帯電話 星携帯電話					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	1	42
広報用車両	報用車両				2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	_			26
車いす用車両	限用車両 いす用車両				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	16
ストレッチャー用車両	す用車両 レッチャー用車両				1	1	1		_	_	1	1		1	_	_	_		8
化学防護服	学防護服			_	_	_	-	_	_	_	ı	_	_	_	_	18	5	5	28
空気(酸素)呼吸器[ス	ンチレーションサーベイメータ帯電話星携帯電話報用車両いす用車両トレッチャー用車両			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_	18	5	5	28

#### [人口に関する資料]

## 資料2-8-1 泊発電所周辺の人口構成とその分布状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

OIL地点名   避難区域名   世帯数 人口   男 女 (八)													令和5年4月11	∃現在 町村調べ
(股票) (以来) (以来) (以来) (以来) (以来) (以来) (以来) (以来	町			ш-н-ж.		性	別	要	記 慮	i	のり			地区に所在する病
(映画 (人)	村	0IL地点名	避難区域名	世帯数	人口	男	女	0~5歳	6~18歳		外国人		集合場所名	
1 日本	名			(世帯)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)		(人)			0 00 0
SE-29 (西海地(中原			目の出ヶ丘地区	70	130	55	75	18	11	0	24	0	日出ふれあいセンター	
SSR-29 (高霊地区町民 センター) 楽ニモコ町   昆布地区   296   557   271   286   32   58   0   22   20   万一、 昆布小学校   鑑載   一次 「	越町		湯里地区	56	108	60	40	3	7	5	12	7	日出ふれあいセンター	
S-26 (蘭越町蘭越年列			昆布地区	296	557	271	286	32	58	0	22	20	所 、 昆 布 活 性 化 センター、昆布小学校 (重	蘭越町高齢者生活 福祉センターこん ぶ、蘭越町通所介
S-26 (蘭越町蘭越モ列)     蘭越地区     943 1,871     903     968     72     187     1     31     99		S-34L (立川下地区)	立川地区	13	21	13	8	0	1	0	1	2	昆布小学校	
S-27 (淀川集会所)     大谷地区     295     521     244     277     11     37     2     0     21     広舎子、簡潔可長分析を会産と学園(児産箱名所、淀川コミュニティをを庭)所、淀川コミュニティをを庭)所、淀川コミュニティをを庭り、簡越町地場産業長興コミュニティセンター、三和コミュニティを卸設したるの里(電視)、三和一町内会会館、簡越町克雪管理センター(重複)       SSW-26 (旧名駒小学校)     名駒地区     89     178     81     97     5     11     0     1     14     夕一、旧名駒小学校       SSW-23 (蘭越町御成年 別分かまみも)     御成地区     46     95     46     49     1     5     0     0     13     生活改善センター、初田地区集会所       SSW-22 (道の駅シェルブラザ港)     港地区     86     142     71     71     2     5     0     0     18     2     18     2     10     38     日名地区生活改善センター、高融社区生活改善センター、公司・設定の表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表			蘭越地区	943	1,871	903	968	72	187	1	31	98	ター、 いまな は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	童福祉施設)
S-23 (蘭越町育苗施設)     三和地区     162     324     161     163     10     14     0     4     33     ミュニティセンター、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを対力の主義を重要した。     33     ミュニティセンター、三和コミュニティを通行、三和コミュニティを通行、三和ロミュニティを通行、三和ロミュニティを対力の主意を重要した。       SSW-26 (旧名駒小学 を)     名駒地区     89     178     81     97     5     11     0     1     14     名駒地区生活改善センター、旧名駒小学校       SSW-23 (蘭越町御成モータリングェスト (前域町御成工・フラザ港)     御成地区     46     95     46     49     1     5     0     0     13     生活改善センター、初田地区集会所       SSW-22 (道の駅シェルブラザ港)     港地区     86     142     71     71     2     5     0     0     18     25     18     38     日名地区津波避難タター、旧目名小学校福祉センターめな場社センターのないのようによる。       S-34R (旧田下小学校)     田下地区     34     72     34     38     0     8     0     0     8     田下地区集会所		S-27(淀川集会所)	大谷地区	295	521	244	277	11	37	2	0	21	センター、大谷団地集会 所、淀川コミュニティセ	ムー灯園、北海愛 星学園(児童福祉 施設)、蘭越町高 齢者グループホー
校  名駒地区   89   178   81   97   5   11   0   1   14   ター、旧名駒小学校   85W-23 (蘭越町御成モ 別ソケ*ボ*スト)   御成地区   46   95   46   49   1   5   0   0   13   生活改善センター、初田地区集会所   18   18   17   17   2   5   0   0   18   一次   18   18   18   18   18   18   18   1			三和地区	162	324	161	163	10	14	0	4	33	ミュニティセンター、三 和コミュニティ会館ほた るの里(重複)、三和一 町内会会館、蘭越町克雪	
おいっと3 (順度は) (神成七   一個成地区   46   95   46   49   1   5   0   0   13 生活改善センター、初田地区集会所   一			名駒地区	89	178	81	97	5	11	0	1	14		
SSW-22 (道の駅シェル			御成地区	46	95	46	49	1	5	0	0	13	生活改善センター、初田	
ンター)     日名地区     181     334     103     171     9     25     1     0     38     9ー、旧目名小学校     福祉センターめな       S-34R (旧田下小学     田下地区     34     72     34     38     0     8     0     0     8     田下地区集会所			港地区	86	142	71	71	2	5	0	0	18	介護予防拠点センターみ なと、港地区津波避難タ	
校) 田下地区 34 72 34 38 0 8 0 0 8 田下地区集会所			目名地区	181	334	163	171	9	25	1	0	38		
計 2, 271 4, 353 2, 102 2, 243 163 369 9 95 272			田下地区	34	72	34	38	0	8	0	0	8	田下地区集会所	
		計		2, 271	4, 353	2, 102	2, 243	163	369	9	95	272		

【注】

<sup>「</sup>要配慮者」は区分毎の実数を計上。 「の~5歳」は未就学児(乳幼児)を計上。「6~18歳」は小学生以上を計上。 「避難行動要支援者」は各町村が災害対策基本法の規定に基づき策定した「避難行動要支援者名簿」の登載者数を計上。

# 資料2-8-2 泊発電所周辺の月別観光客入込み状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

_															14.1	当5 平4月		四1 小1 的山。 /
町村	位 方位	置野蘇	集落名	区分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平均	年 間
名	刀1址	<b>正</b> 上 内止																(人)
	南南東	20	湯本温泉地区	入込数	2, 952	3, 031	2, 997	2, 649	3, 633	3, 244	3, 409	4,637	4, 214	4, 027	1, 982	1, 739	3, 210	38, 514
	TT TT /K	20	<b>勿</b> 个证水地区	宿泊数	0	0	0	214	202	237	268	360	325	0	0	0	134	1,606
	南南東	21	五色温泉地区	入込数	2, 731	2, 588	1, 307	1,371	2, 264	3, 045	3, 993	4,600	4, 016	3, 633	1,097	1, 994	2, 720	32, 639
	TT  TT  XC	21	五占血水地区	宿泊数	482	431	152	150	246	256	413	459	252	452	84	997	365	4, 374
	南南東	24	昆布温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	田田木	24	医用血水地区	宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	26	湯の里温泉地区	入込数	831	697	491	440	687	771	1,077	1,483	924	865	482	643	783	9, 391
	用用米	20	<b>あり主価水地区</b>	宿泊数	657	629	421	377	591	636	1,038	1, 412	838	759	453	553	697	8, 364
蘭地	南南東	28	黄金温泉地区	入込数	0	0	0	131	1,678	1,448	1,634	2, 199	2, 105	0	0	0	0	9, 195
町	用用米	20	<b>英並価水地</b> 区	宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南南東	28	昆布川温泉地区	入込数	12, 638	10, 778	11, 420	9,624	11, 130	10, 696	10, 706	11, 729	10, 455	10, 877	9, 477	9, 428	10, 747	128, 958
	用用水	20	比和川區水地区	宿泊数	1, 337	1, 246	1, 119	858	959	1, 209	1, 233	1, 257	1, 195	1, 333	1, 019	1, 185	1, 163	13, 950
	南	18	新見温泉地区	入込数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1+1	10	利允恤水地区	宿泊数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南	25	蘭越地区	入込数	209	100	103	163	1,320	1,128	1,391	1,514	1, 515	1, 327	245	77	758	9, 092
	干	40	東悠北心	宿泊数	209	100	103	93	220	78	191	314	315	118	95	77	159	1, 913
			음 카	入込数	19, 361	17, 194	16, 318	14, 378	20, 712	20, 332	22, 210	26, 162	23, 229	20, 729	13, 283	13, 881	18, 982	227, 789
			н п	宿泊数	2, 685	2, 406	1, 795	1,692	2, 218	2, 416	3, 143	3, 802	2, 925	2, 662	1, 651	2, 812	2, 517	30, 207

## 資料2-8-3 泊発電所周辺の宿泊施設状況

## 1 施設及び収容人員

令和4年4月1日現在 町村調べ

町	位	置		鉄筋コン	ノクリート	木	造	合	計	
村 名	方 位	距離	集落名	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	備考
	南南東	20	湯本温泉地区	1	42	1	30	2	72	
	南南東	21	五色温泉地区	1	35	0	0	1	35	
	南南東	24	昆布温泉地区	0	0	0	0	0	0	
蘭	南南東	26	湯の里温泉地区	0	0	7	146	7	146	
越町	南南東	28	黄金温泉地区	0	0	0	0	0	0	
",	南南東	28	昆布川温泉地区	1	79	0	0	1	79	
	南	18	新見温泉地区	0	0	0	0	0	0	
	南	25	蘭越地区	0	0	2	32	2	32	
			小 計	3	156	10	208	13	364	

### 2 コンクリート造宿泊施設状況

令和4年4月1日現在 町村調べ

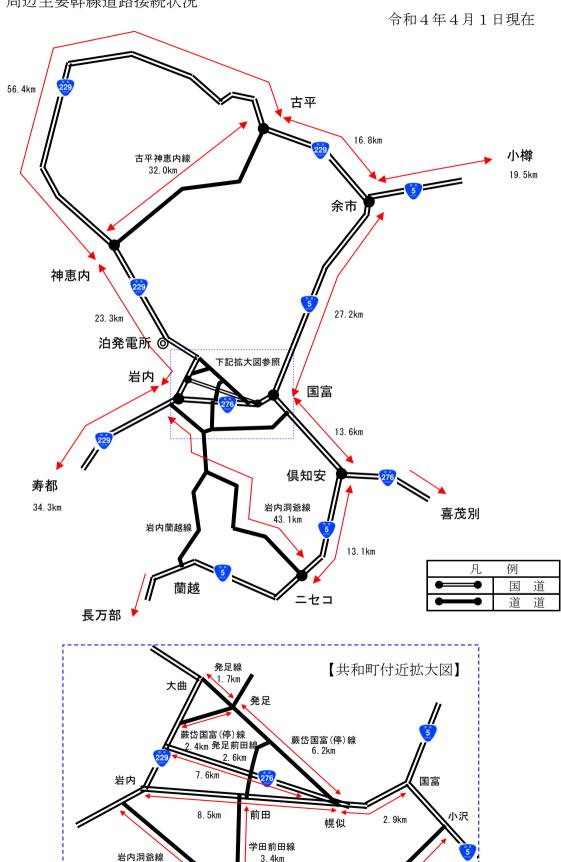
町 村	位	置	施設名	所 在 地	電話番号	収容人員	備考
名	方 位	距離	一 版 社	771 11 11	电动钳力	松谷八貝	)佣石
	南南東	20	月美の宿 紅葉音	蘭越町字湯里680-13	0136-59-2881	42	
蘭越	南南東	21	五色温泉旅館	ニセコ町字ニセコ510	0136-58-2733	35	
町	南南東	28	交流促進センター幽泉閣	蘭越町昆布町114-5	0136-58-2131	79	
			小 計			156	

### [道路及び陸上輸送に関する資料]

## 資料2-8-4 泊発電所周辺の道路状況

### 周辺道路図

周辺主要幹線道路接続状況 (1)

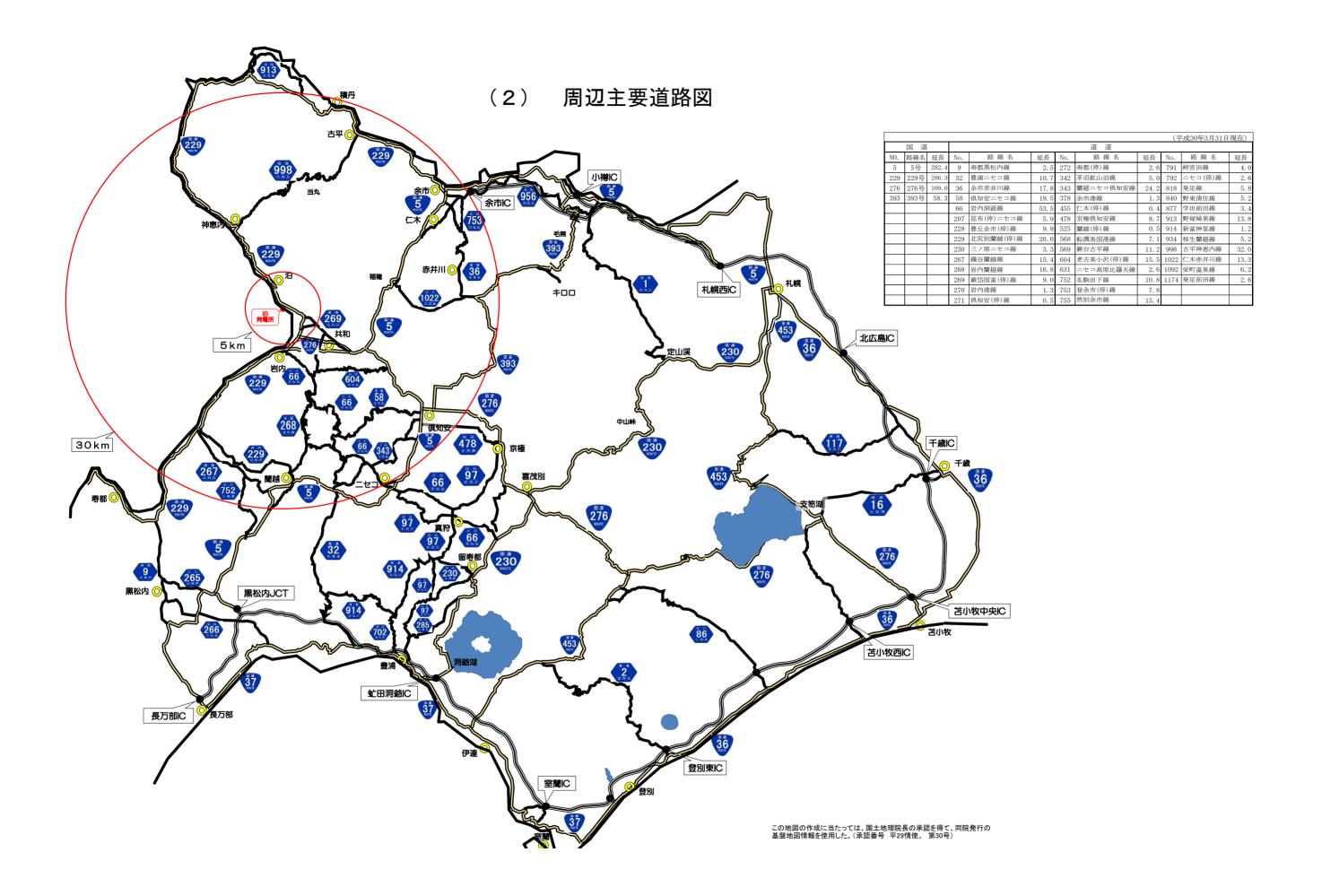


西老古美

3.4km

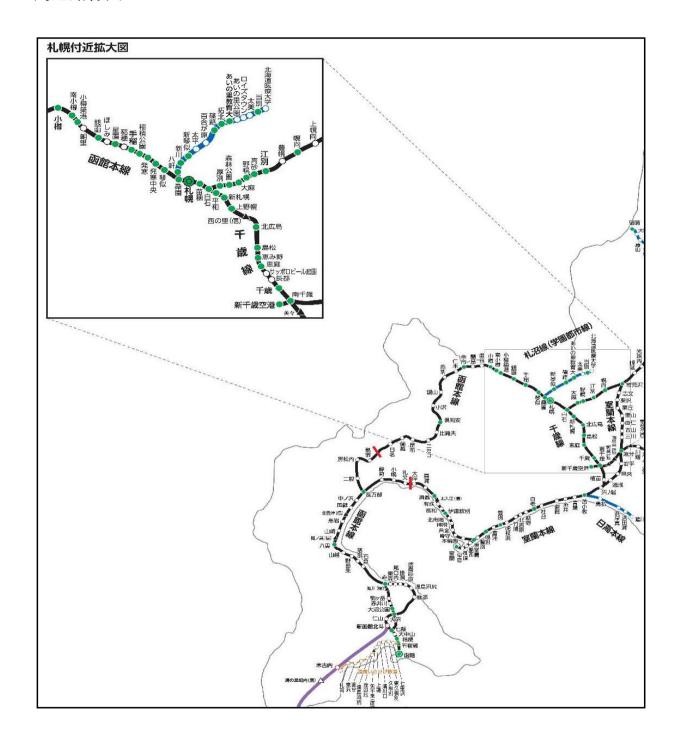
老古美小沢(停)線

15.5km



# 資料2-8-5 泊発電所周辺の鉄道の状況

## 1 周辺路線図



### 2 輸送力

## 函館本線(長万部~小樽)輸送力

#### ■函館線【上り】 小樽→長万部

H100形車両 定員 99名/両 201系車両 定員145名/両

列車番号	行き先	小樽		余市	然	別		小沢		俱知	印安		蘭越	<u> </u>	熱乳	<b>P</b>		長万	部
小樽駅から		0	$\rightarrow$	19.9		8.4	$\rightarrow$	48.9	$\rightarrow$		9.2	<b>→</b>	89.1		112		$\rightarrow$	140	).2
駅間の記	営業和		← 19.9	→ ←	8.5 →	←	20.5	→ ←	10.3	$\rightarrow$		29.9	→ ←		→ ←		28.1	$\rightarrow$	
2924D	長万部										622			00		727		757	
	24.5 A											1	<b>両編</b> 月	或(H100形車)	西:定員99	9名)			
1926D	倶知安		613	639	. — . –	656	± 5 5 \	731	•	745									
				1	1両編成(H100形	∮ 車両:)	疋貝99名)												
1928D	蘭越										752 1両編月	8 戊(定員99名)	26						
1930D	然別	659	704	739	749														
19300	然わり		2両編成(H1	00形車両: 5	定員198名)														
1932D~	蘭越		806	831		842		906	,	920	950	10	25						
1934D	果吃			<u> </u>		1両線	扁成(定員99	名)											
1936D	倶知安		938	1005		1016		1040	10	)55									
19300	はなり				2両編成(H100形	車両:5	定員198名)	·											
1938D	倶知安		1053	1118		1129		1157	1:	212									
1930D	民ルダ				2両編成(H100形	車両:5	定員198名)	·											
2940D	長万部										1235			311		1338		1411	
29400	及び即											1	<b>両編</b> 月	或(H100形車)	西:定員99	9名)			
1942D	倶知安		1234	1301		1312		1336	1;	351									
13420	及れ気				2両編成(H100形	車両:5	定員198名)												
1944D	倶知安		1351	1417		1427		1452	1	507									
10440	K M X				2両編成(H100形		官員198名)												
1946D	倶知安		1505	1533		1553		1618	10	332									
10400	K M X				2両編成(H100形	車両:5	官員198名)												
2948D	長万部										1655			735		1802		1832	
20400	N) III											1	両編 月	或(H100形車)	西:定員99	9名)			
1950D	然別		1551	1616	1626														
	הרצאונ		1両編成(H1																
1952D~	長万部		1652	1717		1727		1752	18	306	1830			906		1932		2002	
2954D	Z/J H				2両編成(H100形		官員198名)					1	<b>両編</b> 月	或(H100形車)	両:定員99	(名)			
1956D	然別		1727	1752	1802														
1000B	M(7)3		1両編成(H1		定員99名)														
3958D	倶知安	1829		1905		1915		1940	19	951									
00002	1000	6両編成(201系車両:定員870名)			3両編成(201系)		[員435名]												
2960D	長万部		1929	1957		2008		2033			2058		2	139	2	2205		2236	
	ン・コロ						2	2両編成(H	100形車両:定	員19	98名)								
1962D	余市			2049															
	77.11		1両編成(定員99																
1964D	倶知安		2135	2158		2216	_	2238	2:	248									
10070	人小人				3両編成(201系)		[員435名]												
1966D	倶知安		2230	2255		2306		2331	23	344									
10000	スハス				1両編成(H100刑	∮車両:5	定員99名)												

#### ■函館線【下り】長万部→小樽

H100形車両 定員 99名/両 201系車両 定員145名/両

列車番号	行き先	長万部			熱	郛		蘭	越		倶知	安		小法	尺		然別		余市		小村	<del></del>
長万部駅から	うの営業和	0		<b>→</b>	28	3.1	<b>→</b>	51	1.1	<b>→</b>	81	1	<b>→</b>	91.	.3	<b>→</b>	111.8	<b>→</b>	120.3	<b>→</b>	140.	1.2
駅間の記	営業和		←	28.1	$\rightarrow$	←	23	$\rightarrow$	←	29.9	→ -	<b>←</b>	10.3	→ •	<b>←</b>	20.5	→ ←	8.5	→ ←	19.9	$\rightarrow$	
1921D	小樽											520			531		600		610		634	
19210	小小台															1両編成(H	100形車両	:定員99名)				
963D	苫小牧											620		6	631		653		702		722 7	733
300D	איינים															3両編成(2	01系車両:	定員435名)				
3925D	札幌								616		653	657			708		729		740		801 8	318
00200	10100													3両編	成(20	01系車両:定	≧員435名)					
1927D	小樽																805		817		843	
10275	.1 14																	2両編成(H	H100形車両:	定員198名		
2929D	小樽		603			634			701		737	802		8	813		842		855		919	
	,1.14				3両編	属成(H10	0形車両:	定員29	97名)							2両編成(H1		:定員198名				
1931D~	小樽								840		916	937		9	948		1016		1027		1051	
1933D	11.14								1両総	扁成(定員9	99名)					2両編成(H1	100形車両	:定員198名)	)			
1935D	倶知安								1103		1138											
1303D	スルス								1両総	扁成(定員9	99名)											
1937D	小樽											1146		1	1157		1221		1231		1255	
10075	11.14															2両編成(H1	100形車両	:定員198名)				
1939D	小樽											1255		1	1306		1336		1347		1412	
1303D	(1.1)会															2両編成(H1		:定員198名)				
1941D	小樽											1410		1	1422		1452		1502		1526	
10410	11.14															2両編成(H1	100形車両	:定員198名)	)			
2943D	倶知安		1329			1400			1426		1502											
20400	KWX				1両約	扁成(H10	00形車両	:定員9	9名)													
1945D	小樽											1517		1	1528		1553		1603		1627	
10105	.1 14															2両編成(H1		:定員198名				
1947D	小樽																1636		1647		1712	
104715	11.14																		H100形車両	:定員99名		
1949D	小樽											1645		1	1656		1728		1739		1804	
10400	11.14															2両編成(H1		:定員198名				
1951D	小樽																1824		1835		1902	
13310	(1.川会																	1両編成(	H100形車両	:定員99名		
2953D	小樽		1638			1708			1735		1813				1835		1915	i	1925		1950	
20000	.1(4										1両編	咸(H1	100形車両	:定員99	9名)							
1955D	小樽											1928		1	1940		2013		2019		2044	
10000	、1.川4															1両編成(H	100形車両	:定員99名)				
1957D	小樽																		2128		2153	
10070	(1(会		<u> </u>																1両	編成(定員	99名)	
2959D	小樽		2004			2034			2101		2137				2151		2216		2226		2250	
28380	い。社会										1両編	咸(H1	100形車両	:定員99	9名)							

### 3 平常時の時刻表

### 函館本線(長万部~小樽)時刻表

令和4年3月12日改正

■上り	小樽→長万部

列	車	番号	3	2924D	1926D	1928D	1930D	1932D	1934D	1936D	1938D	2940D	1942D	1944D	1946D	2948D	1950D	1952D	2954D	1956D	3958D	2960D	1962D	1964D	1966D
行		き ダ	t	長万部	倶知安	蘭越	然別	倶知安	蘭越	倶知安	倶知安	長万部	倶知安	倶知安	倶知安	長万部	然別	倶知安	長万部	然別	倶知安	長万部	余市	倶知安	倶知安
小	樽	おたる	発		613		704	806		938	1053		1234	1351	1505		1551	1652		1727	1842	1929	2024	2135	2230
塩	谷	しおや	//		625		715	817		949	1104		1246	1402	1517		1602	1703		1738	1851	1940	2035	2144	2241
蘭	島	らんしま			633		723	825		957	1112		1254	1410	1525		1610	1711		1746	1858	1949	2049	2152	2249
余	市	よいち			639		739	831		1005	1118		1301	1417	1533		1616	1717		1752	1905	1957	2049	2158	2255
仁	木	にき			644		744	836		1010	1123		1306	1422	1539		1622	1722		1757	1910	2003		2203	2301
然	別	しかりべつ			656		749	842		1016	1129		1312	1427	1553		1626	1727		1802	1915	2008		2216	2306
銀	山	ぎんざん			719			854		1029	1142		1325	1441	1606			1740			1926	2021		2227	2319
<b>/</b>  \	沢	こざわ			731			906		1040	1157		1336	1452	1618			1752			1940	2033		2238	2331
俱 知	」安	くっちゃん	着		745			920		1055	1212		1351	1507	1632			1806			1951	2046		2248	2344
[듯 지	1 4	(3500	発	622		752			950			1235				1655			1830			2058			
比 羅	主夫	ひらふ		630		800			958			1243				1703			1838			2106			
= t	2 7	にせこ	//	638		808			1007			1252				1712			1847			2121			
昆	布	こんぶ	//	649		819			1017			1303				1723			1857			2131			
蘭	越	らんこし	//	700		826			1025			1311				1735			1906			2139			
目	名	めな	//	709								1320				1744			1915			2148			
熱	郛	ねっぷ	//	727								1338				1802			1932			2205			
黒 松	、内	くろまつない	//	736								1351				1811			1941			2214			
=	股	ふたまた	<b>⊥</b>   ″	748								1402				1823			1953			2227			
長ろ	部	おしゃまんべ	₹   着	757								1411				1832			2002			2236			

#### ■下り 長万部→小樽

	列 .	車 番	号		1921D	963D	3925D	1927D	2929D	1931D	1933D	1935D	1937D	1939D	1941D	2943D	1945D	1947D	1949D	1951D	2953D	1955D	1957D	2959D
	行	き	先		小樽	苫小牧	札幌	小樽	小樽	倶知安	小樽	倶知安	小樽	小樽	小樽	倶知安	小樽							
長	万 部	おしゃま	₹んべ <sub>1</sub>	発					603							1329					1638			2004
_	股	ふたまた	=	"					612							1338					1647			2013
黒	松 内	くろまつ	ない	"					624							1351					1659			2025
熱	郛	ねっぷ		"					634							1400					1708			2034
目	名	めな		"					651							1417					1726			2052
蘭	越	らんこし	.	"			616		701	840		1103				1426					1735			2101
昆	布	こんぶ		11			624		709	848		1111				1434					1743			2109
=	セコ	にせこ		11			638		721	859		1122				1446					1756			2121
比	羅夫	ひらふ		11			646		729	908		1131				1454					1805			2129
倶	知 安	くっちゃ	۷.	着			653		737	916		1138				1502					1813			2137
I	м <u>х</u>		,,	発	520	620	657		802		937		1146	1255	1410		1517		1645		1822	1928		2140
小	沢	こざわ		11	531	631	708		813		948		1157	1306	1422		1528		1656		1835	1940		2151
銀	山	ぎんざん	·	11	548	642	719		826		1001		1210	1325	1441		1542		1710		1850	1953		2205
然	別	しかりへ	つ	11	600	653	729	805	842		1016		1221	1336	1452		1553	1636	1728	1824	1915	2008		2216
仁	木	にき		11	604	657	734	811	848		1021		1226	1341	1457		1558	1641	1733	1830	1920	2013		2221
余	市	よいち		"	610	702	740	817	855		1027		1231	1347	1502		1603	1647	1739	1835	1925	2019	2128	2226
蘭	島	らんしま	₹	"	616	707	745	824	901		1033		1237	1353	1508		1609	1653	1746	1841	1931	2025	2135	2232
塩	谷	しおや		"	625	714	752	833	910		1042		1246	1402	1517		1618	1703	1755	1851	1940	2035	2144	2241
小	樽	おたる	•	着	634	722	801	843	919		1051		1255	1412	1526		1627	1712	1804	1902	1950	2044	2153	2250

# 資料2-8-6 車両保有状況

#### 令和4年3月31日現在 北海道運輸局調べ

町	村	名	バス	貨物車	軽貨物車	乗用車	軽乗用車	合	計
			台	台	台	台	台		台
蘭	越	町	21	623	843	2,002	759		4, 248

# 資料2-8-7 防災関係機関の輸送車両

### 1 北海道(知事部局)保有自動車台数

令和4年4月1日現在

白垂	助車の種	<b>毛米</b> 石		全			道		う	ちを	後 志	
日男	刃 早 ♥ノ科	里知	所	有	借	上	計	所	有	借	上	計
乗	用	車	7:	56	5	518	1, 274	Ę	59		18	77
貨	物	車	1, 02	20		21	1, 041	Ę	57		1	58
	計		1, 7'	76	5	539	2, 315	11	16		19	135

## 2 町村等保有自動車台数

令和4年4月1日現在 町村調べ

町	4616	BB	b	ままのまたい	<b>康</b> 式 巫 日		車「	5 数	•	乗車可能
村名	機	関	名	車両の所在地	電話番号	バス	トラック	乗用車	計	人員 (人)
蘭越町	蘭越町			蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	17	7	35	59	779

## 3 陸上自衛隊北部方面隊保有自動車台数

令和4年4月1日現在

部 隊 名	所在地	車	種	車両数	乗車定員	述べ乗 車定員	備考
		特大型トラック		55	36	1,980	10トン車タイプ
北部方面後方支援隊	札幌市	大型トラック		14	22	308	6トン車タイプ
(北部方面輸送隊)	个口中光 111	人員輸送車1号(大型バス	۲)	3	55	165	
		人員輸送車2号(マイクロ	1)	3	25	75	
		特大型トラック		9	36	324	10トン車タイプ
第11後方支援隊	札幌市	大型トラック		57	22	1, 232	6トン車タイプ
第11後 <i>万又</i> 接隊	个口中光 111	人員輸送車1号(大型バス	۲)	1	56	56	
		人員輸送車2号(マイクロ	1)	1	25	25	
		特大型トラック		64	36	2, 304	
合 計	札幌市	大型トラック		71	22	1,562	
	不口甲光   1	人員輸送車1号(大型バス	۷)	4	55	220	
		人員輸送車2号(マイクロ	1)	4	25	100	

## 資料2-8-8 除雪車両等保有状況

令和4年4月1日現在 北海道開発局、道建設部、町村調べ

			771144	4 刀 1 円き	兄仕 北海坦開発	/PJ 、 )	坦坦	- 11日 X担 =	町村調へ
町村名	機関名	所 在	地	電話番号	車種	台	数	所有・ 借上の別	備考
蘭越町	小樽開発建設部	南地町今和北口			除雪トラック ロータリ除雪車		5 1	所有 所有	俱知安事 致形0126
. ,	倶知安開発事務所 目名除雪ステーション	蘭越町字相生50		_	除雪ドーザ 小型除雪車 凍結防止剤散布車		1 1 1	所有 所有 所有	務所0136 22-0133
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所	蘭越町蘭越町416		0136- 57-5121	ロータリ除雪車 除雪トラック 除雪グレーダ		2 5 1	所有 所有 所有	
	蘭越除雪ステーション				小型除雪車		2	所有	
	後志総合振興局 小樽建設管理部蘭越出張所 昆布除雪ステーション	蘭越町字湯里420		_	ロータリ除雪車 除雪トラック 小型除雪車		2 4 1	所有	蘭越出張 所0136- 57-5121
	蘭越町	蘭越町蘭越町258-5		0136- 57-5111	グレーダ ダンプ ショベルローダ		1 5 6 2	所有 所有 所有	
	(株)ナカジマ	蘭越町字三和1277-	1	0136- 56-2255	ロータリ 除雪トラック ショベルローダ		2 5	<u>所有</u> 所有 所有	2台借上げ
	(有)長澤設備	蘭越町字大谷295-2		0136- 57-5503	除雪トラック ショベルローダ		1 3	所有 所有	
	(有)北都運送	蘭越町字大谷243-2		0136- 57-5523	除雪トラック ショベルローダ		4 4	所有 所有	
	林重機	蘭越町字黄金258-1		0136- 58-2654	ダンプ ショベルローダ ロータリー		1 3 1	所有 所有 所有	
	(株)和島総業	蘭越町字吉国85-17		0136- 57-6768	除雪トラック パワーショベル		1 1	所有 所有	
	楠村商事㈱	蘭越町昆布町377		0136- 58-2426	除雪トラック ショベルローダ ロータリ		1 4 1	所有 所有 所有	
	(株)菅原組	蘭越町昆布町134-48	8	0136- 58-2207	ショベルローダ		2	所有	
	小 計					7	'4		

## [港湾及び海上輸送に関する資料]

### 資料2-8-9 港湾等分布図



# 資料2-8-10 港湾等整備状況

令和4年4月1日現在

_									7			
町	位	置								接岸可能トン数	水深	岸壁等
村	<del></del>	距離	施	設	名	所	在	地	連絡先・電話番号 *管理者連絡先	(壬見)(米)		の長さ
名	方位	番号							2 - 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -	(重量トン数)	(m)	(m)
蘭越町	南西	21	尻 另	刊为	魚港	蘭越町港	町		後志総合振興局産業振興 部水産課 0136-23-1390	漁船 5	-1.5	129

## 資料2-8-11 船舶保有状況

1 町村

令和4年4月1日現在 町村調べ

_													- 1*		1 1/1.		7013	•	1 . 1 . I Muil	
町	位	置			連絡先			船舶	的数 ( )	)は無	線装值	備			船 舶	乗	船	可	地	区
村名	方位	距離	港湾・ 漁港名	所 属 所	連絡活	0~	1~	3∼	5~	10~	20~	30~	50t	1000t	合 計	能	人	員	人	員
1/10	771111	番号			一年 夕	1t	3t	5t	10t	20t	30t	50t	以上	以上	(隻)	(	人	)	(人	)
蘭越町	南西	21	尻別漁港		0136- 62-2555	4		1							5		25	5	15	2

## 2 発電所周辺の定期航路船舶(一般旅客)

令和4年3月31日現在 北海道運輸局調べ

	T	(1)		Met	l				海道運輸局調べ
航路	船種	<u> </u>	ン	数	旅	客 定	員	トラック輸送能力	乗用車輸送能力
苫小牧~小樽~秋田~	日野牛		6, 810	トン		746	人	158 台	65 台
新潟~敦賀~舞鶴	航送船	10 10	6,810			746		158	65
		2 14	4, 173			600		150	22
①小樽~舞鶴		2 14	4, 173			600		150	22
②小樽~新潟		3 18	8, 229			846		146	58
③苫小牧~秋田		③ 18	8, 229			846		146	58
~新潟~敦賀		4 1	7, 382			613		158	58
④苫小牧~敦賀		4 1	7, 382			613		158	58
瀬   棚   ~   奥   尻     江   差   ~   奥   尻	自動車 航送船	;	3, 631			460		18	48
函館~青森	自動車	4	2,048			198		47	0
	航送船		1, 958			103		47	0
		:	2, 107			105		44	0
			2, 949			300		60	0
		8	8,820			583		70	230
		8	8,828			583		70	230
		8	8,850			583		70	230
		8	8, 851			583		70	230
函館~大間	自動車航送船	:	1,912			478		23	0
苫小牧 ~ 八 戸	自動車 航送船	(	6, 558			450		96	0
		9	9, 483			600		68	30
		10	0, 536			500		92	30
		8	8, 543			494		82	0
室 蘭 ~ 八 戸	自動車 航送船	,	7, 005			600		92	0
苫小牧	自動車	15	5, 795			800		169	113
~ 仙台	航送船	1:	3, 694			535		166	146
~ 名古屋		15	5, 762			783		184	47
苫小牧 ~ 大 洗	自動車	1	1,410			154		160	62
	航送船	1	1,401			154		160	62
		1:	3,816			590		0	0
		1:	3, 816			590		0	0
小樽~祝津	旅客船		19			84		0	0
~オタモイ周遊									
合 計			31	隻		15, 920		3, 012	1,864
		-							-

# 資料2-8-12 防災関係機関所有船舶状況

## 1 北 海 道

令和4年4月1日現在

定係港	所属(連絡)先	船舶名	主 要 寸 法 (長さ、巾、深さ(m))	トン数 (トン)	速力 (ノット)	乗船定員 (人)	備考
函館	水産林務部水産局 漁業管理課	海王丸	$49.20 \times 7.80 \times 4.19$	306	16	28	

## 2 第一管区海上保安本部

令和4年4月1日現在

				主 要	項目	搭載人員	所要時間
海上保安部署	所 在 地	船艇名	船型別	トン数	長さ	(人)	(h)
				(トン)	(メートル)	注 1	注 2
小樽海上保安部	小樽市港町5-2	しれとこ	1,000トン型巡視船	1, 300	89	141	4
		えさん	1,000トン型巡視船	1, 500	96	125	4
		ほろべつ	350トン型巡視船	230	56	36	4
		やぐるま	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
		すずかぜ	20メートル型巡視艇	26	20	26	4
留萌海上保安部	留萌市大町3-37-1	ちとせ	500トン型巡視船	325	67	115	6
		はまなす	20メートル型巡視艇	26	20	26	6
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	つがる	ヘリコプター 1 機搭載型巡視船	3, 100	105	420	11
		おくしり	350トン型巡視船	335	56	47	11
		ゆきぐも	30メートル型巡視艇	100	32	36	11
		すずらん	20メートル型巡視艇	26	20	26	11
江差海上保安署	江差町字姥神町167	かむい	180トン型巡視船	195	46	28	6
瀬棚海上保安署	せたな町字三本杉30	あかしあ	20メートル型巡視艇	26	20	26	3
合	計	13隻				1, 078	

<sup>(</sup>注1) 船舶安全法に基づく臨時検査を受けた場合の人員

<sup>(</sup>注2) 平均速力約15ノット(K)/毎時(h)で計算

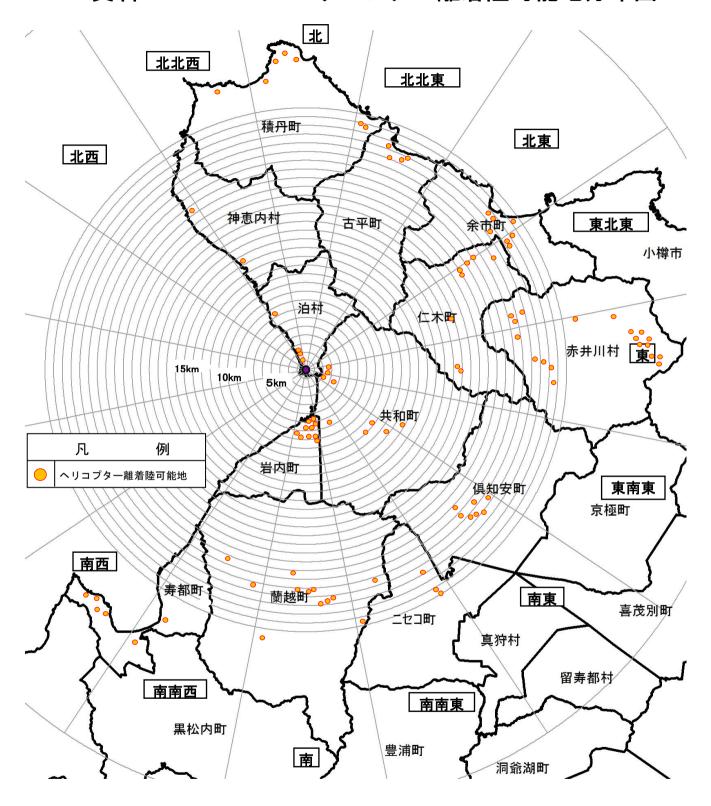
## 3 海上自衛隊艦艇(大湊警備区所在)

令和4年4月1日現在

					-	È §	要 項	頁 [		
定係港	所	在 地	艦艇名	艦種	トン数	長さ	速力	収容人員	所要時間	接岸距離
					(トン)	(メートル)	(ノット)	(名)	(h)	
			ゆうだち		4, 550	151	30	600		
		第7護衛隊	まきなみ		4, 650	151	30	600		
		(現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代) (現代)	すずなみ	護衛艦DD	4, 000	151	30	600	7 <b>∼</b> 10	
大湊	青森県むつ市		しらぬい		5, 050	151	30	600		沖合800m
八侠	大湊町4-1		はまぎり		3, 550	137	30	600		(水深15m以深)
		第15護衛隊	おおよど	・護衛艦DE	2, 000	109	27	400	· 7~10	
			ちくま	受用加口に	2,000	109	21	400	7 -10	
		総監直轄	すおう	多用途支援 艦AMS	980	65	15	200	10	
TET AND	函館市	<b>数4</b> F 扫涂炒	いずしま	43.75 M.C. C.	510	54	14	70	00	<b>海洲运动出</b> 司纳
函館	大町10-3	第45掃海隊	あおしま	掃海艇MSC	510	54	14	70	20	漁港に接岸可能
^ +·	余市郡	第1ミサイル	わかたか	2 0 0 t	000		4.4	34	-	状況により
余市	余市町港町	艇隊	くまたか	ミサイル艇 PG	200	50	44	34	1	接岸可能
	合	計	12					4, 208		

### [ヘリポート及び航空輸送に関する資料]

# 資料2-8-13 ヘリコプター離着陸可能地分布図



## 資料2-8-14 ヘリコプター離着陸可能地

令和4年4月1日現在 町村調べ

町村名	位 方位	置 距離番号	施	設	名			著名地点からの 方向及び距離	地積 (× m)	施設管理 及び電話番		
蘭	南	24	旧三和小	学校グラ	ウンド	蘭越町	字三和	414-1	旧三和小学校地続き	$105\text{m} \times 70\text{m}$	蘭越町教育委員 会	0136- 57-5111
越町	南南西	24	旧御成小	学校グラ	ウンド	蘭越町	字御成	416-1	旧御成小学校地続き	$105\text{m} \times 45\text{m}$	蘭越町役場	0136- 57-5111
	南	26	蘭越高等	学校グラ	ウンド	蘭越町	蘭越町4	175-16	蘭越高等学校地続き	150m×100m	蘭越高等学校	0136- 57-5034
	南	26	蘭越町」 場	山村広場	駐車	蘭越町	蘭越町2	241-23	蘭越町役場から西南西 0.5km	$60\text{m} \times 35\text{m}$	蘭越町役場	0136- 57-5111
	南	26	蘭越町絲	総合運動	公園	蘭越町	蘭越町	896	蘭越町役場から北東 1.2km	$120\text{m} \times 100\text{m}$	蘭越町役場	0136- 57-5111
	南南西	26	旧名駒小	学校グラ	ウンド	蘭越町	名駒町	396	旧名駒小学校地続き	$48\text{m} \times 100\text{m}$	蘭越町役場	0136- 57-5111
	南南東	26	旧湯里小	学校グラ	ウンド	蘭越町	字湯里	131	旧湯里小学校地続き	$30\text{m} \times 70\text{m}$	蘭越町役場	0136- 57-5111
	南	27	蘭越小賞 ド	学校グラ	ウン	蘭越町	蘭越町2	222-53	蘭越小学校地続き	$90\text{m} \times 60\text{m}$	蘭越町教育委員 会	0136- 57-5111
	南	27	蘭越中草 ド	学校グラ	ウン	蘭越町	蘭越町	514-6	蘭越中学校地続き	$170\text{m} \times 190\text{m}$	蘭越町教育委員 会	0136- 57-5111
	南	27	尻別川ナ リポー ]		(^	蘭越町	字大谷	地先	蘭越町栄橋から西0.8 km	$20\text{m} \times 20\text{m}$	小樽開発建設部 蘭越河川事業所	0136- 57-5331
	南南東	29	昆布小雪 ド	学校グラ	ウン	蘭越町	昆布町	309-1	昆布小学校地続き	$65\mathrm{m} \!  imes \! 85\mathrm{m}$	蘭越町教育委員 会	0136- 57-5111
	南	30超	蘭越町目	名サック	カー場	蘭越町	目名町	221	旧目名小学校地続き	$78\text{m} \times 115\text{m}$	蘭越町教育委員 会	0136- 57-5111
	,	小		計		1	□2ヵ月	f				

# 資料2-8-15 ヘリコプター機数、運航所要時間

令和4年4月1日現在

		機	<del></del> 種			所要時間(距離/巡		于4月 I 口况仕
所 属	所 在 地			機数	搭乗 定員			備考
		形式	定員		/2/	距離(km)	時間(分)	
		AW139	17	2	34	丘珠→泊 約68	約20	巡航230km/h
	札幌市東区栄町	A109E	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航260km/h
北海道警察	(札幌飛行場内)	EC135P3H	8	1	8	丘珠→泊 約68	約20	巡航230Km/h
		B412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航213Km/h
	帯広市泉町 (帯広空港内)	上記より1	機を多	を代配ん	備	帯広→泊 約220	約60	
北海道	札幌市東区栄町964番	AS365N3	14	1	14	丘珠→泊 約68	夏期:18 冬期:22	夏期:巡航230Km/h 冬期:巡航185Km/h
464英坦	地	B-412EP	15	1	15	丘珠→泊 約68	約20	巡航204Km/h
	札幌市東区丘珠 丘珠駐屯地	UH-1J	11	9	99	丘珠→泊 約68	約22	巡航185Km/h
陸上自衛隊	旭川市春光町 旭川駐屯地	UH-1J	11	2	22	旭川→泊 約175	約57	巡航185Km/h
	帯広市南町7 帯広駐屯地	UH-1J	11	2	22	帯広→泊 約220	約72	巡航185Km/h
海上自衛隊	青森県むつ市 大字城ヶ沢字早崎 2 (大湊航空基地)	SH-60K	3	7	21	大湊→泊 約300	約90	巡航220Km/h
<del></del> 岭	千歳市平和 千歳基地	UH-60J	14	3	42	千歳→泊 約110	約30	巡航220Km/h
航空自衛隊	青森県三沢市後久保 三沢基地	CH-47	58	2	116	三沢→泊 約270	約80	巡航250Km/h
	函館市 函館航空基地	S-76D	14	2	28	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
海上伊宁片	巡視船つがる(函館)	S-76D	14	1	14	函館→泊 約144	約40	巡航260km/h
海上保安庁	釧路市 釧路航空基地	S-76C	14	2	28	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
	巡視船そうや(釧路)	S-76C	14	1	14	釧路→泊 約300	約72	巡航260km/h
北海道開発局	札幌市東区丘珠町	B-412EPI	11	1	11	丘珠→泊 約68	約24	巡航170Km/h
合 計				39	511			

<sup>(</sup>注) 定員は、パイロット、整備士等を含む搭乗定員である。

## 〔報道機関及び広報施設等に関する資料〕

# 資料2-8-16 主な報道機関一覧

令和4年12月2日現在 道広報広聴課調べ

報道機関名	所 在 地	電話番号(代表)	FAX番号	夜間連絡先 (報道)
北海道新聞社	060-8711 札幌市中央区大通西3丁目6	011-221-2111	011-210-5592	011-210-5590
朝日新聞北海道支社	060-8602 札幌市中央区北1条西1丁目6 さっぽろ創世スクエア9階	011-281-2131	011-221-5824	011-222-1601
毎日新聞北海道支社	060-8643 札幌市中央区北4条西6丁目1	0570-064-988	011-222-1049	011-231-3085
読売新聞北海道支社	060-8656 札幌市中央区北4条西4丁目1-8	011-242-3111	011-222-0490	011-231-1775
日本経済新聞社札幌支社	060-8621 札幌市中央区北1条西6丁目1-2 アーバンネット札幌ビル2階	011-281-3211	011-281-0656	011-281-3212
産経新聞社札幌支局	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1-7 MMS札幌駅前ビル1階	011-241-0360	011-241-0361	011-241-0360
共同通信社札幌支社	060-0042 札幌市中央区大通西3丁目6 道新ビル6F	011-231-0825	011-221-8898	011-231-0825
時事通信社札幌支社	060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目1 毎日札幌会館8F	011-241-2801	011-241-2862	011-221-5342
日本放送協会札幌放送局 (NHK)	060-8703 札幌市中央区北1条西9丁目1-5	011-232-4001	011-231-4997	011-221-5097
北海道放送(HBC)	060-8501 札幌市中央区北1条西5丁目	011-232-5800	011-221-6807	011-232-5876
札幌テレビ放送(STV)	060-8705 札幌市中央区北1条西8丁目1番 地1	011-241-1181	011-271-1535	011-272-8295
北海道テレビ放送(HTB)	060-8406 札幌市中央区北1条西1丁目6番 地	011-233-6000	011-233-6008	011-205-7676
北海道文化放送(uhb)	060-8527 札幌市中央区北1条西14丁目1-5	011-214-5200	011-272-5506	011-214-5321
テレビ北海道(TVh)	060-8517 札幌市中央区大通東6丁目12番 地4	011-232-1117	011-261-2185	011-232-7160

# 資料2-8-17 広報施設の整備状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

			T.	I	1	CIMIT	<u> </u>	) I H 5	VC 177 1	们 调 ′ 丶
   町   村   名	位	置	名称	所 在 地	電話番号	放送時間	放送 区域	屋外子 局設置 台 数	設置 台数	地区 世帯数 (世帯)
—————————————————————————————————————	方位 北北西	距離 4	泊村 有線放送施設	泊村 大字茅沼村臼別191-7	0135- 75-2021	随時	全村	18	888	863
共和町	南東	11	共和町 防災行政無線	共和町 南幌似38-2	0135- 73-2011	随時	全町	21	2, 900	2, 807
岩内町	南	7	岩内町 防災行政無線	岩内町 字高台134番地1	0135- 62-1011	随時	全町	5	7, 409	6, 534
神恵内村	北北西	14	神恵内村 情報通信基盤 施設	神恵内村 大字神恵内村81番地20	0135- 76-5011	随時	全村	6	577	463
寿都町	南西	30超	寿都町	寿都町 字渡島町140番地1	0136- 62-2511	随時	全町	31	1, 800	1, 562
蘭越町	南	26	蘭越町行政通 信システム	蘭越町蘭越町258番地5	0136- 57-5111	随時	全町	34	2, 251	2, 271
ニセ	H.	20	ラジオニセコ (コミュニティFM)	ニセコ町 字中央通33番地	0136-	00:00	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	スタジオ 1ヶ所	防災 ラジオ 個人	2, 499
町	南南東	30	放送事業者 (㈱ニセコリン FM放送事業 周波数:76.		55-5762	24:00	全町	簡易 スタジオ	1,672 事業所 145 計 1,817	*世帯 数・事 業所数
倶知安町	南東	26	倶知安町 防災行政無線	倶知安町 北1条東3丁目3番地	0136- 56-8000	随時	全町	24	2, 500	7, 824
積丹町	北北東	30	積丹町地域情 報通信基盤施 設	積丹町 大字美国町字船澗48番 地5	0135- 44-2111	随時	全町	40	1, 100	1, 062
古平町	北北東	28	古平町 防災無線施設	古平町 大字浜町40番地4	0135- 42-2181	随時	全町	28	1, 484	1, 696
仁木町	東北東	25	仁木町 防災行政無線	仁木町 西町1丁目36番地1	0135- 32-3953	随時	全町	35	1, 595	1, 675
赤井川村	東北東	25	赤井川村 防災行政無線	赤井川村 字赤井川74-2	0135- 34-6211	随時	全村	20	518	709

## 〔避難者収容施設に関する資料〕

## 資料2-8-18 避難者収容施設の状況

1 避難・退避所として利用できる施設の状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

備考
6062(行政通 ⁄ステム)
7020(行政通 ⁄ステム)
7014(行政通 ⁄ステム)

町村名	位方位	置距離	名称	所 在 地	電話番号	防災 計画に 指定の 有無	構造	収容可能 人員 (人)	備考
	南南東	28	昆布小学校	蘭越町昆布町309-1	0136- 58-2240	有有	鉄筋コンクリート 造	656	
	南	28	水上地区集会所	蘭越町字水上95	0136- 57-6079	有	木造	17	55-3490(行政通信システム)
	南	30超	旧目名小学校	蘭越町目名町221	0136-57- 5111	有	鉄筋コンクリート 造	558	
	南	30超	目名地区生活改善セン ター	蘭越町目名町393-2	0136- 55-3534	有	ブロック造	151	
	南	30超	高齢者生活福祉セン ターめな	蘭越町目名町391	_	有	鉄筋コンクリート 造	128	55-3015 (行政通信システム)
	南	30超	田下地区集会所	蘭越町字田下83-2	0136-55- 3066	有	ブロック造	61	
	南	22	三和一町内会館	蘭越町字三和381-7	0136-56- 2632	無	木造	65	
	南南西	25	旧名駒小学校	蘭越町名駒町396	0136-57- 5111	無	鉄筋コンクリート造	427	56-7021(行政通信システム)
	南南西	24	共栄農事組合研修センター	蘭越町字共栄111-1	-	無	木造	28	
	南西	21	介護予防拠点センターみなと	蘭越町港町617	0136-56- 2221	無	鉄筋コンクリート造	115	
	南西	21	港地区津波避難タワー	蘭越町港町617	0136-57- 5111	無	鉄筋コンクリート造	80	
	南	25	蘭越町保健福祉センター	蘭越町蘭越町250-1	0136-57- 6969	無	鉄筋コンクリート造	257	
			合 計	3 8 施設				10, 217	

## 2 泊発電所周辺のコンクリート建物設置状況

町	位	置							普通	教室(部)	屋等)	給食
村	177	距離	名	称	所	在	地	電話番号	数	面 積	収容可能 人員	設備の
名	方位	此 番号							奴	$(m^2)$	(人)	有無
蘭越	南南東	24	交流促進セン 父	ター 雪秩	蘭越町字湯	里682		0136- 58-2328	3	163	81	有
町	南西	21	蘭越町港直売 (道の駅「シ ザ・港」)		港町1390-1			0136- 56-2700	1	60	30	有
	南西	22	介護予防拠点 みなと	(センター	蘭越町港町(	617		0136- 56-2221	4	281	115	有
	南西	22	港地区津波道	壁難タワー	蘭越町港町(	317		0136-57- 5111	1	257	80	無
	南	25	蘭越町総合体	育館	蘭越町蘭越	町428-1		0136- 57-6765	6	2, 204	1, 102	無
	南	25	蘭越町山村開	発セン	蘭越町蘭越	町258-6		0136- 57-5286	4	626	313	有
	南	26	蘭越保育所		蘭越町蘭越	町250-3		0136- 57-5439	9	590	295	有
	南	25	蘭越町保健福 ター	社セン	蘭越町蘭越	町250-1		0136- 57-6969	6	415	257	有
	南	26	蘭越町農村研ター	修セン	蘭越町字大河	谷439-11		0136- 57-6581	6	423	212	有
	南南西	25	旧名駒小学校	5	蘭越町名駒	町396		0136-57- 5111	10	901	427	有
	南	26	蘭越町民セン ちゃんホール		蘭越町蘭越	町43-1		0136- 57-5030	6	511	256	有
	南	26	蘭越町ふれあ 2 1	いプラザ	蘭越町蘭越	町8-2		0136- 57-5203	3	130	65	無
	南	26	蘭越小学校		蘭越町蘭越	町222-1		0136- 57-5134	23	2, 540	1, 270	有
	南	26	蘭越中学校		蘭越町蘭越	町514-1		0136- 57-6355	36	4, 746	2, 373	有
	南南東	27	昆布活性化セ	ンター	蘭越町昆布岡	町114-4		0136- 58-2110	3	278	139	有
	南南東	28	交流促進セン 閣	ター幽泉	蘭越町昆布	町114-5		0136- 58-2131	38	787	393	有
	南南東	28	昆布小学校		蘭越町昆布	町309-1		0136- 58-2240	14	1, 311	656	有
	南	30超	旧目名小学校	<u> </u>	蘭越町目名	町221		0136-57- 5111	16	1, 115	558	有
	南	30超	高齢者生活福 ターめな	社セン	蘭越町目名	町391		55-3015 (行)	4	256	128	有
	計		19	施設					193	17, 594	8, 750	

## 資料2-8-19 生活物資の備蓄状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

	1410 T 471 1 1 5011 Str. Str.														
備蓄物資		関係町村													
種類	泊村	共和町	岩内町	神恵内村	寿都町	蘭越町	ニセコ町	倶知安町	積丹町	古平町	仁木町	余市町	赤井川村		
主食 (食)	13, 382	4, 850	2, 650	2, 200	2, 150	9, 400	4, 797	5, 575	5, 822	1, 750	4, 312	3, 346	1, 045		
副食 (食)	15, 365	3, 032	2, 790	970	1,800	2, 325	2, 782	1, 920	845	1, 900	180	2, 218	1, 448		
飲料水 (リット ル)	13, 926	840	2, 016	960	3, 196	5, 028	2, 615	2, 340	1, 560	1, 428	1, 587	2, 298	386		
毛布・寝袋 (枚・組)	1, 589	1, 730	461	300	590	1, 204	1, 010	760	340	570	546	2,000	151		
トイレ		-	-			-	-	•					•		
簡易型 (台)	300	9	_	4	1	5	20	14	1	3	1	44	5		
携帯型 (個)	_	2, 300	_	_	6,000	2, 600	_	_	2, 011	5, 100	6, 400	2, 400	600		

## 〔医療施設等に関する資料〕

## 資料2-8-20 町村別医療機関の状況

#### 令和5年4月1日現在 道地域医療課調べ

			病		院			— <u></u>	般診療所	( )	総	数	
町村名	施設数		許	可	病 床	数		施	設	数	許可	施設数	許可
	旭叔	一般	療養	精神	結核	感染	計	有床	無床	計	病床数	旭以奴	病床数
蘭越町	1	83	37				120		1	1		2	120

## 資料2-8-21 医療機関一覧

### 1 病院

#### 令和5年4月1日現在 道地域医療課調べ

									万相6十年月1日先任 追忆《医凉咏啊			
町お	病院名	開設者	所 在 地	電話番号	許 <del></del> 泰旦			<b>声</b> 5	末 娄	文	診療科名	備考
名	州 阮 石	州 以 省	月 狂 起	电印管ク		療養	精神	結核	感染	計	砂原 什 石	(診療日・診療時間等)
蘭越町	医療法人社団静和会昆布温泉病院	医療法人社団静和会	蘭越町 字黄金118番地	0136- 58-2231	83	37				120	内科・整形外科 リハビリテーション科	内科・リハビリテーション科 月〜金 9:00〜12:00 13:00〜17:00 土 9:00〜12:00

#### 2 診療所

#### 令和5年4月1日現在 道地域医療課調べ

										1740 1 171 1 71 1 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
町村	診療所名	開設者	所 在 地	電話番号	許 可 病 床 数						診療科名	備 考□診療日・診療時間等)	
名	砂灰川石				一般	療養	精神	結核	感染	計	10 7K 11 10	州 与山砂原草 砂原可同子/	
蘭			蘭越町	0136-							内科·外科	月、水	8:30~11:30 13:00~19:00
	蘭越診療所			57-5424							小児科	火、木、	金 8:30~11:30 13:00~16:00
町			[94]A <u>CS</u> · · ] 100 1	0, 0121							リハビリテーション科		

# 資料2-8-22-1 道総合振興局 保健行政室・地域保健室(保健所)所在地一覧

令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ

	保健行政室・地域保健室(保健所)名	所 在 地	電話番号
後	志総合振興局保健環境部	虻田郡倶知安町北1条東2丁目(後志合同庁舎内)	
	岩内地域保健室(岩内保健所)	岩内郡岩内町字清住252-1	0 1 3 5 - 6 2 - 1 5 3 7
	保健行政室 (倶知安保健所)	虻田郡倶知安町北1条東2丁目(後志合同庁舎内)	0 1 3 6 - 2 3 - 1 9 1 4
	保健行政室余市地域保健支所 (倶知安保健所余市支所)	余市郡余市町朝日町12番地	0 1 3 5 - 2 3 - 3 1 0 4
胆	振総合振興局保健環境部	室蘭市海岸町1丁目4番1号(胆振合同庁舎内)	
	保健行政室 (室蘭保健所)	室蘭市海岸町1丁目4番1号(胆振合同庁舎内)	0 1 4 3 - 2 4 - 9 8 3 3
	苫小牧地域保健室 (苫小牧保健所)	苫小牧市若草町2丁目2番21号	0 1 4 4 - 3 4 - 4 1 6 8

# 資料2-8-22-2 原子力災害拠点病院等一覧

## 1 原子力災害拠点病院

令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ

機関名	所 在 地	電 話 番 号
札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南1条西16丁目291番地	011-611-2111
北海道大学病院	札幌市北区北14条西5丁目	011-716-1161

## 2 原子力災害医療協力機関

令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ

<u></u>		道地域医療課調べ
機関名	所 在 地	電話番号
旭川医科大学病院	旭川市緑が丘東2条1丁目1番1号	0166-65-2111
国立病院機構北海道医療センター	札幌市西区山の手5条7丁目1番1号	011-611-8111
国立病院機構北海道がんセンター	札幌市白石区菊水4条2丁目3番54号	011-811-9111
北海道社会事業協会岩内病院	岩内郡岩内町字高台209番2	0135-62-1021
J A北海道厚生連倶知安厚生病院	虻田郡倶知安町北4条東1丁目2番地	0136-22-1141
北海道社会事業協会余市病院	余市郡余市町黒川町19丁目1番地1	0135-23-3126
小樽市立病院	小樽市若松1丁目1番1号	0134-25-1211
黒松内町国保くろまつないブナの森診療所	黒松内町字黒松内586-1	0136-72-3301
伊達赤十字病院	伊達市末永町81番地	0142-23-2211
日本赤十字社北海道支部	札幌市中央区北1条西5丁目	011-23-7126
北海道社会事業協会	札幌市中央区北4条西6丁目1-1毎日札幌会館6F	011-221-0611
北海道厚生農業協同組合連合会	札幌市中央区北4条西1丁目1	011-232-6523
北海道医師会	札幌市中央区大通西6丁目6	011-231-1726
北海道薬剤師会	札幌市豊平区平岸1条8丁目5-12	011-811-0184
北海道放射線技師会	札幌市中央区北3条西29丁目3-2	011-643-2713

# 資料2-8-23 幼稚園、学校、社会福祉施設一覧

## 1 幼稚園

令和5年4月1日現在 町村調べ

町	位	置											
村名	方位	距離 番号	名	称	所	在	地	電話番号	構	造	入所者	備	考
蘭越町	南	26	蘭越ひばり幼稚園		蘭越町蘭越	<b>遠</b> 町219	-36	0136- 57-5611	木造		24		

## 2 学 校

令和5年4月1日現在 町村調べ

町村	位	置	. 名 称	所 在 地	電話番号	構造	生徒数	備考
名	方位	距離 番号	1 4 17	70 任 堰	电 印 留 ク	一件 坦	土作奴	·//# ~与
蘭越	南	27	蘭越小学校	蘭越町蘭越町226番地	0136- 57-5134	鉄筋コンクリー ト	142	
町	南南東	29	昆布小学校	蘭越町昆布町210番地	0136- 58-2240	鉄筋コンクリー ト	47	
	南	27	蘭越中学校	蘭越町蘭越町514-1	0136- 57-6355	鉄筋コンクリー ト	97	
	南	26	蘭越高等学校	蘭越町蘭越町475-16	0136- 57-5034	鉄筋コンクリー ト	50	

## 3 児童福祉施設関係

令和5年4月1日現在 町村調べ

									14   111 0	7 1 2/4 2 11	<u>&gt;□1                                    </u>
町	位	置									
村	方位	距離	名称	所	在	地	電話番号	構	造	入所者	備考
名	刀似	番号									
蘭越	南	26	蘭越保育所	蘭越町蘭越	250-3		0136- 57-5439	鉄筋コンク ト造	フリー	77	保育所
町	南	27	北海愛星学園	蘭越町字大	谷289		0136- 57-5537	鉄筋コンク ト造	フリー	34	児童養護

## 5 高齢者福祉施設関係

令和5年4月1日現在 町村調べ

町村	位	置	名称	所 在 地	電話番号	構造	入所者	備考
名	方位	距離 番号	(1) (1) (1)	所 在 地	电前留万	神 垣	八川有	畑 芍
蘭越町	南	27	特別養護老人ホーム 一灯園	蘭越町字大谷272番地	0136- 57-5497	鉄筋コンクリート	79 (86)	
	南	27	高齢者グループホーム らんこし	蘭越町字大谷268番地1	0136 55-8781	木造	18 (18)	
	南南東	28	蘭越町通所介護事業所 こんぶ	蘭越町昆布町24番地1	0136- 58-3500	鉄筋コンクリート	-	通所介護 30
	南	27	医療法人社団静和会 昆布温泉病院介護医療院	蘭越町字黄金118番地	0136 58-2231	鉄筋コンクリート	100 (120)	

# 6 その他社会福祉施設

令和5年4月1日現在 町村調べ

								3   3   9   3
町村名	位 方位	置 距離 番号	名称	所 在 地	電話番号	構造	入所者	備考
蘭越町	南南東	28	昆布保育所	蘭越町昆布町26-2	0136- 55-5528	木造	- 26	児童福祉関係
	南南東	28	高齢者生活福祉センター こんぶ	蘭越町昆布町24番地1	0136- 58-3500	鉄筋コンクリート	6 (10)	高齢者福祉関係
	南	30超	高齢者生活福祉センター めな	蘭越町目名町391番地	0136- 55-3015	鉄筋コンクリート	9 (13)	高齢者福祉関係

# [飲料水及び農林水産物に関する資料]

# 資料2-8-24 給水状況

令和5年4月1日現在 町村調べ

町			取	水 地 点			給水 地区内	現在給	計画給	年 間
村名	事 業 名	方位	距離 番号		水源	給水地区名	人口(人)	水人口 (人)	水人口 (人)	給水量 (m3)
		南南東	21	蘭越町字湯里道有林170班内 浅瀬川(蘭越地区)	湧水	蘭越町・字豊国・字大 谷・字淀川の各一部		2, 377		212, 608
		南南西	30超	蘭越町字田下217番地3ポン貝 殻沢川第2川(目名地区)	湧水	字淀川・字水上・目名 町・字田下・字貝川・ 字相生・字三和・字讃 岐の各一部		400	3, 226	27, 844
蘭越町	蘭越町簡易水道	南南西	21	蘭越町字上里100番地1堤の沢 川第2支流川(三和地区)	湧水	名駒町・字鮎川・字淀 川・字清水・字栄・字 三和・字吉国・字富岡 の各一部	4, 182	397	558	33, 033
		南南西	22	蘭越町字上里114番地三部沢 川(御成地区)	湧水	港町・字御成・字初 田・字共栄の各一部		263	390	22, 166
		南南東	20	蘭越町字湯里680番地1地先ニ セコアンベツ2号川(昆布地 区)	湧水	昆布町・字黄金・字湯 里・字日出の各一部		649	726	73, 797
	計			5カ所			4, 182	4, 086	4,900	369, 448

<sup>※「</sup>一」は、数値がないもの。(水量計未設置等)

<sup>○</sup>各水道事業等の位置は、「資料3-4-1 緊急時モニタリングの方法 環境試料採取地点図 (飲料水)」を参照

# 資料2-8-25 農産物の収穫状況

令和4年 町村調べ

町村名	農産物種類項目	水稲	麦 類	豆類	いも類	根菜類	果菜類	葉菜類	飼料作物
蘭越	面 積 (ha)	1, 778. 6	94. 4	150. 7	58. 1	0.0	41. 7	36. 0	54. 8
町	収 量(t)	9, 672. 6	359. 3	293. 8	2, 039. 1	0.0	1, 011. 7	424. 9	χ

<sup>※「</sup>χ」は、統計数値が公表されていないもの。

# 資料2-8-26 葉菜の収穫状況

令和4年 町村調べ

町村名	集落	<b></b> 客名	葉菜の種類	面積(ha)	年間収穫量(t)	備考
	全	町	アスパラガス	25. 0	37. 5	
	全	町	ほうれん草	0.1	0. 4	
	全	町	はくさい	_	_	
蘭越	全	町	キャベツ	_	_	
町	全	町	たまねぎ	9. 4	374.8	
	全	町	ねぎ	_	-	
	全	町	ブロッコリー	1.3	10. 4	
	全	町	にんにく	_	_	

<sup>※「</sup>α」は、統計数値が公表されていないもの。

# 資料2-8-27 畜産物の飼養状況

令和4年 町村調べ

町村名	項	目	畜産物名	乳	用	牛	肉	牛	豚	馬	採卵鶏 (鶏卵)	ブロイラー
直复土化田子	戸	数	(戸)		1			0	0	2	4	
蘭越町 -	頭数、	羽数	(頭羽)		71			0	0	3	88	

<sup>※「</sup>χ」は、統計数値が公表されていないもの。

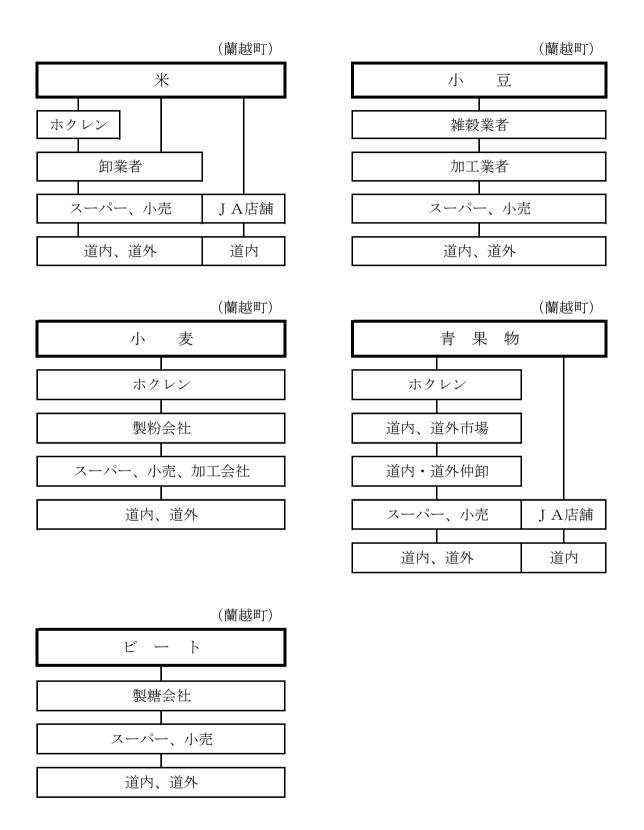
# 資料2-8-28 牛乳の生産状況

令和4年 町村調べ

町 村 名	戸数(戸)	乳牛(頭)	牛乳生産量(kl)	備考
蘭越町	0	0	0	

<sup>※「</sup>χ」は、統計数値が公表されていないもの。

## 資料2-8-29 農産物の出荷ルート



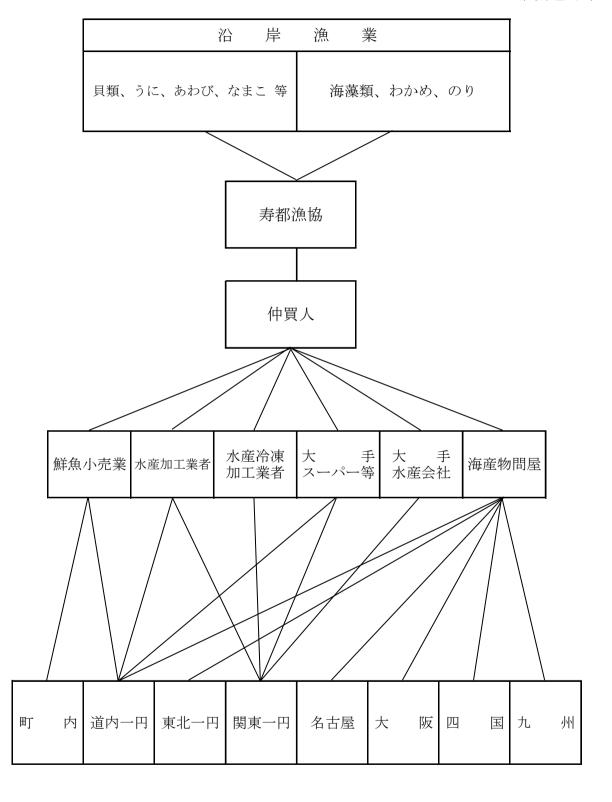
# 資料2-8-30 沿岸漁業の漁獲量

令和3年 町村調べ

町村名	漁協名		.獲物	さけ ます	すけそうだら たら	かれい ひらめ	ほっけ さば	いかなご その他魚類	いか たこ	うに なまこ	貝類	海藻類	その他
	寿都町漁業	漁	法	定置網	刺し網	定置網 刺網	刺し網	刺網定置網	刺網、かご、その他の漁業	ウニ採取	採貝	採草	エビかご
越町	協同組合 [港町協力会]	経営	体数	_	_	_	_	1	2	3	3	_	_
		漁獲	量(t)	_	_		-	1. 00	0.3	5.0	0.05		_

# 資料 2-8-3 1 水産物の出荷ルート

(蘭越町)



# [気象・海象に関する資料]

# 資料2-8-32 気象観測結果

1 地点別、月・年別平年値(統計期間 1991年~2020年) 札幌管区気象台調べ

_								1			I	1		
要素	月 <u></u>	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	寿都	-2.3	-1.9	1.2	6.5	11.5	15. 4	19. 5	21. 2	18. 1	12. 1	5. 6	-0.3	8.9
平均気温	共和	-3.4	-3.0	0.5	6.3	11.8	16. 0	20. 1	21. 4	17. 5	11. 2	4.8	-1.1	8. 5
(℃)	神恵内	-2.3	-1.9	1.4	6. 7	11.7	15. 7	19.8	21.4	18. 3	12. 5	5. 9	-0.2	9. 1
	余市	-3.8	-3.3	0.4	6.3	12. 1	16. 2	20. 2	21.3	17. 1	10. 7	4. 2	-1.9	8.3
	蘭越	-4. 2	-3. 7	-0.2	5. 4	11.4	15. 9	19. 9	20.9	16.8	10. 1	3. 6	-2.1	7.8
	倶知安	-5. 4	-4. 9	-1.0	4. 9	11.2	15. 6	19. 7	20.6	16. 4	9. 7	2. 9	-3. 1	7. 2
	美国	-4.0	-3.5	-0.1	5. 5	11.4	15. 2	19. 4	20. 5	16.6	10.3	3. 6	-2.2	7.7
	寿都	-0.2	0.3	3. 9	10.2	15. 7	19. 2	23. 0	24. 6	21.6	15. 6	8. 4	2.0	12.0
日最高気温	共和	-0.5	0.1	3.8	10.6	16. 5	20.5	24. 5	25. 9	22. 5	15.8	8. 4	1.8	12. 5
(℃)	神恵内	0.0	0.5	4.2	10.0	15.6	19.6	23. 6	25. 4	22. 5	16. 1	8.8	2.3	12.4
	余市	-0.5	0.2	4.0	10.8	17.3	21.2	24. 8	26. 0	22.4	15. 9	8. 2	1.5	12.6
	蘭越	-0.8	0.0	3. 9	10.6	17.3	21.3	24. 7	25. 9	22.4	15.8	7. 9	1.2	12.5
	倶知安	-2.0	-1.0	3.0	9.8	16.9	20. 9	24. 4	25. 4	21.7	15. 0	6. 9	0.0	11.8
	美国	-1.2	-0.5	3.3	9.7	16.6	20.3	23. 9	25. 3	21. 9	15. 4	7. 5	0.8	11.9
	寿都	-4. 7	-4.6	-1.7	2.8	7.8	12.3	16.8	18. 4	14. 6	8. 4	2. 3	-2.8	5.8
日最低気温	共和	-6.8	-6. 7	-3.4	1.7	7.0	11.9	16. 4	17. 4	12.8	6.6	1. 2	-4.2	4.5
(℃)	神恵内	-4. 7	-4. 4	-1.3	3.6	8.3	12.4	16. 9	18. 3	14. 7	9. 1	2. 9	-2.8	6. 1
	余市	-7.9	-7.8	-4.1	1.2	6. 7	11.3	15. 9	17. 0	12. 2	5. 5	0.0	-5.6	3. 7
	蘭越	-8. 2	-8.1	-4.8	0.0	5. 7	11.4	16. 1	16.8	11.7	4.8	-0.5	-5.6	3. 3
	倶知安	-9.6	-9.4	-5. 7	0.1	6.0	11.3	16. 1	16. 7	11.3	4. 5	-1.0	-6.8	2.8
	美国	-7.4	-7.3	-4. 1	0.7	5. 9	10.2	15. 0	16. 0	11.5	5. 2	-0.3	-5.4	3. 3
	寿都	120. 2	87. 4	68. 1	59.3	65. 9	60. 7	94. 5	130. 1	149.8	128. 0	148. 2	138. 5	1250.6
降水量	共和	56. 3	40.7	40.6	47.6	61.1	52.4	96. 4	124. 3	118. 7	113. 4	110. 4	83. 7	948. 7
(mm)	神恵内	94. 8	72. 1	59.8	65. 1	88. 0	69. 4	140.3	142.8	153.8	133. 4	122. 1	117. 4	1257.6
	余市	124. 5	100.5	83. 9	65. 1	63.6	51.4	102.5	129. 4	153. 5	138. 4	161.8	150.6	1325. 2
	蘭越	104. 2	79. 6	59. 2	61.0	74. 1	64. 1	104. 2	142. 2	142. 9	120. 9	137. 2	125. 9	1220.4
	倶知安	184. 5	129. 4	98.3	67.1	75.8	59. 9	102.3	153. 1	133. 3	128. 2	182. 8	217.7	1532.3
	ニセコ	112. 7	73.9	68. 2	75. 4	66. 4	76. 2	94.8	147. 2	153. 3	124. 2	158. 2	177.7	1321.9
	赤井川	118.8	95. 9	74. 6	62.2	67.6	55. 6	106.8	144. 6	148. 7	138. 5	147.8	140. 2	1301.6
	美国	203.0	145. 2	119.2	96. 2	82.5	60.3	123. 6	169. 7	208.6	193.8	246. 6	252. 1	1899. 4
	寿都	4. 4	4.6	4.3	4.5	4.3	4. 3	3.8	3. 5	3.6	3.8	4. 1	4.6	4.2
平均風速	共和	4. 6	4. 4	4. 1	3. 7	3. 1	2.4	2. 1	2. 2	2.6	3. 2	4. 2	4.8	3. 4
(m/a)	神恵内	4. 2	4. 0	3.6	2.7	2.2	1. 9	1.8	2.0	2.6	3. 4	4. 2	4. 7	3. 1
	余市	2. 2	2. 5	2. 9	3. 1	2. 7	1. 9	1.8	1.8	1. 9	2. 1	2. 2	2. 1	2. 3
	蘭越	2. 2	2. 2	2. 2	1.9	1. 9	1. 7	1.4	1.4	1.4	1.6	2. 1	2. 3	1. 9
	倶知安	2.9	3. 1	3. 3	3.3	3.5	3. 3	3. 1	2.8	2.6	2.8	3. 1	3.0	3. 1
	美国	1.5	1.6	2. 1	2. 2	2.1	1.4	1.3	1.2	1.3	1. 5	1.6	1.5	1.6

注: 共和の平年値は、2008年11月の移設の前の観測値も使用して算出した。

札幌管区気象台調べ

### (1) 日最高気温・日最低気温の極値

(1	. )	日最高	高気温	低気温	显の極			統計期間	統計期間:表下部に記載						
要素	/	月/	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	#	値 (℃)	12. 2	11. 2	17. 5	27. 7	29. 0	31.3	33.0	34.0	31. 1	25. 9	20.6	15. 1	34. 0
	寿都	起年日	1903 24	1967 23	2018 28	1998 21	2019 27	2014 4	1924 20	1904 20	1933 1	1946 3	2003 3	1953 1	1904 8/20
		値 (℃)	9. 4	13. 6	16. 3	24. 6	30.0	32. 5	34. 7	34. 7	33. 4	25. 2	21. 2	15. 3	34. 7
	共和	起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2018 30	2019 27	2012 30	2021 28	2021 7	2012 18	2013 2	2003 3	2018 4	2021 8/7
	神	値 (℃)	8. 9	12. 2	15. 2	22. 7	30.0	29. 1	33. 5	32. 9	32. 2	24.8	19. 6	15. 0	33. 5
	恵内	起年日	2009 23	2010 25	2018 28	2002 23	2019 27	2021 11	2021 28	1983 17	2012 18	2006 2	2003 3	2010	2021 7/28
日		値 (℃)	8.8	12. 2	15. 2	27. 2	34. 5	33. 5	34. 6	34. 9	32. 6	25. 7	21. 0	15. 0	34. 9
最高気温	余市	起年日	2009 23	2010 25	2021 28	1998 21	2019 26	2014	2000 31	1984 16	2019	2019	2003	2010	1984 8/16
1.00.		値 (℃)	8. 7	9. 7	15. 0	25. 2	33. 1	32. 7	33. 7	34. 4	32. 1	25. 9	20. 7	13. 6	34. 4
	蘭越	起年日	2009	2020 13	2018 28	1998 21	2019 26	2014	2000	2021	2020	2021	2003	2014	2021 8/3
	/0	値 (℃)	8. 7	10. 4	13. 3	23. 8	32. 5	32. 5	34. 1	34. 4	32. 0	25. 5	20. 0	12. 5	34. 4
	俱 知 安	起年日	2009	2010 25	2008	1998 22	2019 26	2014	2000	2021	2020	2021	2003	2010	2021 8/6
		値 (℃)	8. 4	12. 0	15. 4	25. 6	33. 7	31.3	34. 0	34. 1	33. 4	25. 3	19. 9	14. 1	34. 1
	美 国	#3 fee to	2009	2010	2018	1998	2019	2014	2018	2021	2012	2013	2003	2010	2021
	上	起年日	23	25	28	21	26	4	29	3	18	7	3	3	8/3
	寿	値 (℃)	-15. 7	-15.0	-11.4	-7. 7	-1.4	2.7	7. 1	10.8	4.8	-3.6	-9.0	-15.0	-15. 7
	都	起年日	1912 3	1893 13	1922 1	1929 3	1887 4	1923 5	1887 3	1956 22	1964 28	1924 29	1887 30	1937 27	1912 1/3
		値 (℃)	-17.8	-17. 0	-15. 4	-8. 7	-0.8	2.7	7.6	9. 1	2.9	-1.1	-7. 7	-16. 4	-17.8
	共和	起年日	1985 25	1991 20	1986 4	1978 1	2002 2	1989 11	2015 8	2017 30	2013 27	2014 22	1998 22	2012 24	1985 1/25
	神	値 (℃)	-13. 0	-13.8	-9. 6	-3. 1	1. 1	5. 0	9.8	12. 0	6. 4	0.2	-8.3	-12. 2	-13. 8
	恵内	起年日	1998 7	2019 8	1997 3	2011	2003	2018 10	2015 8	2017 30	2013 27	2004 27	2016 23	1984 24	2019 2/8
日島		値 (℃)	-20. 4	-21. 5	-16. 9	-7. 0	-1. 7	1.7	6. 5	8. 5	3. 0	-2.7	-12. 2	-15. 7	-21. 5
最低気温	余市	起年日	1985 25	1978 17	2005	1979 5	1983 6	2017	1983 2	1993 8	1992 29	1986 20	1998 21	2020	1978 2/17
		値 (℃)	-24. 7	-24. 1	-19. 2	-10. 5	-2.6	2.0	5. 5	7. 5	1. 3	-3.9	-11. 9	-20. 3	-24. 7
	蘭越	44年 17	1985	1978	2004	1978	2016	2018	1979	2017	1980	2014	2008	2012	1985
		起年日	25	17	4	1	2	10	6	30	27	23	26	24	1/25
	倶	値 (℃)	-35. 7	-28. 7	-28. 8	-18. 6	-4. 8	0.1	4.6	4.8	-1.3	-8. 9	-22.0	-27. 0	-35. 7
	知安	起年日	1945	1944	1957 2	1978	1955	1973 3	1951 5	1971	1964	1964 25	1962 27	1953 7	1945
		は (%)	27	17.9		1	3			19	28				1/27
	美	値 (℃)	-17. 1 1985	-17. 8 1978	-13. 6 2001	-8. 0 1979	-2. 5 1980	1.6	5. 9 2004	8. 8 2017	2. 3	-2. 7 1996	-9. 7 1998	-15. 6 2021	-17. 8 1978
	玉	起年日	25	17	10	1979	7	1963	2004	30	2013	31	21	2021	$\frac{1978}{2/17}$
注·		1	7 Hn HH ) ~ 4	EE 301 .5- 1a .	た値の最	1.1士/目	그 (+) 그	ナル目		(Hr)	起年日」	). L. LET (±.)	) # # # D 1 2		

注:「極値」はある期間に観測された値の最大値(最高値)または最小値(最低値)、「起年日」は極値が発現した日。 「]」は、統計を行う対象資料が許容範囲を超えて欠けていることを示す。 統計期間は、寿都は1884年6月~2022年4月、倶知安は1944年1月~2022年4月、その他の地点は1977年10月~2022年4月。

# (2) 日降水量の極値

統計期間:表下部に記載

要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
	値 (mm)	47. 0	45. 5	62. 5	54.0	119.0	68. 3	157. 5	206. 3	150.0	87. 5	55. 0	52. 6	206. 3
寿都	起年日	2006	1972 14	2015 10	1947 21	1998 2	1886 28	1961 25	1962 3	2011 2	1991 15	1972 21	1925 2	1962 8/3
共	値 (mm)	49.0	24. 5	65. 0	45.5	103.0	51.0	100.0	118.0	109.5	76.0	49.0	44. 5	118.0
和	起年日	1981 12	2009 13	2015 10	2013 7	1998 2	1998 20	2010 29	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2010 3	1981 8/23
神	値 (mm)	78. 0	55. 0	64. 5	86.0	122.0	54.0	171.0	122.0	135. 0	95. 0	71.0	42.0	171.0
恵内	起年日	1981 21	1994 22	2015 10	1998 13	1998 2	2009 30	2010 29	2012 20	2011 2	2006 8	2020 19	2016 23	2010 7/29
	値 (mm)	40. 5	40.0	36. 0	54.0	91.0	44. 5	146. 5	132. 0	148.5	90.0	81.0	62.0	148. 5
余市	起年日	2010 2	2004 22	1990 12	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1997 5	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	2011 9/2
44	値 (mm)	42. 0	40.0	59. 0	70.5	92.0	57. 5	115.0	135. 0	111.5	79. 0	60.0	48. 0	135. 0
蘭越	起年日	1981 12	2004 22	2015 10	2013 7	1998 2	2018 12	1999 29	1981 23	2017 18	1979 19	2012 7	2010 3	1981 8/23
倶	値 (mm)	50.0	97. 5	111.0	68.6	95. 5	82.0	119. 9	180. 9	92. 0	106.0	74. 5	52. 5	180. 9
知安	起年日	1970 31	1972 14	2015 10	1966 16	1998 2	1981 28	1950 15	1962 3	1985 1	1979 19	1975 7	2012 4	1962 8/3
11	値 (mm)	26. 0	20. 5	76. 0	37.0	31.5	63.0	62.0	59. 5	83.0	40. 5	62. 5	43.0	83. 0
セコ	起年日	2017 27	2021 15	2015 10	2013 7	2021 16	2021 4	2018 5	2014 5	2017 18	2011 6	2012 7	2016 22	2017 9/18
赤	値 (mm)	41.0	48.0	58. 0	63.0	131.0	49.5	76.0	114. 0	115.5	91.0	72.0	47.0	131. 0
井川	起年日	2007 7	1991 16	1990 12	1982 10	1998 2	2017 10	2018 5	1981 23	2011 2	1979 19	1992 20	2005 11	1998 5/2
*	値 (mm)	44. 0	52. 0	78. 0	75. 0	113.0	61.5	165. 0	124. 0	177. 0	113.5	116.0	59. 0	177. 0
美国	起年日	2005 21	2004 22	1998 20	1998 13	1998 2	2017 22	2010 29	1981 23	2011 2	2021 20	1992 20	1989 8	2011 9/2

注:統計期間は、寿都は1884年6月〜2022年4月、神恵内は1977年10月〜2022年4月、倶知安は1944年1月〜2022年4月、 ニセコは2010年3月〜2022年4月、赤井川は1976年5月〜2022年4月、その他の地点は1976年4月〜2022年4月 (ただし、共和は移転前の値を含む)。

# (3) 積雪の深さの月最大値

統計期間:表下部に記載

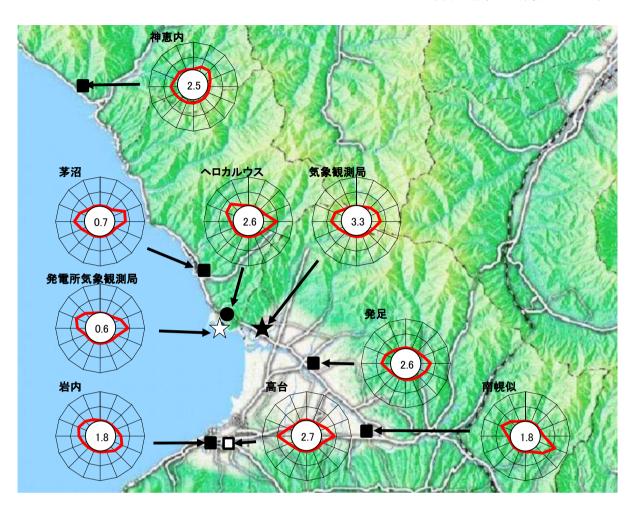
要素	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	年
#	値 (cm)	170	180	189	106	_	_	_	_	_	8	55	165	189
寿都	起年日	1922 31	1945 17	1945 17	1957 2						1912 22	1962 27	1892 17	1945 3/17
	値 (cm)	170	177	167	106	_	_	_	_	_	5	61	138	177
共和	起年日	1990 28	1991 17	1985 9	1985 1						1996 27	2002 22	1985 17	1991 2/17
^	値 (cm)	169	196	173	120	2	_	_	_	_	3	64	133	196
余市	起年日	2006 19	2006 10	2005 4	2005 1	2011 2					1984 28	1998 21	2005 29	$\frac{2006}{2/10}$
**	値 (cm)	179	200	188	132	_	_	_	_	_	3	40	148	200
蘭越	起年日	2006 22	1988 21	2005 3	1984 2						2004 27	1999 30	2005 30	1988 2/21
倶	値 (cm)	236	262	312	256	38	_	_	_	_	47	119	203	312
倶知安	起年日	1970 31	1970 23	1970 25	1970 1	1970 1					1950 26	1953 25	1956 24	1970 3/25
赤	値 (cm)	185	248	230	183	32					8	72	134	248
赤井川	起年日	2005 26	1991 17	2015 13	2005 1	2006 1					2010 27	1998 21	2005 29	1991 2/17

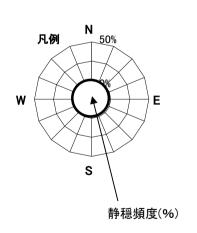
注:統計期間は、寿都は1884年6月~2022年4月、共和は1984年10月~2022年4月(移転前の値を含む)、 余市・蘭越は1981年10月~2022年4月、倶知安は1944年1月~2022年4月、赤井川は1988年10月~2022年4月。

# 資料2-8-33 風配図

1 泊発電所周辺風配図

令和3年度 道原子力環境センター調べ



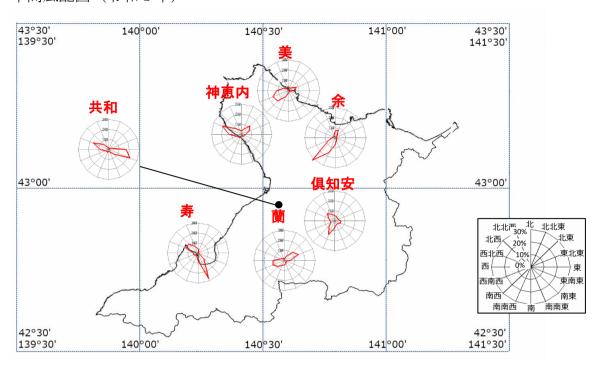


項目	道	北電
モニタリングステーション		
モニタリングポスト	•	
気象観測局	*	$\stackrel{\wedge}{\sim}$

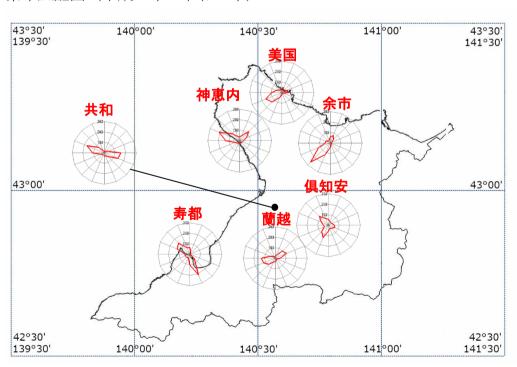
## 2 周辺風配図

### 札幌管区気象台調べ

## (1) 年間風配図(令和3年)



## (2) 累年風配図(平成3年~令和2年)

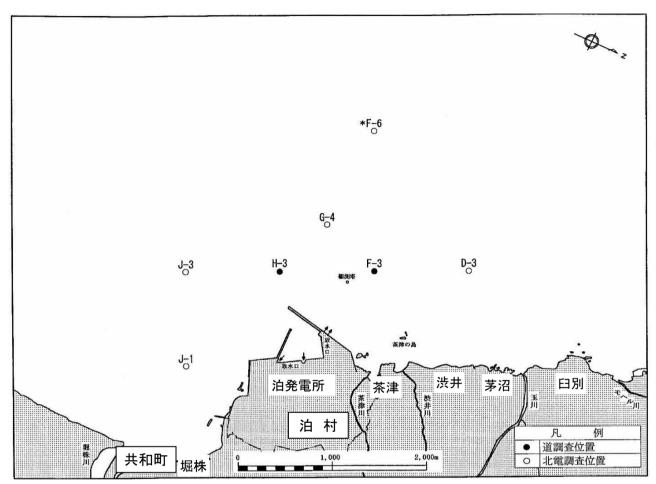


# 資料2-8-34 泊発電所周辺海域の流向流速頻度分布

道原子力環境センター調べ

# 1 流向流速調査地点

令和3年度



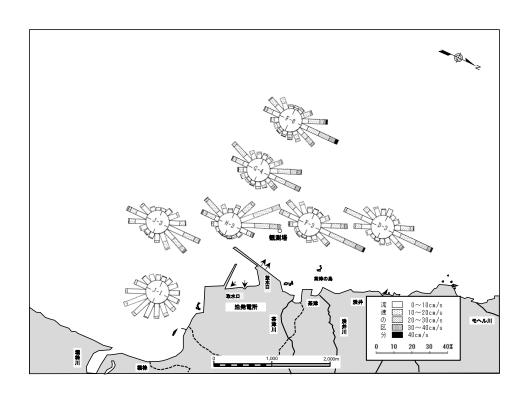
\*F-6地点は平成18年10月から測定開始

# 2 流向流速頻度分布図

### (1) 流向流速頻度分布図(第1四半期)

調査年月日:令和3年5月1日~5月15日

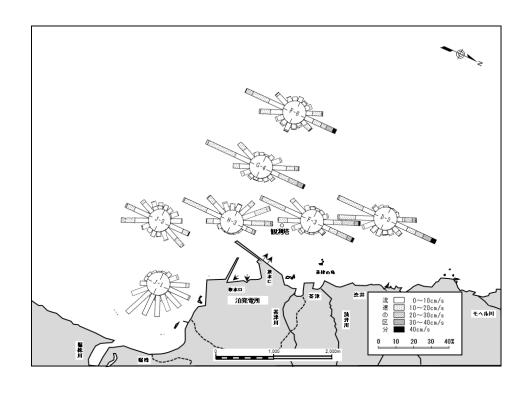
調査深度 : 2 m



### (2) 流向流速頻度分布図(第2四半期)

調査年月日:令和3年8月1日~8月15日

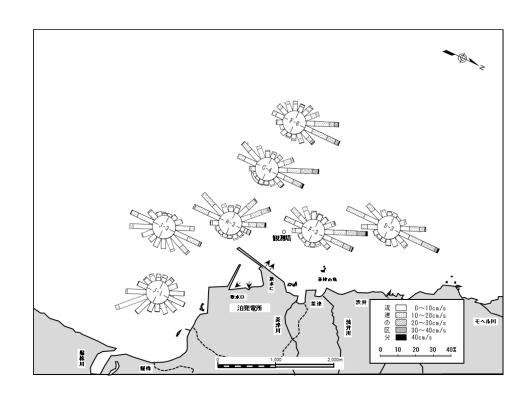
調査深度 : 2 m



### (3) 流向流速頻度分布図(第3四半期)

調査年月日:令和3年11月1日~11月15日

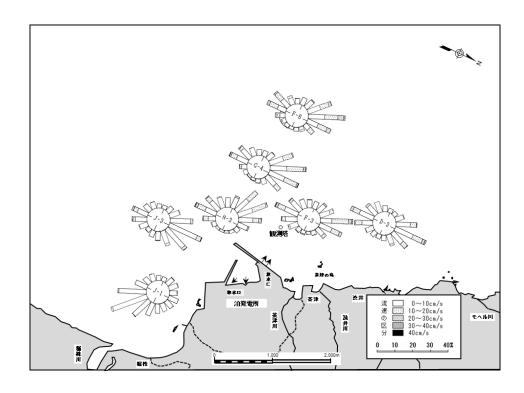
調査深度 : 2 m



## (4) 流向流速頻度分布図(第4四半期)

調査年月日:令和4年2月1日~2月15日

調査深度:2 m



## 第3章 緊急事態応急対策関係 資料3-1-1 泊発電所異常事態通報様式

警戒事態該当事象発生連絡

(第 報)

						١.	/14	11/-/
原	原子力規制委員会 展		Y = 1.1	나 스 스-나	\\L_ \( \sigma \) = \( \sigma \)	年	月	日
	警戒事態該当事象連	\	者名	宋式会往	泊発電所	原子刀[	办災管坦 ———	注首 ——
	擎戒事能該当事象 <i>0</i>	<del>/                                    </del>		策指針に	基づき連絡	といます。		
原一	子力事業所の名称	名称:北海道電力株式					業)	
及て	が場所 おおおお おおお かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう かんしゅう かんしゅう しゅうしゅう かんしゅう しゅうしゅう しゅう	場所:北海道古宇郡泊	1村大字	堀株村字	山ノ上219	)番地1		
警戒	事態該当事象の発生箇所	泊発電所 号機						
警戒	事態該当事象の発生時刻	年 月		時		1時間表示	示)	
発生した	警戒事態該当事象の種類	□ (AL11) 原子炉停止機能□ (AL21) 原子炉冷却材の□ (AL24) 蒸気発生器給が□ (AL25) 非常用交流高压□ (AL29) 停止中の原子炉□ (AL30) 使用済燃料貯蔵□ (AL31) 使用済燃料貯蔵□ (AL51) 原子炉制御室他□ (AL52) 所内外通信連約□ (AL53) 重要区域での炉り外的事象による影響(	ンス様型ができませる。 大様では、 大様には、 大きでは、 、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 大きでは、 、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	で で で で で で で で で で で で で で	たのおそれ た りおそれ りおそれ い に と機能の一き			
<b>音</b> 戒事能	想定される原因	□重要な故障等(オンサー故障、誤操作、派 その他(			爆発、	地震、	調 査「	<del></del>
生した警戒事態該当事象の概要	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況、主な施設・設 備の状態等	原子炉の運転状態 発生前(運 転 中 、 発生後(状 動 ボ 能 態	、 有 値 ( 3 f e l e l e l e l e l e l e l e l e l e	操作中、 自動、手 機は排気筒 (3号機は当 ( 最大値:	停止、 = 動)、作 「モニタ) cpm→ な該設備が無 cpm→	停 止 失」 : 動 失 敗 いため記 h→	敗) cpm)	
	)他警戒事態該当事 )把握に参考となる <sub>限</sub>							

(第 報)

Н 内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 第10条通報 通報者名 連絡先 特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の規定に基づき通報します。 原子力事業所 名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) の名称及び場 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1 所 特定事象の 号機 泊発電所 発 生 箇 所 特定事象の 年 月 日 時 分(24時間表示) 発 生 時 刻 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準 原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準 ※ □(SE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE01) 敷地境界付近の放射線量の上昇 ※ □(GE02[SE02]) 通常放出経路での気体放射性物質の放出 ※ □(GE03[SE03]) 通常放出経路での液体放射性物質の放出 ※ □ (SE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出 ※ □(GE04) 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出 ※ □ (SE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 ※ □ (GE05) 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出 ※ □(SE06) 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ ※□(GE06)施設内(原子炉外)での臨界事故 ※ □(GE11) 全ての原子炉停止操作の失敗 ※ □(GE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置 □(SE21) 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷 却装置による一部注水不能 による注水不能 特定事象 □(SE24) 蒸気発生器給水機能の喪失 ※ □ (GE24) 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能 □(SE25) 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失 ※ □(GE25) 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失 の種類 □(SE27) 直流電源の部分喪失 ※ □(GE27) 全直流電源の5分間以上喪失 発 ※ □(GE28) 炉心損傷の検出 生 ※ □(SE29) 停止中の原子炉冷却機能の喪失 ※ □(GE29) 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 L ※ □(SE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(GE30) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 ※ □(SE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 ※ □(GE31) 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 た □(SE41) 格納容器健全性喪失のおそれ ※ □(GE41) 格納容器圧力の異常上昇 特 ※ □ (GE42) 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失 ※ □(SE42) 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ 定 □(SE43) 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用 又は喪失のおそれ 事 ※□(SE51)原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失 ※ □(GE51) 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失 □(SE52) 所内外通信連絡機能の全て喪失 象 □(SE53) 火災・溢水による安全機能の一部喪失  $\mathcal{O}$ ※ □(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 ※ □ (SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 概 (注記:※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す) 要 故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 想定され その他( る原因 発生前(運転中、起動操作中、停止操作中、停止中) 発生後(状態継続、停止操作中、停止、停止失敗) 作動無し、作動有り(自動、手動)、作動失敗 原子炉の運転状態 検出された 放射線量の ECCSの作動状態 状況、検出 排気筒 主排気筒モニタの指示値(3号機は排気筒モニタ) された放射 確認中、変化無し、変化有り(  $cpm \rightarrow$ cpm) 性物質の状 非常用排気筒モニタの指示値(3号機は当該設備が無いため記入不要) 況、主な施  $cpm \rightarrow$ 確認中、変化無し、変化有り( cpm) 設・設備の 確認中、変化無し、変化有り(最大値: モニタリングポストの指示値 nGy/h→ nGy/h) 放水口ポストの指示値 確認中、変化無し、変化有り( cpm)  $cpm \rightarrow$ 状態等 その他 その他特定事 象の把握に参考 となる情報

第 報)

P	内閣総理大臣、原子力第10条通	力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 超報者名 連絡先
	事業所外運搬に係る。 定に基づき通報します	特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第10条第1項の
-	子力事業所の名称 バ場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1
特员	官事象の発生箇所	
特员	ビ事象の発生時刻	年 月 日 時 分(24時間表示)
発生	特定事象の種類	原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく基準  ※□(XSE61)事業所外運搬での放射線量率の上昇  ※□(XSE62)事業所外運搬での放射性物質漏えい  原子力災害対策特別措置法第15条第1項に基づく基準  ※□(XGE61)事業所外運搬での放射線量率の異常上昇  ※□(XGE62)事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい  (注記:※は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す)
した	想定される原因	火災、爆発、沈没、衝突、交通事故、調査中 その他( )
特定事象の概要	検出された放射線 量の状況、検出さ れた放射性物質の 状況、主な施設・設 備の状態等	
	)他特定事象の 屋に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

#### 警戒事態該当事象発生後の経過連絡

(第 報)

年 月 日

原子力規制委員会 殿

警戒事態該当事象 発生後の経過連絡 北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 連絡者名

連絡先

原子力災害対策指針に基づき、警戒事態該当事象発生後の経過を以下のとおり連絡します。

原子力事業所の名称 及び場所						業区分:電気事業) /上219番地1
警戒事態該当事象の発 生箇所(注1)	泊発電所	Î	号機			
警戒事態該当事象の発 生時刻(注1)		年	月	月	時	分(24時間表示)
警戒事態該当事象の種 類(注1)						
発生事象と対応の概要 (注2)						
その他事項の対応(注3)						

- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載 する。
- (注3)発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

#### 応急措置の概要 (原子炉施設)

(第 報) 月

日

年

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

北海道電力株式会社 泊発電所 原子力防災管理者 報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び 場所		名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1											
特定事象の発生箇所 (注1)	泊発電所	号機											
特定事象の発生時刻 (注1)	年	月	日	時	分(24時間表示)								
特定事象の種類 (注1)													
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、 ※添付の有・		概要)										
その他の事項の対応 (注3)													

- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載 する。
- (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

# 応急措置の概要(泊発電所 号機)

(原子炉施設)

1. プラント	状況				(前	笙認時刻:	月	日 腓		分)
原子炉出力(	(中性子東)			%	外部電源受	受電		有•	無	
1次冷却材压	E力		1	MPa (gage)	非常用交流	<b>花発電機受</b>	電	有・無	<ul><li>不要</li></ul>	至
加圧器水位				%	蒸気発生器	学による冷ま	:[]	有・無	・不要	Ę
原子炉水位				%	原子炉容器	<b></b> }注水		有・無	・不要	Ę
格納容器圧力	ħ		]	kPa (gage)	格納容器	主水		有・無	・不要	<u>4</u>
炉心出口温度	度(最高値)			$^{\circ}\!\mathbb{C}$						
格納容器内刃	k素濃度(	ドライ値)		Vo1%						
炉心損傷						有・無	<b> </b>			
格納容器最高	高使用圧力				未満・以	以上・2倍	以上			
2. 放射性物	哲协出目诵	il				(評価時刻	: 月	日	時	分)
放出開始予測					 月 日	時		Н	HJ	
特記事項										
- 11 5 11 11	PP 11 .1.11.	(11.11.1.)		- I.I.		/ I. I. I.			1.	
3. 放射性物 放出開始時刻		(放出有り			八石	(評価時刻 放出箇所		日	時	分)
放出停止時刻				日 時 ———— 日 時	分頃	放出高が放出高さ				
					刀頃					m
放出実績評価	<b></b>		評価時点0	の放出率		評価時刻	までの放と	土量		
希ガス					Bq/h					Bq
ヨウ素					Bq/h					Bq
その他(核和	重:	)			Bq/h					Bq
4. モニタ・	気象情報					(確認時	刻 月	日	時	分)
排気筒ガスモ	モニタ	主排気筒			cpm	非常用排	気筒			cpm
モニタリング	名称	(注1) EPO-1	EPO-2	EPO-3	EPO-4	(注2) EMS-1	EPO-5	EPO-6	EPC	)-7
ポスト・ステーション	μ Sv/h									
		天候				風向				
気象情	青報	 風速			m/s	大気安定	 E度			
(注1) 3号	機は排気筒	  モニタ、(	注2) 3号	L 機は当該設				1		
5. その他										

内閣総理大臣、	原子力規制委員会、	国土交通大臣、	都道府県知事	事、市町村	長 殿	
	_	北海道電	<b>宣力株式会社</b>	泊発電所	原子力防災管:	理者
第25条報告		報告者名	1			
<u> </u>		油 紋 生	<u>.</u>			

原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づき、応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び 場所	名称:北海道電力株式会社 泊発電所(事業区分:電気事業) 場所:北海道古宇郡泊村大字堀株村字山ノ上219番地1									
特定事象の発生箇所 (注1)	都道府県				市町木	市町村				
						(海上の場合;沖合	km)			
特定事象の発生時刻 (注1)		年	月	日	時	分(24時間表示)				
特定事象の種類 (注1)										
発生事象と対応の概要 (注2)	(対応日時、 ※添付の有・		既要)							
その他の事項の対応 (注3)										

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 発電所対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

# 応急措置の概要(輸送容器状況)

1. 輸送容器状況					(確認時刻	刻:	月	日	時	分)	
	輸送物				使用名	容器					
事故発生時の状況	女発生時の状況 出発地			到着予定地							
	輸送手段										
	火災の有	無	無	・可能性有 悪・不明	爆発(	爆発の有無			有・可能性有 無・不明		
現在の状況	漏えいの	有無		有・可能性有 無・不明							
	特記事項										
2. 放射線量状況			•		(確認時刻	刻:	月	日	時	分)	
距離・場所											
nSv/h μ Sv/h											
3. 放射性物質放出状	況等 (放出	1、漏えいす	耳りの場合			:	月	日	時	分)	
放出、漏えい 開始時刻		日 : 頃	Ī	放出、漏 停止時刻			Ħ	l :	頃		
放出、漏えい箇所											
4. その他											
気象・海象状況等											

参考1 警戒事象、原災法第10条第1項及び原災法第15条第1項に該当する事象の整理表

少十	了! 高风乎外、小:	人山为	. 0 /	N	, , ,	ראי יי	則に該当りる事象の登り	<b>T X</b>
EAL No.	警戒事象	1、2、3 号機 への 適用	EAL No.	原災法第10条第1項	1、2、3 号機 への 適用	EAL No.	原災法第15条第1項	1、2、3 号機 への 適用
		要否			要否			要否
_	_	_	SE01	敷地境界付近の放射線量の 上昇	0	GE01	敷地境界付近の放射線量の上 昇	0
_	_	=	SE02	通常放出経路での気体放射 性物質の放出	0	GE02	通常放出経路での気体放射性 物質の放出	0
_	_	_	SE03	通常放出経路での液体放射 性物質の放出	0	GE03	通常放出経路での液体放射性 物質の放出	0
_	_	_	SE04	火災爆発等による管理区域 外での放射線の放出	0	GE04	火災爆発等による管理区域外 での放射線の異常放出	0
_	_	_	SE05	火災爆発等による管理区域 外での放射性物質の放出	0	GE05	火災爆発等による管理区域外 での放射性物質の異常放出	0
_	_	_	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故 のおそれ	0	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事 故	0
AL11	原子炉停止機能の異常又 は異常のおそれ	×	_	_	=	GE11	全ての原子炉停止操作の失敗	×
AL21	原子炉冷却材の漏えい	×	SE21	原子炉冷却材漏えい時にお ける非常用炉心冷却装置に よる一部注水不能	×	GE21	原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による 注水不能	×
AL24	蒸気発生器給水機能喪失 のおそれ	×	SE24	蒸気発生器給水機能の喪失	×	GE24	蒸気発生器給水機能喪失後の 非常用炉心冷却装置注水不能	×
AL25	非常用交流高圧母線喪失 又は喪失のおそれ	×	SE25	非常用交流高圧母線の30 分間以上喪失	×	GE25	非常用交流高圧母線の1時間 以上喪失	×
_	_	_	SE27	直流電源の部分喪失	×	GE27	全直流電源の5分間以上喪失	×
_	_	=	_	_		GE28	炉心損傷の検出	×
AL29	停止中の原子炉冷却機能 の一部喪失	×	SE29	停止中の原子炉冷却機能の 喪失	×	GE29	停止中の原子炉冷却機能の完 全喪失	×
AL30	使用済燃料貯蔵槽の冷却 機能喪失のおそれ	×	SE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機 能喪失	×	GE30	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能 喪失・放射線放出	×
AL31	使用済燃料貯蔵槽の冷却 機能喪失のおそれ	0	SE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機 能喪失	0	GE31	使用済燃料貯蔵槽の冷却機能 喪失・放射線放出	0
_	-	_	SE41	格納容器健全性喪失のおそ れ	×	GE41	格納容器圧力の異常上昇	×
AL42	単一障壁の喪失又は喪失 のおそれ	×	SE42	2つの障壁の喪失又は喪失 のおそれ	×	GE42	2つの障壁喪失及び1つの障 壁の喪失又は喪失のおそれ	×
=	_	_	SE43	原子炉格納容器圧力逃がし 装置の使用	×	-	_	
AL51	原子炉制御室他の機能喪 失のおそれ	×	SE51	原子炉制御室他の一部の機 能喪失・警報喪失	×	GE51	原子炉制御室他の機能喪失・ 警報喪失	×
AL52	所内外通信連絡機能の一 部喪失	×	SE52	所内外通信連絡機能の全て 喪失	×	_	_	_
AL53	重要区域での火災・溢水 による安全機能の一部喪 失のおそれ	×	SE53	火災・溢水による安全機能 の一部喪失	×	ı	-	_
	=	_	SE55	防護措置の準備及び一部実 施が必要な事象発生	0	GE55	住民の避難を開始する必要が ある事象発生	0
_	外的事象による影響(地震)	0	=			_	_	
_	外的事象による影響 (津波)	0	_	_		_	_	_
_	重要な故障等(オンサイト 総括判断)	0	_	_	_	_	-	_
_	外的事象による影響(設計 基準超過)	×	_	_	_	_	_	_
_	外的事象による影響(委員 長判断)	0	_	-	_		-	_
_	=	_	XSE61	事業所外運搬での放射線量 率の上昇	0	XGE61	事業所外運搬での放射線量率 の異常上昇	0
_	_	_	XSE62	事業所外運搬での放射性物 質漏えい	0	XGE62	事業所外運搬での放射性物質 の異常漏えい	0
_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			·	_		·	

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用する番号は、欠番となる

### 資料3-1-2 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準

別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(1/2)

#### 連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)

#### 原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ(AL11)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。

#### 原子炉冷却材の漏えい(AL21)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。

### 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。

#### 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ(AL25)

【適用号機なし

非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。

#### 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)

【適用号機なし】

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。

#### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。

#### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(AL31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。

#### 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ(AL42)

【適用号機なし】

燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。

#### 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)

【適用号機なし】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同 じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。

#### 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52)

【適用号機なし】

泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。

#### 重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53)

【適用号機なし】

重要区域\*\*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等\*の機能の一部が喪失するおそれがあること。 \*\* 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表 2 - 1 - 5 に示すものをいう。

#### 別表2-1-1 原子力災害対策指針に定める警戒事態に該当する事象の連絡基準(2/2)

#### 連 絡 基 準 (警戒事態に該当する事象)

#### 外的事象による影響(地震)

【1、2、3号機適用】

泊村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。

#### 外的事象による影響(津波)

【1、2、3号機適用】

泊村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。

#### 重要な故障等(オンサイト総括判断)

【1、2、3号機適用】

オンサイト総括が警戒を必要と認める泊発電所の重要な故障等が発生した場合。

#### 外的事象による影響(設計基準超過)

【適用号機なし】

泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が 発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。

#### 外的事象による影響 (委員長判断)

【1、2、3号機適用】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

原子炉等規制法第43条の3の8第1項の許可(同法第43条の3の6第1項第4号に掲げる基準に係るものに限る。以下「第4号変更許可」という。)後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。

以下、別表 2-1-2、 2-1-3 においても同様。

# 資料3-1-3 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧

別表2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧(1/2)

安全機器名	重要区域	1、2号 機	3号機
原子炉トリップ遮断器盤	原子炉トリップ遮断器盤室	0	0
<b>ウ</b> A /ロ = サ 不	安全系継電器室	0	_
安全保護系	安全系計装盤室	_	0
燃料取替用水タンク	燃料取替用水タンク室	$\circ$	
燃料取替用水ピット	燃料取替用水ピット	_	$\circ$
高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ室	0	0
余熱除去ポンプ	余熱除去ポンプ室	0	0
余熱除去冷却器	余熱除去冷却器室	0	0
格納容器スプレイポンプ	格納容器スプレイポンプ室	0	0
格納容器スプレイ冷却器	格納容器スプレイ冷却器室	0	0
ほう酸ポンプ	ほう酸ポンプ室	0	0
ほう酸タンク	ほう酸タンク室	$\circ$	0
補助給水タンク	補助給水タンク設置場所	0	_
補助給水ピット	補助給水ピット	_	0
電動補助給水ポンプ	電動補助給水ポンプ室	0	0
タービン動補助給水ポンプ	タービン動補助給水ポンプ室	0	0
充てんポンプ	充てんポンプ室	0	0
原子炉補機冷却水ポンプ	原子炉補機冷却水ポンプ設置場所	0	0
原子炉補機冷却水冷却器	原子炉補機冷却水冷却器設置場所	0	0
原子炉補機冷却海水ポンプ	原子炉補機冷却海水ポンプ設置場所	0	0
制御用空気圧縮機	制御用空気圧縮機室	0	0
使用済燃料ピット	使用済燃料ピットエリア	0	0
使用済燃料ピットポンプ	使用済燃料ピットポンプ室	0	0
使用済燃料ピット冷却器	使用済燃料ピット冷却器室	0	0
ディーゼル発電機	ディーゼル発電機室、ディーゼル発電機制御盤室、燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	0	_
ノイ・ビル光电機	ディーゼル発電機建屋、ディーゼル発電機制御盤室、 燃料油サービスタンク室、燃料油貯油槽	_	0
主蒸気逃がし弁/安全弁	主蒸気管室	0	0
所内非常用高圧母線	安全補機開閉器室	0	0
安全系蓄電池	安全系蓄電池室	0	0
<b>生</b> 人文 去 電 吧	安全系充電器室	0	_
安全系充電器	安全補機開閉器室	_	0

# 別表2-1-5 安全上重要な構築物、系統又は機器一覧(2/2)

安全機器名	重要区域	1、2号 機	3号機
安全系予備充電器	安全系充電器室	0	
予備充電器盤	常用系インバータ室	_	0
北帝田本法囚領	安全系原子炉コントロールセンタ室	0	_
非常用直流母線	安全補機開閉器室	_	0
所内変圧器	所内変圧器設置場所	0	0
起動変圧器	起動変圧器設置場所	0	_
予備変圧器	予備変圧器設置場所	0	0
代替非常用発電機	代替非常用発電機設置場所	0	0
可搬型直流電源用発電機	可搬型直流電源用発電機保管場所(屋外保管エリア)	0	0
主盤	中央制御室	0	_
原子炉補助盤	中央制御室	0	_
運転コンソール	中央制御室	_	0
指令コンソール	中央制御室	_	0
保守コンソール	中央制御室	_	0
中央制御室外原子炉停止盤	中央制御室外原子炉停止盤室	0	0
換気空調系集中現場盤	中央制御室外原子炉停止盤室	0	$\circ$

# 資料3-1-4 原災法第10条第1項に基づく通報基準

別表 2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(1/3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

#### 敷地境界付近の放射線量の上昇 (SE01)

【1、2、3号機適用】

原災法第 1 1 条第 1 項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について 1 時間当たり 5  $\mu$  Sv を検出したとき。

- ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり $5\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。
- ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり  $1 \mu$  Sv以上の放射線量を検出したときは、中性子線の放射線量とを合計する。

#### 通常放出経路での気体放射性物質の放出 (SE02)

【1、2、3号機適用】

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり  $5~\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を 1~0 分間以上継続して検出したとき。

#### 通常放出経路での液体放射性物質の放出 (SE03)

【1、2、3号機適用】

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり  $5~\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を 1~0 分間以上継続して検出したとき。

#### <u>火災爆発等による管理区域外での放射線の放出(SEO4)</u>

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、1時間当たり 50  $\mu$  Sv以上の放射線量を 10分間以上継続して検出したとき。

#### 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出 (SE05)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の 50 倍(1 時間当たり  $5\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を検出したとき。

#### 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ(SEО6)

【1、2、3号機適用】

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。

原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能(SE21) 【適用号機なし】 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、北常田原と冷却装置みずこれり目覚の機能な方式と記憶の含む光素原ス原。東田内は低田で洗水式です。

て、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。

#### 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。

#### 別表2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(2/3)

通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

#### 非常用交流高圧母線の30分間以上喪失(SE25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分間以上継続すること。

#### 直流電源の部分喪失(SE27)

【適用号機なし】

非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分間 以上継続すること。

#### 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)

【適用号機なし】

原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。

#### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(SE30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

#### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失 (SE31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること。

#### 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。

#### 2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(SE42)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。

#### 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)

【適用号機なし】

炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置 を使用すること。

#### 別表 2-1-2 原災法第10条第1項に基づく通報基準(3/3)

#### 通報基準 (施設敷地緊急事態に該当する事象)

#### 原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)

【適用号機なし】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。

#### 所内外通信連絡機能の全て喪失(SE52)

【適用号機なし】

泊発電所内の通信のための設備又は泊発電所内と泊発電所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。

### 火災・溢水による安全機能の一部喪失 (SE53)

【適用号機なし】

火災又は溢水が発生し、安全機器等\*の機能の一部が喪失すること。

※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表 2 - 1 - 5 に示すものをいう。

#### 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生(SE55)

【1、2、3号機適用】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。

#### 事業所外運搬での放射線量率の上昇(XSE61)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若 しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。

#### 事業所外運搬での放射性物質漏えい(XSE62)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器 (L型、IP-1型を除く。) からの放射性物質の漏えいがあったとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない。)。

### 資料3-1-5 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準

別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(1/2)

判断基準(全面緊急事態に該当する事象)

#### 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01)

【1、2、3号機適用】

原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の二地点以上について1時間当たり5 $\mu$ Svを検出するか又は一地点について1時間当たり5 $\mu$ Svを10分間以上継続して検出したとき。

・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり $5\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。

#### 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02)

【1、2、3号機適用】

排気筒その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり  $5~\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を 1~0 分間以上継続して検出したとき。

#### 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03)

【1、2、3号機適用】

放水口その他これらに類する場所において、敷地境界付近に達した場合におけるその放射能の水準が原子力規制委員会規則で定める基準(1時間当たり  $5~\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を 1~0 分間以上継続して検出したとき。

#### 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出(GE04)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。

#### 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出(GEO5)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり500  $\mu$  Svに相当)以上の放射性物質を検出したとき。

#### 施設内(原子炉外)での臨界事故(GE06)

【1、2、3号機適用】

原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。

#### 全ての原子炉停止操作の失敗(GE11)

【適用号機なし】

原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。

#### 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能(GE21)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

#### 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能(GE24)

【適用号機なし】

原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。

# 別表2-1-3 原災法第15条第1項に基づく原子力緊急事態の判断基準(2/2)

判断基準 (全面緊急事態に該当する事象)

# 非常用交流高圧母線の1時間以上喪失(GE25)

【適用号機なし】

全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続すること。

#### 全直流電源の5分間以上喪失(GE27)

【適用号機なし】

全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分間以上継続すること。

#### 炉心損傷の検出(GE28)

【適用号機なし】

炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。

# 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失(GE29)

【適用号機なし】

蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)からの注水ができないこと。

### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE30)

【適用号機なし】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は 当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。

#### 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出(GE31)

【1、2、3号機適用】

使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。

#### 格納容器圧力の異常上昇(GE41)

【適用号機なし】

原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。

# 2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ(GE42)

【適用号機なし】

燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。

# 原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失(GE51)

【適用号機なし】

原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び 冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場 合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示 する警報装置の全ての機能が喪失すること。

#### 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)

【1、2、3号機適用】

その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。

# 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇(XGE61)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき 若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬に使用する容器から1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

#### 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい(XGE62)

【1、2、3号機適用】

火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。

・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器(IP型を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令に定められた量( $A_2$ 値)の放射性物質の漏えいがあったとき(事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)。

# (資料3-1-2、4、5付表) EAL事象の判断基準解釈

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(1/27)

EAL No. <sup>₩1</sup>	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 1	原災法第11条第1項に該当する放射線測定設備の一又は二以上について1時間当たり5 $\mu$ Svを検出したとき。 ・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、1時間当たり5 $\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。 ・また、当該放射線測定設備の一又は二以上について、1時間当たり1 $\mu$ Sv以上の放射線量とを合計する。	

※1 EAL No. 記載例

例: A L	1	1
$\uparrow$	$\uparrow$	$\uparrow$
事象区分	事象分類	連番

	事象区分		
ΑL	警戒事態に該当する事象		
SE	施設敷地緊急事態に該当する事象		
GΕ	全面緊急事態に該当する事象		
XAL			
XSE	事業所外運搬(EAL対象外)		
ΧGΕ			

事象分類		
0	放射線量·放射性物質放出	
1	止める	
2	冷やす	
3	TT 7 9	
4	閉じ込める	
5	その他脅威	
6	事業所外運搬(EAL対象外)	

EAL No. はBWR及びPWR共通のため、BWR特有事象で使用するEAL No. は欠番となる。

なお<u>泊発電所1、2、3号機については</u>、原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の基準に適合するまでの間は、原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない状態であるため、 $EAL01\sim06$ 、31、55、地震、津波及びオンサイト総括・原子力規制委員会委員長判断、 $XSE61\cdot62$ 、  $XGE61\cdot62$ のみ適用する。

(第4号変更許可後最初の原子力規制検査における使用前事業者検査(同法第43条の3の11第2項に規定する検査をいう。)の実施状況の確認のうち原子炉に燃料集合体を挿入する前の時期に行う確認が終了した場合は、EAL31を除く全てについて適用となる。)

<SE01:敷地境界付近の放射線量の上昇>

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1 地点以上において、5 μ Sv/h以上を検出したとき。<sup>※1</sup>
- ② 1地点以上において、1  $\mu$  Sv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が 5  $\mu$  Sv/h以上となったとき。 $^{*1}$
- ※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング 指針等に基づき、1 Gy/h= 1 Sv/hとして運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書(自由様式)で報告した場合。
  - 主排気筒ガスモニタ(1、2号機)
  - 排気筒ガスモニタ (3号機)
  - ・ 格納容器内高レンジエリアモニタ (1、2、3号機) \*\*2
  - 使用済燃料ピットエリアモニタ(1、2、3号機)
- ※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

# 「泊発電所における解釈」に記載する運転モード

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタッド ボルトの状態
1	出力運転(出力領域中性子束指示値5%超)	全ボルト締付
2 (停止時)	出力運転(出力領域中性子東指示値5%以下) 〜 制御グループバンク全挿入 <sup>※3</sup> による原子炉停止	全ボルト締付
2 (起動時)	臨界操作のための制御グループバンク引抜操作開始 〜 出力運転(出力領域中性子東指示値5%以下)	全ボルト締付
3	1次冷却材温度 177℃以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93℃超177℃未満	全ボルト締付
5 6 ** 4	1 次冷却材温度 93℃以下	全ボルト締付 1本以上が緩められている

※3:挿入不能な制御棒を除く。

※4:全ての燃料が原子炉格納容器の外にある場合を除く。

注:各EAL事象を判断するために使用する計器指示が(解説)に記載する判断基準を超えた場合において、関係パラメータ等により、その計器単体の故障と判断できる場合は、EAL事象とはならない。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(2/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 0 1	原災法第 $11$ 条第 $1$ 項に該当する放射線測定設備の二地点以上について $1$ 時間当たり $5\mu$ Svを検出するか又は一地点について $1$ 時間当たり $5\mu$ Svを $10$ 分間以上継続して検出したとき。・ただし、落雷のときに検出された場合又は排気筒モニタ及びエリアモニタリング設備並びにこれらにより検出された数値に異常が認められない場合であって、 $1$ 時間当たり $5\mu$ Sv以上となっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合は除く。	

#### <GE01:敷地境界付近の放射線量の上昇>

【1、2、3号機適用】

モニタリングステーション及びモニタリングポストにおいて、以下のいずれかとなったとき。

- ① 1地点において、 $5 \mu \text{Sv/h以上}$ を10分間以上継続して検出したとき。 $^{*1}$
- ② 2 地点以上において、5 μ Sv/h以上を検出したとき。\*1
- ③ 1地点以上において、1  $\mu$  Sv/h以上を検出した場合、中性子線サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、検出した各々のモニタリングステーション又はモニタリングポストの放射線量との合計が 1 0 分間以上継続して 5  $\mu$  Sv/h以上となったとき。 $^{*1}$
- ※1 モニタリングステーション又はモニタリングポストの指示値については、環境放射線モニタリング 指針等に基づき、1 Gy/h= 1 Sv/hとして運用する。

ただし、以下のいずれかの場合は除く。

- ① 落雷のときに検出された場合。
- ② 原子力防災資機材として届け出た以下の各モニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書(自由様式)で報告した場合。
  - 主排気筒ガスモニタ(1、2号機)
  - 排気筒ガスモニタ(3号機)
  - 格納容器内高レンジエリアモニタ(1、2、3号機)<sup>※2</sup>
  - 使用済燃料ピットエリアモニタ(1、2、3号機)
- ※2 全ての照射済燃料を原子炉容器から取出し、全ての格納容器内高レンジエリアモニタを点検している場合には、「原子炉容器から全ての照射済燃料を取出し済み」と報告する。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(3/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 2	排気筒その他これらに類する場所において、 敷地境界付近に達した場合におけるその放射能	
G E 0 2	の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物 質を10分間以上継続して検出したとき。	

<SE02/GE02:通常放出経路での気体放射性物質の放出>

【1、2、3号機適用】

敷地境界付近の最大となる地点で、 $5~\mu$  Sv/hに相当する気体放射性物質の放出量として、以下に示す排気筒モニタ指示値 (cpm) に換算した値を1~0分間以上継続して検出したとき。

- ① 1号機主排気筒ガスモニタ (モニタ指示値:1.4×10<sup>5</sup>cpm以上)
- ② 2 号機主排気筒ガスモニタ (モニタ指示値:1.4×10<sup>5</sup>cpm以上)
- ③ 3 号機排気筒ガスモニタ (モニタ指示値:1.4×10<sup>5</sup>cpm以上)
- (注)「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE02、SE02」として実施する。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(4/27)

	为1301 1 1 1111 1 30 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 3	放水口その他これらに類する場所において、 敷地境界付近に達した場合におけるその放射能	
GE 0 3	の水準が原子力規制委員会規則で定める基準 (1時間当たり 5 μ Svに相当)以上の放射性物 質を10分間以上継続して検出したとき。	

<SE03/GE03:通常放出経路での液体放射性物質の放出>

【1、2、3号機適用】

液体放射性廃棄物が何らかの要因で放出され、廃棄物処理設備排水モニタの指示が上昇したにもかかわらず、排水弁の閉止インターロック機能が動作しない等の理由により、以下に示す廃棄物処理設備排水モニタ指示値 (cpm) を10分間以上継続して検出したとき。

- ① 廃棄物処理設備排水モニタ指示値:4.1×105cpm 以上
- ② 3号機廃棄物処理設備排水モニタ指示値:3.2×10<sup>5</sup>cpm 以上
- (注)「GE03」と「SE03」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第10条該当事象の通報様式を使って「GE03、SE03」として実施する。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(5/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE04	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり50μSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。	
G E O 4	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、1時間当たり5mSv以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。	

< SE04:火災爆発等による管理区域外での放射線の放出>

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外(通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所)において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、 $50\mu Sv/h以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。$
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その 状況に鑑み、 $50\mu$ Sv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。
- (注)事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「SEO4」を適用する。

<GE04:火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出>

【1、2、3号機適用】

火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。

- ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外(通常放出経路にかかる排気筒及び放水口以外の場所)において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、5 mSv/h以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。
- ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その 状況に鑑み、5 mSv/h以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。
- (注)事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、 輸送容器外で上記の放射線量を検出した場合にも「GEO4」を適用する。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(6/27)

EAL No.	別表2-1-4 EAL事象の判断基 原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 0 5	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍(1時間当たり5μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。	刊例りる基準等の解説
G E 0 5	火災、爆発等があり、管理区域外の場所において、排気筒等の通常放出場所以外の場所において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・管理区域外の場所において、空気中濃度限度の50倍に100を乗じた濃度(1時間当たり500μSvに相当)以上の放射性物質を検出したとき。	

- < SE05:火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。
  - ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が 5 μ Sv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
  - ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

#### 【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に50を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する 割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
- (注1)排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「SE02」、「SE03」で通報する。
- (注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「SE05」を適用する。
- <GE05:火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出> 【1、2、3号機適用】 火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。
  - ① 発電所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が500 μSv/hに相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたとき。
  - ② 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。

# 【放射性物質の濃度】

- 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空気中濃度限度に5000を乗じて得た値
- 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値
- 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空気中濃度限度(当該空気中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。)のうち、最も低いものに5000 を乗じて得た値
- (注1)排気筒、排水口これに類する場所における放射性物質の検出については、「GEO2」、「GEO3」で通報する。
- (注2) 事業所内での放射性物質の輸送の場合において、火災、爆発その他これらに類する事象を起因として、輸送容器外で上記の放射性物質を検出した場合にも「GEO5」を適用する。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (7/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
SE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理 その他の方法による管理が損なわれる状態、その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態にあるとき。	
GE06	原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)にあるとき。	

<SE06:施設内(原子炉外) 臨界事故のおそれ>

【1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、何らかの原因によって複数の燃料集合体が異常に接近し、かつ、減速材としての水がある場合であって、臨界条件が成立する可能性があるとき。

<GE06:施設内(原子炉外)での臨界事故>

【1、2、3号機適用】

原子炉外の燃料集合体保管場所等において、エリアモニタ又は中性子線測定サーベイメータによって、核燃料物質の臨界状態と推定されるとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(8/27)

別表 2 - 1 - 4 E A L 事象の判断基準解釈(8 / 2 7)		
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 1 1	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1 チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉を停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された状態においては、原子炉の原子炉停止信号があり、追加で一子炉の原上に至らないする。とから、警戒事態の判断基準とする。また、事象の進展によっては、上記の状態を経ずに原子炉の非常停止失敗という事象にをである。とから、原子炉の連転中でで表するものが、原子炉の運転中でででで、で、ないの場がででで、の、「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5の原子炉が施設の特性に応じて設定するものである。「原子炉の運転中」には、停止操作後のモード5(一次冷却材のに変を含むものとする(以下この表において、原子炉の連転中」には、停止操作後のモード5(一次冷までの状態を含むものとする(以下この表において、原子炉の非常停止が必要な場合」とは、ので、原子炉の非常停止が必要な場合」とは、ので、原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原のがまないで、の、原子炉の非常停止が必要な場合」とは、原のがまないで、方ので、原子炉が発生し、原子炉が発生し、原子炉で異常な過渡変が発生し、原子炉を停止ないが、原子炉を停止することができないできないで、からの制御棒の指入操作によくは、自動トリップ、手動トリップ及び原、原子によい、自動トリップ、手動トリップ及び原、原子によい、自動・リップ、手動・リップ及び原、原子によいで、原子が、手動・リップ、手動・リップ及び原、原子によいで、原子が、手動・リップをで、原子によいで、原子が、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子には、自動・別ので、原子にないで、の状態が確認できないことをいう。
GE 1 1	原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを 確認することができないこと。	左記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。「全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと」とは、自動トリップ、手動トリップその他の方法による制御棒の挿入による停止操作並びにATWS緩和設備(原子炉の非常停止が失敗した場合に原子炉を未臨界にするための設備をいう。)及びほう酸注入機能を有する設備による停止操作によっても、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと、又はその状態が確認できないことをいう。

# < AL11:原子炉停止機能の異常又は異常のおそれ>---

【適用号機な

し】

運転モード1及び2において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉保護系の1チャンネルから原子炉トリップパーシャル信号が発信し、かつ、原子炉トリップ信号に係る関係パラメータにより、その他のチャンネルが動作すべき状態になっているかどうかを判断できない状態が、1時間以上継続したとき。
- (2) 原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの以下のいずれの制御棒挿入操作によっても、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零又は負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。
  - ① 自動原子炉トリップ
  - ② 手動原子炉トリップ
  - ③ MGセット電源断(中央制御室からの母線遮断器開放)
  - ④ 制御棒の手動(自動)挿入

#### <GE11:全ての原子炉停止操作の失敗>

【適用号機なし】

運転モード1及び2において、原子炉トリップが必要な場合において、中央制御室からの原子炉停止失敗に加え、以下の全ての原子炉停止操作によっても、原子炉出力(中性子束)が定格出力の5%未満かつ中間領域中性子束起動率が零若しくは負にならないとき、又はその状態が確認できないとき。

- ① MGセット電源断 (現場での遮断器開放)
- ② 現場での原子炉トリップ遮断器開放
- ③ ATWS緩和設備及びほう酸注入

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(9/27)

別表 2 - 1 - 4   EAL事象の判断基準解釈(9/ 2 7)		
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 1	原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。	非常用炉心冷却装置(以下この表において「DB設備」という。)の作動を必要とするものではないが、原子炉冷却材の漏えいという事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。保安規定で定める措置の完了時間内に保安規定で定められた措置を完了できない場合を対象とする。また、事象の進展によっては、上記の措置を行っている間に施設敷地緊急事態を判断するEALに至る可能性があるため、DB設備の作動を必要とする漏えいが発生する場合についても併せて警戒事態の判断基準とする。
S E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。	左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。「非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備」とは、DB設備のほか、重大事故等の防止のための設備(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第2条第2項第14号に規定する重大事故等対処設備及び原子力事業者が自主的に設けているもの(以下この表においてこれらを「SA設備」という。))であって、DB設備をいう(以下この表において同じ。)。「注水が直ちにできない」とは、DB設備及びこれと同等の機能を有する設備のうち即応性を有する設備による注水ができないことをいい、当該即応性とは、条件を満たした場合(DB設備の作動失敗等)に自動起動し、又は原子炉制御室や現場での現場で系統構成等の工事を要する場合は含まない(以下この表において同じ。)。
G E 2 1	原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。	当該原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されないことにより、炉心の損傷に至る可能性が高くなることから、全面緊急事態の判断基準とする。「全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと」とは、DB設備若しくはSA設備のポンプが起動しないこと又はこれらの装置に係る注入弁が開とならないことのほか、高圧の状態から低圧のDB設備及びSA設備による注水のために必要な運転操作ができないこと等をいう(以下この表において同じ。)。なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。

< A L 2 1:原子炉冷却材の漏えい>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、以下のいずれかの状態となったとき。

- (1) 原子炉冷却材圧力バウンダリからの漏えいでないことが確認されていない漏えい率が $0.23 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$  を超えた場合において、4 時間以内に $0.23 \,\mathrm{m}^3/\mathrm{h}$  以下に漏えい量を回復できないと判断した場合において、12 時間以内にモード3 又は56 時間以内にモード5 にできないとき。
- (2) 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい (蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に 達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させたとき。

<SE21:原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注水不能> 【適用号機なし】 運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ①全ての高圧注入ポンプが起動しないとき。
- ②高圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ③全ての余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ④低圧注入系の弁が「開」とならないこと等により、原子炉への注水が確認できないとき。 ただし④において、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまでの間は除く。

<GE21:原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注水不能> 【適用号機なし】 運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する配管又はこれに付随する機器の破損等により、1次冷却材が漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)し、原子炉圧力低下等により、非常用炉心冷却系作動設定値に達した場合又は手動により、非常用炉心冷却装置を作動させた場合において、以下のいずれかとなったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。 ただし低圧注入系については、1次冷却材圧力が余熱除去ポンプの注入可能圧力以下まで低下するまで の間は除く。
- ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 1次冷却系統への注水が確認できない場合において、全ての蒸気発生器広域水位が10%未満となったとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(10/27)

	別表 2 - 1 - 4 E A L 事象の判断基準解釈(10/27)  		
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
A L 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての 主給水が停止した場合において、電動補助 給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプ による給水機能が喪失すること。	電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給 水ポンプが適切に動作すれば原子炉は冷却さ れるが、給水機能喪失直前という事象に鑑み、 警戒事態の判断基準とする。	
S E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての 給水機能が喪失すること。	左記の場合は、原子炉冷却機能の喪失に至るおそれがあるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。「全ての給水機能」とは、電動補助給水ポンプ、タービン動補助給水ポンプ及び蒸気発生器への給水に関するSA設備のうち電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプに求められる能力と同程度の能力(吐出圧力及び容量)及び即応性を有する設備をいう(以下この表において同じ。)。なお、通常の起動・停止工程において一次冷却材圧力が一定値以下である場合には、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行うため、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行っため、余熱除去系により原子炉からの熱除去を行っため、余熱除去系によって熱除去を行っている期間については、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。	
G E 2 4	原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての 給水機能が喪失した場合において、全ての 非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能 を有する設備による注水が直ちにできない こと。	一次冷却材の加圧により加圧器逃がし弁が作動し、一次冷却材が一次冷却系統外に放出された場合において、原子炉への注水が行われず原子炉が冷却されなければ、炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、1系統以上のDB設備及びSA設備により原子炉への注水がなされる場合には、炉心の冷却が可能であることから、全面緊急事態には該当しないこととなる。	

< A L 2 4:蒸気発生器給水機能喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水が喪失した状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプのうち、いずれか1台しか起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

1、2号機:60m<sup>3</sup>/h 3号機:80m<sup>3</sup>/h

< S E 2 4:蒸気発生器給水機能の喪失>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水が喪失し、全ての蒸気発生器の狭域水位が0%(水位計下端)以下となった状態で、以下のいずれかとなったとき。

- ① 電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプが全て起動しないとき。
- ② 流量調節以外の要因で、補助給水流量の合計が以下の流量未満になったとき。

1、2号機:60m<sup>3</sup>/h 3号機:80m<sup>3</sup>/h

< G E 2 4 : 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注水不能>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、主給水ポンプからの給水が喪失した状態で、補助給水流量が確保されず、かつ全ての蒸気発生器の広域水位が10%未満となり、非常用炉心冷却装置による注入が必要となった状態で、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 全ての高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプが起動しないとき。
- ② 高圧注入系及び低圧注入系の弁が「開」とならない等により、原子炉への注水が確認できないとき。
- ③ 炉心出口温度350℃以上の状態が30分間以上継続して計測されたとき。
- ④ 原子炉圧力の減圧を目的とした加圧器逃がし弁操作に失敗したとき。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (11/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 5	非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。	非常用交流母線からの電気の供給が停止するという深刻な状態又はそのおそれがある状態であることから、警戒事態の判断基準とする。また、外部電源が喪失している状況が継続する場合についても、交流電源の喪失に至る可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。「非常用交流母線」とは、重大事故等の防止に必要な電気を供給する交流母線のことをいう(以下この表において同じ。)。「全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止」とは、全ての非常用交流母線が外部電源、非常用ディーゼル発電機及び重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための常設代替電源設備(特定重大事故等対処施設に属するものを含む。)のいずれの電源からも受電ができていないことをいい、常用交流母線からのみ電気が供給される場合も本事象に該当する(以下この表において同じ。)。
S E 2 5	全ての非常用交流母線からの電気の供給 が停止し、かつ、その状態が30分間以上 継続すること。	左記の場合、タービン動補助給水ポンプ等の交流電源を必要としない設備によって原子炉は冷却されるが、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が30分以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、施設敷地緊急事態の判断基準とはならない。

全ての非常用交流母線からの電気の供給 が停止し、かつ、その状態が1時間以上継 続すること。	左記の場合、電源供給機能の回復に時間を要している状態であり、この状態が継続すれば炉心の損傷に至る可能性が高いことから、全面緊急事態の判断基準とする。 なお、重大事故等の防止に必要な電力の供給を行うための非常用の発電機(原子力事業所内の全ての代替電源設備を含む。)が1時間以内に接続され、非常用交流母線からの電気の供給が行われるのであれば、全面緊急事態の判断基準とはならない。
---	---

<AL25: 非常用交流高圧母線喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

- 交流動力電源が以下のいずれかの状態となったとき。
  - ① 使用可能な所内非常用高圧母線が1系統となった場合において、当該母線への供給電源が、ディーゼル発電機、所内変圧器、起動変圧器(3号機は除く。)、予備変圧器又は代替非常用発電機のどれか1つになり、その状態が15分間以上継続したとき。
  - ② 全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器 (3号機は除く。)、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗したとき。
  - ③ 電力系統及び主発電機(当該原子炉の主発電機を除く。)からの供給が喪失した状態が3時間以上継続したとき。

<SE25:非常用交流高圧母線の30分間以上喪失>

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器(3号機は除く。)、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が30分間以上継続したとき。

<GE25:非常用交流高圧母線の1時間以上喪失>

【適用号機なし】

交流動力電源が以下の状態となったとき。 全ての所内非常用高圧母線が 所内変圧器 起動変圧器

全ての所内非常用高圧母線が、所内変圧器、起動変圧器(3号機は除く。)、予備変圧器及びディーゼル発電機からの受電に失敗し、かつ、代替非常用発電機をはじめとする代替電源設備からの受電ができていない状態が1時間以上継続したとき。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (12/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 2 7	非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が 一となる状態が5分間以上継続すること。	使用可能な非常用直流母線が残り1系統及び直流電源が残り1つとなった場合は、非常用直流母線からの電気の供給が停止するおそれがあることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「当該直流母線に電気を供給する電源」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備をいう。
G E 2 7	全ての非常用直流母線からの電気の供給 が停止し、かつ、その状態が5分間以上継 続すること。	原子炉施設の監視・制御機能が著しく低下すること及び炉心冷却機能喪失発生時のDB設備その他の設備の起動ができなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。 「全ての非常用直流母線からの電気」とは、必要な電力を確保できる原子力事業所内の全ての直流電源設備からの電気をいう。

# <SE27:直流電源の部分喪失>

【適用号機なし】

使用可能な非常用直流母線が1つとなった場合において、当該直流母線への供給電源が蓄電池、充電器(3号機については予備充電器含む。)又は可搬型直流電源用発電機をはじめとする代替電源設備がいずれか1つとなり、その状態が5分間以上継続したとき。

ただし、計画的な点検により、非常用直流母線が1つとなっている場合は除く。

# <GE27:全直流電源の5分間以上喪失>

【適用号機なし】

全ての蓄電池、充電器(3号機については予備充電器含む。)及び可搬型直流電源用発電機をはじめとする 代替電源設備からの受電ができず、全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、その状態が5分間以上 継続したとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(13/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 2 8	炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器 内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度 を検知すること。	原子炉冷却材の漏えいや原子炉への給水喪失による冷却能力の低下等により炉心の損傷に至る可能性のある事象については、事前にその兆候を検知し必要な措置をとることとなっているが、不測の事象から炉心の損傷に至る場合に備え、炉心の損傷を検知した場合を全面緊急事態の判断基準とする。「炉心の損傷を示す原子炉格納容器内の放射線量」とは、高レンジエリアモニタ等によって判断することとなる。また、原子炉容器の出口温度によって炉心の損傷を検知できることから、当該出口温度の検知も対象とする。

<GE28:炉心損傷の検出>

【適用号機なし】

全ての運転モードにおいて、原子炉格納容器内の格納容器高レンジエリアモニタの線量率が  $1\times10^5\,\mathrm{m}$  Sv/h以上及び炉心出口温度が  $350\,\mathrm{C}$ 以上となったとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(14/27)

	別表2-1-4 EAL事象の判断基準	<u> </u>
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱 を除去する機能の一部が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象に鑑み、警戒事態の判断基準とする。
S E 2 9	原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱 を除去する機能が喪失すること。	左記の事象は、蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器内の水位を低下させた状態であり、直ちに照射済燃料集合体の露出に至らないものの、事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 2 9	蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)からの注水ができないこと。	原子炉容器内の水位を下げた状態で、左記の 事象が継続すれば、やがて原子炉冷却材の温度 が上昇し、照射済燃料集合体の露出に至ること から、全面緊急事態の判断基準とする。

<AL29:停止中の原子炉冷却機能の一部喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位(低)(1、2号機)/RCSループ水位低低圧抽 出ライン隔離(3号機)警報値以下となった状態が15分間以上継続したとき。 ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 1台の余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、1系統の余熱除去機能が喪失したとき。

「ミッドループ運転」とは、1次冷却系統水位が原子炉容器ノズル上端以下の場合のプラント状態を指す。

1、2号機: T. P. 21. 62m以下 3号機: T. P. 22. 93m以下

以下、同じ。

<SE29:停止中の原子炉冷却機能の喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、以下のいずれかの状態となったとき。

- ① 1次冷却材配管の水位が低下し、1次冷却系統水位(低)(1、2号機)/RCSループ水位低低圧抽出 ライン隔離(3号機)警報値以下となった状態が30分間以上継続したとき。 ただし、計器の故障であることが直ちに判断できる場合は除く。
- ② 全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障等により、当該余熱除去ポンプが運転不能となったとき。
- ③ 弁の固着、流路の閉塞等により、全ての余熱除去機能が喪失したとき。

<GE29:停止中の原子炉冷却機能の完全喪失>

【適用号機なし】

ミッドループ運転において、全ての余熱除去ポンプへの電源供給の喪失、ポンプの故障、余熱除去冷却器の 冷却水喪失等による炉心の冷却機能及び蒸気発生器を通じた全ての除熱機能が喪失し、かつ充てんポンプ及び 高圧注入ポンプによる燃料取替用水タンク(1、2号機)/燃料取替用水ピット(3号機)から炉心へ注入す る手段の全てが喪失したとき。 別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (15/27)

	別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(15/27)		
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL30	使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され 水位の回復が図られるが、サイホンブレーカが機能し ない等、その原因によっては水位の回復が困難な場合 もあることから、警戒事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下 すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮して も、当該水位まで低下することをいう。	
S E 3 0	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、施設敷地緊急事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。 「当該貯蔵槽の水位を測定できないこと」とは、常設及び可搬型の測定機器で当該貯蔵槽の水位を測定できないことをいう(以下この表において同じ。)。	
G E 3 0	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位が回復できず、照射済燃料集合の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 また、当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという何らかの異常が発生していると考えられることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下すること、又は低下しているおそれがある場合をいう。	

< A L 3 0:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ>

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が確認され、使用済燃料ピット水位が、以下の使用済燃料ピット出口 配管下端位置まで低下したとき。

1、2号機: NWL-135cm以下(T. P. 29. 51m) 3号機: NWL-135cm以下(T. P. 31. 31m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復の手段は、可搬設備等による全ての補給を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

<SE30:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失>

【適用号機なし】

使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。

1、2号機:NWL-346cm以下(T. P. 27. 40m)

3号機 : NWL-343cm以下 (T. P. 29. 23m)

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器 又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

<GE30:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 以下のいずれかとなったとき。 【適用号機なし】

① 使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。

1、2号機:NWL-546cm (T. P. 25. 40m)

3 号機 : NWL-5 4 3 cm (T. P. 2 7. 2 3 m)

② 使用済燃料ピットエリアモニタの指示値が有意に上昇した状況で、直接的又は間接的な手段によっても、使用済燃料ピットの水位が①の水位を上回っていることが確認できないとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(16/27)

加衣 Zー1ー4 CAL争家の刊例 基 中 所代(10/21)			
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説	
AL31	使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できない こと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以 上測定できないこと。	通常直ちに使用済燃料貯蔵槽への注水が実施され水位の回復が図られるが、当該貯蔵槽の水位が低下し、その水位を維持できない場合には当該貯蔵槽への注水機能に何らかの異常があると考えられることから、警戒事態の判断基準とする。また、当該貯蔵槽の水位を維持できないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないときは、上測定できないときは、上記と同様な状況にある可能性があること及び水位を測定できないという併せて警戒事態の判断基準とする。「一定時間」とは、測定できない状況を解消するために準備している措置を実施するまでに必要な時間をいう。 「使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位を維持できないこと、又は維持できないおそれがある場合をいう。	
SE31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集 合体の頂部から上方2メートルの水位まで 低下すること。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るおそれがあるおそれがあるという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。	
GE31	使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集 合体の頂部の水位まで低下すること。	左記の場合、直ちに照射済燃料集合体の冷却性が喪失するわけではないが、何らかの異常の発生により、水位の低下が継続し遮蔽能力が低下すれば、現場への立入りが困難となり水位の回復ができず、照射済燃料集合体の露出に至るという事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。 「使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること」とは、可搬型を含む全ての設備を考慮しても、当該水位まで低下することをいう。	

<AL31:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の状態となったとき。

①使用済燃料ピット水位が、以下の燃料集合体頂部上方4mの水位まで低下したとき。

1、2号機: NWL-346cm以下(T. P. 27. 40m)

3号機 : NWL-343cm以下 (T. P. 29. 23m)

② 使用済燃料ピット水位低警報が発信又はそのおそれがある状態において、使用済燃料ピット水位を計器 又は目視によって確認できない状態が3時間以上継続したとき。

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復及び測定は、可搬設備等による全ての手段を含む。

ただし、燃料輸送などにより、計画的に水位を低下させた場合又は計画的な点検の場合は除く。

< S E 3 1:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部上方2mの水位に低下したとき。

1、2号機: NWL-546cm (T. P. 25. 40m) 3号機 : NWL-543cm (T. P. 27. 23m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

<GE31:使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出> 【1、2、3号機適用】 使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸発が継続し、使用済燃料ピット水位が以下の水位となったとき。

使用済燃料ピット水位が以下の燃料集合体頂部の水位に低下したとき。

1、2号機: NWL-746cm (T. P. 23. 40m) 3号機: NWL-743cm (T. P. 25. 23m)

なお、使用済燃料ピット水位の維持・回復は、可搬設備等による全ての手段を含む。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (17/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇 率が一定時間にわたって通常の運転及び停 止中において想定される上昇率を超えるこ と。	左記の状態が一定時間継続する場合は、その 事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断 基準とする。 なお、原子炉格納容器冷却機能等の常用の設 備の故障によって圧力又は温度の上昇傾向が 一定時間にわたって継続した場合は施設敷地 緊急事態に該当しないこととなる。
G E 4 1	原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。	最高使用圧力又は最高使用温度に達した後に圧力上昇又は温度上昇が継続した場合には、放射性物質の閉じ込め機能が低下する可能性があるため、全面緊急事態の判断基準とする。

# < S E 4 1:格納容器健全性喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2、3及び4において、原子炉冷却材喪失事象又は主蒸気管破断事象等により、原子炉格納容器内の圧力が上昇し、格納容器スプレイ作動の設定値\*を超えた状態で、原子炉格納容器内圧力の上昇が10分間以上継続したとき。

※ 設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】格納容器圧力:0.115MPa 【3号機】 格納容器圧力:0.127MPa

#### <GE41:格納容器圧力の異常上昇>

【適用号機なし】

運転モードが、1、2、3及び4において、原子炉格納容器が最高使用圧力 $^{*1}$ 又は最高使用温度 $^{*2}$ に達したとき。

※1、※2 最高使用圧力及び最高使用温度とは、以下の状態をいう。

# 【1、2号機】

最高使用格納容器圧力: 0. 255MPa

最高使用格納容器温度:128℃(最高使用圧力時の飽和温度)

#### 【3号機】

最高使用格納容器圧力: 0. 283MPa

最高使用格納容器温度:132℃(最高使用圧力時の飽和温度)

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(18/27)

	別表2-1-4 EAL事象の判断基準	<b>                                      </b>
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 4 2	燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。	以下の4つのケースが考えられる。 1)燃料被覆管障壁が喪失するおそれ 2)原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 3)燃料被覆管障壁の喪失 4)原子炉冷却系障壁の喪失 なお、本事象については、原子力事業者が "NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels"を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。
S E 4 2	燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。	以下の4つのケースが考えられる。 1)燃料被覆管障壁が喪失 +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ 2)燃料被覆管障壁が喪失するおそれ +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ +原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ +格納容器障壁が喪失 4)原子炉冷却系障壁が喪失 なお、本事象については、原子力事業者が "NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels"を参考として原子力事業者防災業務計画に詳細を定めるものとする。

< A L 4 2 : 単一障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

- ① 燃料被覆管障壁の喪失のおそれがあるとき。 ② 燃料被覆管障壁が喪失したとき。
- ③ 原子炉冷却系障壁の喪失のおそれがあるとき。④ 原子炉冷却系障壁が喪失したとき。

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が
	発生し、抽出隔離*1をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器
	水位が維持できない
④原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が
	発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧器圧
	力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設定圧力
	又は設定水位※2以下

※1 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】 加圧器水位 : 19% 【3号機】 加圧器水位 : 17%

※2 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】加圧器圧力異常低 : 11.87MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.55MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

【3号機】 加圧器圧力異常低 : 11.48MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.17MPa【gage】+加圧器水位低 :5%

< SE42:2つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。\*1

- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・② 燃料被覆管障壁が喪失+③原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ
- ・① 燃料被覆管障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失
- ・③ 原子炉冷却系障壁が喪失するおそれ+④格納容器障壁が喪失

①燃料被覆管障壁の喪失のおそれ	炉心出口温度の最高値が350℃以上
②燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
③原子炉冷却系障壁の喪失のおそれ	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)が
	発生し、抽出隔離*2をした状態で、充てんポンプ1台で加圧器
	水位が維持できない
④格納容器障壁が喪失	以下のいずれかとなったとき。
	・ 格納容器圧力の上昇後、格納容器スプレイの動作又は格納
	容器自然対流冷却操作等を実施していない状況におい
	て、格納容器圧力が急激に低下したとき。
	・ 格納容器隔離信号発信後も環境への直接放出経路がある
	とき。

※1 「喪失」の条件が成立している状況においては、「喪失するおそれ」の条件は既に成立している。

※2 抽出ライン隔離の設定値は以下のとおり。

 【1、2号機】
 加圧器水位 : 19%

 【3号機】
 加圧器水位 : 17%

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈 (19/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
G E 4 2	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。	以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失 + 原子炉冷却系 障壁が喪失 + 原子炉格納容器障壁が喪失 するおそれ なお、本事象については、原子力事業者が "NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels"を参考として原子 力事業者防災業務計画に詳細を定めるものと する。

<GE42:2つの障壁喪失及び1つの障壁の喪失又は喪失のおそれ>

【適用号機なし】

運転モード1、2及び3において、以下の障壁が喪失又は喪失のおそれがあるとき。

・①燃料被覆管障壁が喪失+②原子炉冷却系障壁が喪失+③格納容器障壁が喪失するおそれ

①燃料被覆管障壁が喪失	炉心出口温度の最高値が600℃以上
②原子炉冷却系障壁が喪失	1次冷却材漏えい(蒸気発生器伝熱管からの漏えいを含む。)
	が発生し、「加圧器圧力異常低」又は「加圧器水位低及び加圧
	器圧力低」による非常用炉心冷却設備の作動を必要とする設
	定圧力又は設定水位*1以下
③格納容器障壁が喪失するおそれ	格納容器圧力が格納容器スプレイ作動の設定値※2を超過し、更
	に10分間以上継続して圧力が上昇

※1 非常用炉心冷却設備作動の設定値は以下のとおり。

【1、2号機】

加圧器圧力異常低 : 11.87MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.55MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

【3号機】

加圧器圧力異常低 : 11.48MPa【gage】

加圧器圧力低 : 12.17MPa【gage】+加圧器水位低 : 5%

※2 格納容器スプレイ作動の設定値は、以下のとおり。

【1、2号機】格納容器圧力: 0. 115MPa【gage】

【3号機】 格納容器圧力: 0. 127MPa【gage】

# 別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(20/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
S E 4 3	炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。	原子炉格納容器の圧力を低下させることにより、原子炉格納容器の破損及び炉心の損傷を防止することに成功することが想定されるが、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用するという事象の重大性に鑑み、施設敷地緊急事態の判断基準とする。

< S E 4 3:原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用> 【適用号機なし】 モード1、2、3及び4において、格納容器内高レンジエリアモニタで1×10  $^5$  mSv/h未満である状態で、炉心の損傷を防止するために格納容器圧力逃がし装置を使用するとき。

別表2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(21/27)

EAL No.	別表 2-1-4 EAL事象の判断基準 原子力災害対策指針の項目/	原子力災害対策指針の緊急事態区分を
EAL NO.	原災法施行令第4条・第6条の項目	判断する基準等の解説
A L 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第38条第4項に規定する装置が施設された室をいう。以下同じ。)からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。	原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。
SE 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室の環境が悪化することにより原子炉の制 御に支障が生じること、又は原子炉若しく は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合 において、原子炉制御室に設置する原子炉 施設の状態を表示する装置若しくは原子炉 施設の異常を表示する警報装置の機能の一 部が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。 原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の一部が喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから併せて施設敷地緊急事態の判断基準とする。
G E 5 1	原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤 室が使用できなくなることにより原子炉を 停止する機能及び冷温停止状態を維持する 機能が喪失すること、又は原子炉若しくは 使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に おいて、原子炉制御室に設置する原子炉施 設の状態を表示する装置若しくは原子炉施 設の異常を表示する警報装置の全ての機能 が喪失すること。	火災等により原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。原子炉又は使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合に、原子炉制御室からこれらを監視する機能の全てが喪失することによって、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなることから併せて全面緊急事態の判断基準とする。

< A L 5 1: 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ>

【適用号機なし】

放射線レベルの上昇等により、運転員が中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室での操作が容易にできなくなったとき(まだ、操作を実施することは可能な状態。)。

### <SE51:原子炉制御室他の一部の機能喪失・警報喪失>

【適用号機なし】

以下のいずれかとなった場合。

- (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。
  - ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員 が監視及び操作ができないとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。
  - ① 中央制御室の環境が悪化し、防護具等を用いなければ、運転員が監視及び操作ができないとき。
  - ② 中央制御盤における関連表示等が一部消失※したとき。
- ※ 関連表示等が一部消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

操作盤のうち、主盤又は原子炉補助盤の「表示灯及び警報の消灯」若しくは「指示計及び記録計が 使用不能」となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態若しくは警報の監視が不能となったとき。

### <GE51:原子炉制御室他の機能喪失・警報喪失>

【適用号機なし】

以下のいずれかとなったとき。

- (1) 原子炉若しくは使用済燃料ピットに異常が発生していない状態において、以下となったとき。
  - ① 中央制御室及び中央制御室外原子炉停止盤室から退避が必要になったとき。
- (2) 原子炉出力に影響のある過渡事象が進行中若しくは使用済燃料ピット水の漏えい又は蒸散による通常水位からの水位の低下が確認された状態において、以下のいずれかになったとき。
  - ① 中央制御室から退避が必要になったとき。
  - ② 中央制御盤における関連表示等が全て消失\*\*したとき。
- ※ 関連表示等が全て消失とは、以下の状況をいう。

(1、2号機)

全ての操作盤の表示灯、警報、指示計及び記録計が使用不能となったとき。

(3号機)

計測制御設備の故障等により、運転コンソール、指令コンソール及び保守コンソールでプラント状態かつ警報の監視が不能となったとき。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(22/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 5 2	泊発電所内の通信のための設備又は泊発 電所内と泊発電所外との通信のための設備 の一部の機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
SE 5 2	泊発電所内の通信のための設備又は泊発 電所内と泊発電所外との通信のための設備 の全ての機能が喪失すること。	原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されるため、施設敷地緊急事態の判断基準とする。 なお、原子力事業所内の通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる。

### <AL52:所内外通信連絡機能の一部喪失>

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備のうち、どれか1つの手段のみとなったとき。

### <SE52:所内外通信連絡機能の全て喪失>

【適用号機なし】

原子炉施設に何らかの異常が発生した場合において、中央制御室あるいは緊急時対策所から所内又は所外への通信手段として、電力保安回線に接続される通信設備、公衆回線に接続される通信設備、衛星回線に接続される通信設備の全ての通信手段が使用不能となったとき。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(23/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
A L 5 3	重要区域*において、火災又溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失するおそれがあること。  ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表2-1-5に示すものをいう。	原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。 なお、重要区域及び安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。
SE 5 3	火災又は溢水が発生し、安全機器等*の機能の一部が喪失すること。  ※ 安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)を設置する区域であって、別表 2-1-5 に示すものをいう。	左記の場合は、原子炉施設の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。安全機器等の範囲については、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に基づき、原子力事業者が原子力事業者防災業務計画において記載することとし、その範囲の妥当性については、原子力規制委員会が原子力事業者防災業務計画の届出を受けた後、確認することとする。

<AL53:重要区域での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ> 【適用号機なし】 重要区域において、火災 $^{*1}$ 又は溢水 $^{*2}$ により、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統のうち使用できる系統が1系統のみとなったとき。

なお、別表 2-1-5 に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

- ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む。)が発火する ことをいう。
- ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。)。

< S E 5 3 : 火災・溢水による安全機能の一部喪失>

【適用号機なし】

火災 $^{*1}$ 又はਨ $^{*2}$ により、別表 2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」の機能に支障が生じ、同一の機能を有する系統が全て使用できなくなったとき。

なお、別表2-1-5に定める「安全上重要な構築物、系統又は機器一覧」については、記載されている機器等が保安規定で定める各適用モード外においては除外できる。

- ※1 火災とは、発電所敷地内に施設される設備や仮置きされた可燃性物質(難燃性を含む。)が発火することをいう。
- ※2 溢水とは、発電所内に施設される機器の破損等による漏水又は消火栓等の系統の作動による放水が 原因で、系統外に放出された流体をいう(滞留水、流水、蒸気を含む。)。

# 別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(24/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
- (警戒)	泊村において、震度6弱以上の地震が発 生した場合。	
- (警戒)	泊村沿岸を含む津波予報区において、大 津波警報が発表された場合。	
— (警戒)	オンサイト総括が警戒を必要と認める泊 発電所の重要な故障等が発生した場合。	
— (警戒)	泊発電所において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台 風、火山の影響等)が発生した場合(超えるおそれがある場合を含む。)。	

< (警戒):外的事象による影響(地震)> 泊村\*において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 【1、2、3号機適用】

※ 泊村の震度が発表されない場合、運用上、近隣の岩内町の震度を用いる。

<(警戒):外的事象による影響(津波)>

【1、2、3号機適用】

泊村沿岸を含む津波予報区\*において、大津波警報が発表された場合。

※ 泊村沿岸を含む津波予報区とは、泊発電所前面海域を含む北海道日本海沿岸南部を指す。

< (警戒): 重要な故障等(オンサイト総括判断)>

【1、2、3号機適用】

オンサイト総括(具体的な職位は「原子力規制庁 初動対応マニュアル」による。) が警戒を必要と認める 泊発電所の重要な故障等が発生した場合において、原子炉施設への影響を及ぼすおそれがあることを認知した 場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と認めた場合。

< (警戒):外的事象による影響(設計基準超過)>

【適用号機なし】

泊発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象(竜巻、洪水、台風、火山の影響等)が 発生した場合(超えるおそれがある場合を含む)。

<参考>

竜巻: 泊発電所近傍で設計基準を超える竜巻が認知され、泊発電所に来襲する蓋然性が高いと判断された場合

火山の影響:降灰が継続し、設計降灰量(40cm)を超えるおそれのある場合

積雪:設計積雪荷重を超えた場合(原子炉建屋、原子炉補助建屋において2.2m以上)

外部火災:森林火災が発生し、防火帯に迫ってきた場合又は飛行機等が発電所構内に墜落し、火災が発生し

た場合

生物学的事象:大量の海生物が来襲し、原子炉補機冷却海水系統の機能が1系統以上喪失した場合(運転モード外を除く。)

別表 2-1-4 EAL 事象の判断基準解釈 (25/27)

	別表2-1-4 EAL事家の判断基準	
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
— (警戒)	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	地震、津波、オンサイト総括が警戒を必要と 認める原子炉施設の重要な故障等若しくは設 計基準を超える外部事象が発生した場合、又 は、その他原子炉施設以外に起因する事象が原 子炉施設への影響を及ぼすおそれがあること を認知した場合等原子力規制委員会委員長又 は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断 した場合。
S E 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
GE 5 5	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で泊発電所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する 必要があることから全面緊急事態の判断基準 とする。

< (警戒):外的事象による影響(委員長判断)>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生するおそれがある場合など、原子力規制委員会委員長又は委員長代行が、警戒本部の設置を必要と判断した場合。

< S E 5 5 : 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質 又は放射線の影響範囲が敷地内にとどまると予想され、泊発電所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の 準備及び防護措置の一部の実施(施設敷地緊急事態要避難者の避難)を開始する必要があると原子力防災管理 者が判断したとき。

<GE55:住民の避難を開始する必要がある事象発生>

【1、2、3号機適用】

テロ・妨害行為等により、プラントの安全を維持する機能に不具合を引き起こす事象が発生し、放射性物質 又は放射線の影響範囲が敷地外に及ぶと予想され、泊発電所周辺の住民の避難を開始する必要があると原子力 防災管理者が判断したとき。

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(26/27)

EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE61	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた地点で100μSv/h以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない)	
XGE61	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射線量を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器から1 m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない。)	

泊	自発電所における解釈		
< X S E 61: 事業所外運搬での放射線量率の 放射線量については、現場で輸送責任者(済		<del>-</del>	3号機適用】
<xge61:事業所外運搬での放射線量率の 放射線量については、現場で輸送責任者(液</xge61:事業所外運搬での放射線量率の 			3 号機適用】

別表 2-1-4 EAL事象の判断基準解釈(27/27)

	<u> </u>	
EAL No.	原子力災害対策指針の項目/ 原災法施行令第4条・第6条の項目	原子力災害対策指針の緊急事態区分を 判断する基準等の解説
XSE62	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬に使用する容器(L型、IP-1型を除く。)からの放射性物質の漏えいがあったとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、施設敷地緊急事態には該当しない)	
XGE 6 2	火災、爆発等の発生の際に、事業所外運搬に使用する容器において次に掲げる放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき。 ・事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器(IP型を除く。)から、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第4条に定められた量(A2値)の放射性物質の漏えいがあったとき。 (事業所外運搬は原子力災害対策指針の対象外事象なため、全面緊急事態には該当しない)	

泊発電所における解釈
<xse62:事業所外運搬での放射性物質漏えい> 【1、2、3号機適用】 輸送責任者(海上輸送の場合、船長)が、現場で放射性物質の漏えいを確認するか或いはその可能性がある と判断した場合に通報が行われる。</xse62:事業所外運搬での放射性物質漏えい>
$<$ X G E $6$ $2$ : 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい $>$ 【 $1$ 、 $2$ 、 $3$ 号機適用】 A $_2$ 値の放射性物質の漏えいがあったかどうかを現場で直接確認するのではなく、事故状況から B 型輸送物から有為な漏えいが認められた場合、A $_2$ 値相当の漏えいがあったとみなして運用される。

### 資料3-2-1 蘭越町防災会議運営規定

昭和40年4月1日 訓令第1号 改正 昭和50年6月1日訓令第1号 平成元年1月31日訓令第1号 平成18年4月1日訓令第1号 平成19年3月30日訓令第1号

平成25年3月19日訓令第1号

(目的)

第1条 この規程は、蘭越町防災会議条例(以下「条例」という。)第6条の規定に基づき、蘭越町防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他防災会議の運営等について必要な事項を定めることを目的とする。

(会長の職務代理者)

第2条 条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、副町長の職にある委員とする。 (会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

- 2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。 (欠席又は遅参の届出)
- 第4条 委員は、事故のため防災会議に出席できないとき又は遅参しようとするときは、防災会議の開会時刻前に、会長にその旨を届出しなければならない。

(代理出席)

- 第5条 委員は、止むを得ない事情により会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。
- 2 前項の代理者は、委員とみなす。

(会議)

第6条 防災会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開会することができない。

(会長の専決事項)

- 第7条 防災会議の権限に属する事務のうち、蘭越町地域防災計画又は蘭越町水防計画に係る軽微な変更については、会長において、これを処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分したときは、会長は、次の会議に報告しなければならない。 (庶務)
- 第8条 防災会議の庶務は蘭越町総務課において行う。

### (公表等の方法)

第9条 地域防災計画及び水防計画を作成し、又は修正した場合の公表は、蘭越町公告式条例の規定を 準用する。

### 附 則

この規定は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年6月1日訓令第1号)

この規定は、公布の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。

附 則(平成元年1月31日訓令第1号)

この規定は、公布の日から施行し、平成元年1月31日から適用する。

附 則(平成18年4月1日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

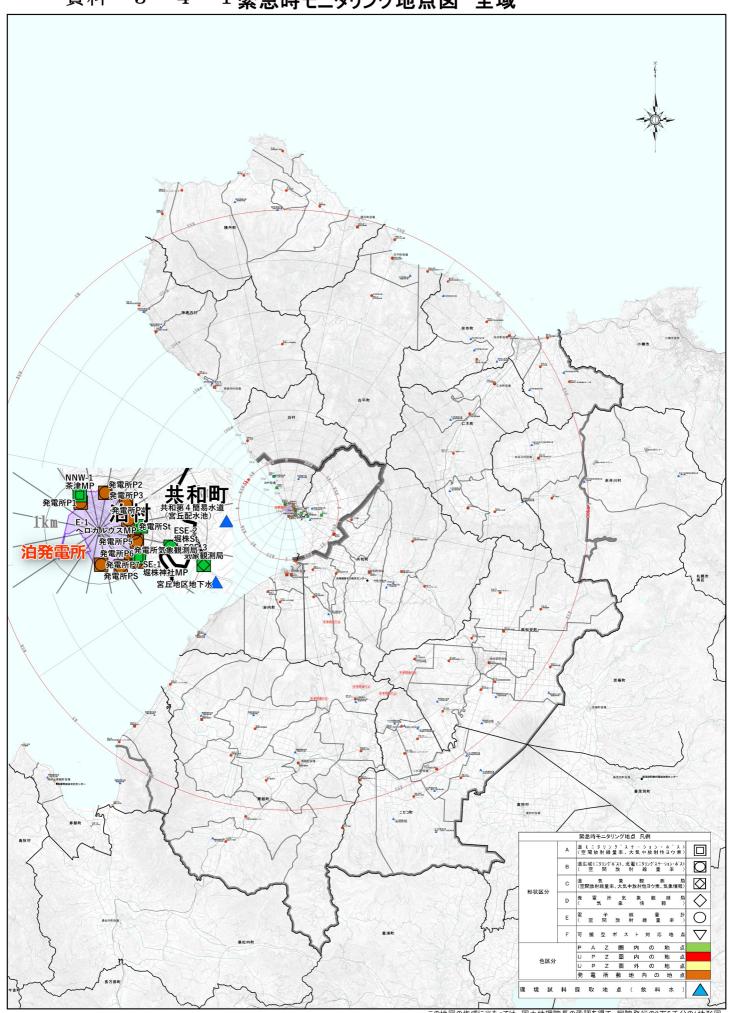
附 則(平成19年3月30日訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

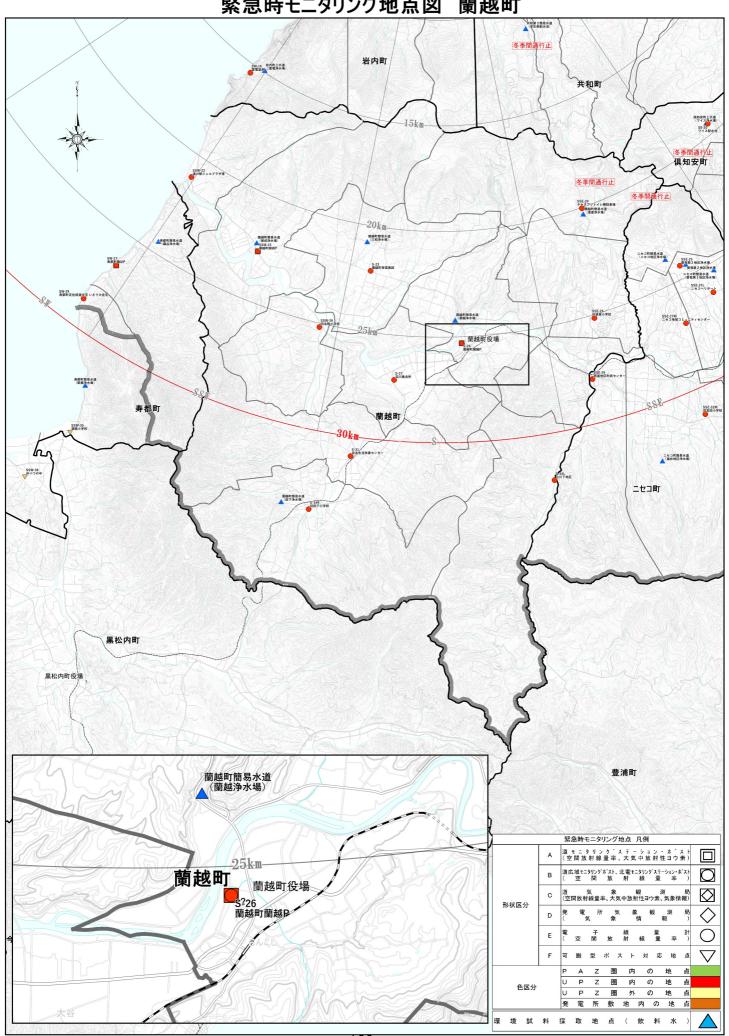
附 則(平成25年3月19日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。 する。

資料 3-4-1 緊急時モニタリング地点図 全域



# 緊急時モニタリング地点図 蘭越町



# 資料3-4-2 緊急時モニタリング情報

第 報

# 緊急時モニタリング情報

報告時間	年	月	日	時	分
報告者					

緊急時モニタ	リングデータの概要( 月 日 時 分現在までのデータ)
項目	概      要
空間放射線量率 (別紙1)	
大気中放射性 ヨウ素濃度 (I-131 等価) (別紙2)	
環境試料中の 放射能分析 (別紙3)	
気象情報	天候:     風速     m/s     大気安定度     感雨     有・無       ({ 道 ・ 発電所 }気象観測局     時     分のデータ、別紙「風向風速図」参照 )
2 モニタリング	体制(現況及び今後の予定)
11 W 1	票 含 み 計 枚 ( A 4 × 枚 )

	空间	放射線重率	測定結果(	、オフフイン	位:
方 位					
モニタリング 地点 日 時					

<sup>(</sup>注) テレメータシステム等によりオンライン収集される空間放射線量率測定結果は、それらの出力様式によるものとする。

# 大気中放射性ヨウ素濃度測定結果

	ı															(単位	: Bq/	′cm³)
方 位																		
モニタリング 地点																		
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	,		,		,	,	,		,									,
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(		(	)	(	)	(	)	(	)
		,	`			,		,			,	,			`	,		,
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)
	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)	(	)

(注)括弧内の数値は簡易測定結果

(別紙3)

分 析 結 果 総 括 表

受入			試料	情報	測定			測定結果		
試料種類	採取場所	採取日時	容器種類	供試料量	測定日時	測定時間	使用したGe	検出された人工核種	OIL6基準值超過	

# 環境試料の放射能分析結果の報告様式(Ge半導体検出装置による測定)

【試料情報 採取者	₹】 :	班							
採取場所	<del>.</del> fr :	-7/1							
採取日間		 年	月	日	時				
受領者		 班	, ,	—					
受領日時	<del></del>		月	日	時	分			
試料名	: 水 /	土壌		・・ ミカート		<u>/</u> / その他	(		)
試料形態		2L / U8				カートリッシ		<u>他(</u>	
供試料量	_	kg	, , , ,						
【分析情報		班							
測定拠点	<u>.</u> 5 : 札幌分室		/ その他	<b>h</b> (			)		
使用機器		<u> </u>	/ <b>C O J</b> IL	١٥٠					
測定開如		年	月	日	 時	分			
測定時間		 秒	/,		H/J				
//J/CF-11F	-, .	12			<u>—</u>				
【放射能測	定結果]		<del>↓</del> ᠘ 台⊥ 실	· # #			<b>'</b> DJ =	5 <del></del> 70 / <del>-</del>	
			放射能		: Bq/kg	 // Bq/m³ /		官下限値	
	C=-51	-		平位 :	. Бү/к	<u>/ Бq/III /</u>	( )		
	Cr−51 Mn−54								
人工	Fe-59								
人工	Co-60								
核種	I-131								
化文化主	Cs-134								
	Cs=134								
天然	Be-7								
核種	K-40								
1211	17 40								
その他検									
出された		<u> </u>							
人工核									
種									
	備考								
	ens · J								
		I				ı			

(注)「ND」は「検出されず」を表す。

# 資料3-5-1緊急時における防護措置の概要

施設内の 事故等発生

**PAZ** (~5km)

**UPZ** (5km~30km)

UPZ外(30km~)

発電所からの距離 •

施設の状態をEALと比較・照合 国は、EALに応じ、必要な住民防護措置の準備・実施を指示

### EAL (AL

例)規定を超える 原子炉冷却材の 漏えい

### EAL (SE)

例) 非常用炉心冷却 装置の一部注水 不能

警 戒 事 態

施設敷地緊急事態

要避難者※の避難進備

※施設敷地緊急事態要避難者:避難の実施に通常以上の時間がかかる要配慮者など施設敷 地竪急事能において早期の避難実施が必要な者

### 施 設 敷 地 緊 急 事 態 ( 原 災 法 第 1 0 条 )

施設敷地緊急事態 要避難者の避難実施 住民の避難準備

住民の屋内退避準備

### EAL (GE)

例) 非常用炉心冷却 装置による全ての 注水不能

(原災法第15条) 全面緊急事態

住民の避難実施 安定ヨウ素剤の服用

住民の屋内退避実施

プラントの状況悪化に応じて段階的に実施

住民の避難実施

安定ヨウ素剤の服用

住民の屋内退避注意喚起

住民の屋内退避実施

避難退域時検査

OIL4

簡易除染等

OIL4 超過の場合

施設外への 放射性物質 出 緊急時モニタリング結果をOILと比較・照合

国は、OILに応じ、区域を特定して必要な住民防護措置の準備・実施を指示

(UPZ外を含む)

※PAZは、EAL(GE) の段階で全住民の避 難実施

OIL 1 避難 500µSv/h 数時間内を目途に区域特定 -時移転 OIL<sub>2</sub> (1週間程度内) 20μSv/h 1日内を目途に区域特定

OIL6等

飲食物に係るスクリーニング・摂取制限

0.5µSv/h 数日内を目途に測定すべき区域特定

### **EAL** (Emergency Action Level)

### 発電所のプラント状態等に基づく緊急事態判断基準

- 緊急事態の初期対応段階を3つに区分
- ●各区分に応じた防護措置を実施

%(AL) = Alert (SE) = Site area Emergency

(GE) = General Emergency

O I L (Operational Intervention Level)

### 放射線量率等の実測値に基づく防護措置実施基準

空間放射線量率等の実測値を実施基準に照らし、区 域を特定して防護措置を実施

മ

用

語

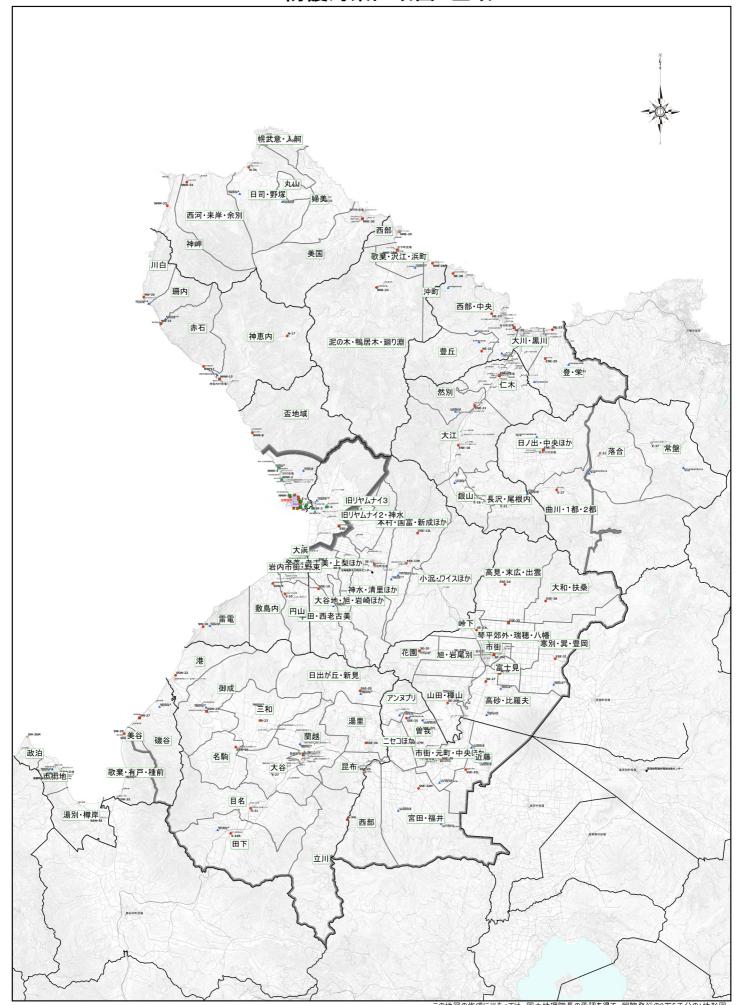
解

説

避難……… 空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施

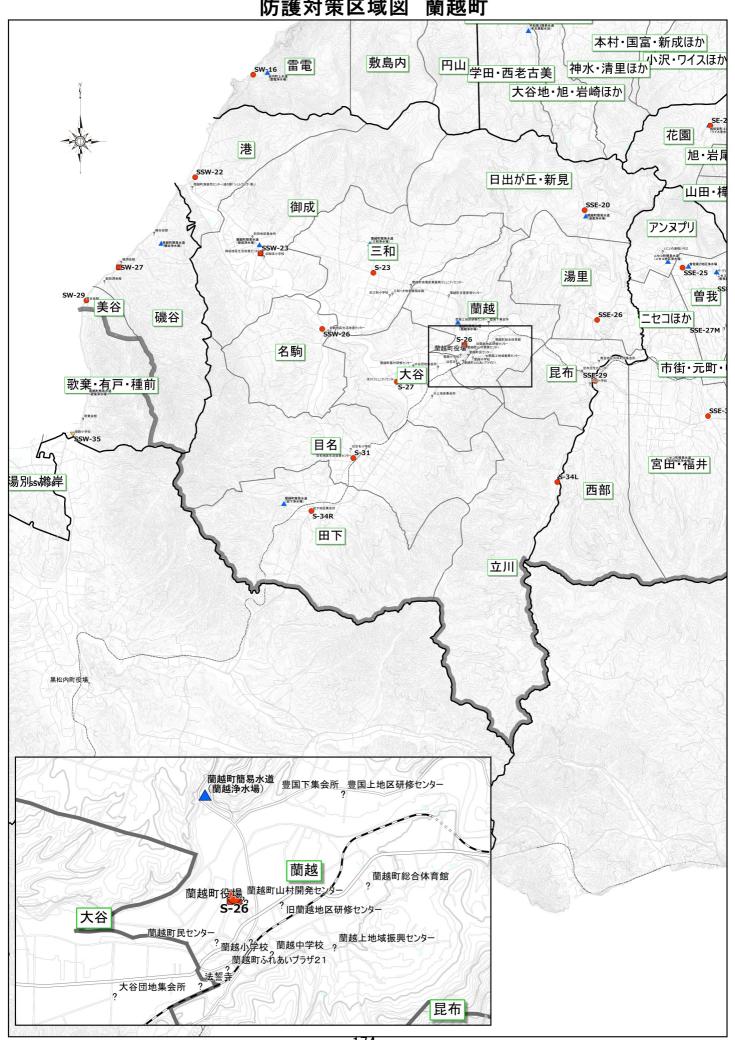
- 時 移 転…… 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継 続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間(1週間程度)のうちに当該地域か ら離れるため実施

避難退域時検査・・・避難等される方の放射性物質の付着状況を検査し、避難所等への移動に問題がないこと を確認するため実施



173

### 防護対策区域図 蘭越町



# 資料3-5-3 避難先

町村名	一時滞在場所	避難先 ※( )は受入可能人数
泊 村	札幌市:札幌市南区体育館	札幌市:アパホテル&リゾート<札幌>(3,065人)
共和町	留寿都村:ルスツリゾート 洞爺湖町:洞爺湖文化センター	留寿都村:ルスツリゾート(4,488人) 洞爺湖町:12施設(5,592人)、壮瞥町:1施設(1,342人)
岩内町	札幌市:北海きたえ一る	札幌市:36施設(13,747人)
神恵内村	札幌市:ガトーキングダムサッポロ	札幌市:4施設(3,071人)
寿都町	札幌市:札幌市北区体育館	札幌市:8施設(4,038人)
蘭越町	札幌市:札幌コンベンションセンター	札幌市: 9施設(5,831人)
ニセコ町	札幌市:札幌市白石区体育館	札幌市:11施設(5,162人)、北広島市:1施設(699人)
	室蘭市:室蘭市文化センター	室蘭市:16施設(1,307人)
	登別市:登別市総合体育館	登別市:17施設(9,284人)
<b>人</b> 俱知安町	苫小牧市∶苫小牧市総合体育館	苫小牧市:16施設(2,904人)
	伊達市:大滝基幹集落センター	伊達市:3施設(2,178人)
	千歳市:支笏湖市民センターほか	千歳市:16施設(3,643人)
積丹町	札幌市:札幌市西区体育館	札幌市:4施設(4,189人)
古平町	小樽市:小樽市総合体育館	小樽市:28施設(6,050人)
仁木町	札幌市:札幌市手稲区体育館	札幌市:7施設(3,690人)
余市町	札幌市:札幌市スポーツ交流施設	札幌市:46施設(19,834人)
赤井川村	赤井川村:キロロリゾート	赤井川村:キロロリゾート(1,652人) [一時滞在場所を兼ねる]
(予備)	白老町:白老町中央公民館	白老町:11施設(785人)

### 資料3-5-4 避難経路



※国土地理院の電子地形図(タイル)に避難経路・避難先等を追記して掲載

# 資料3-5-5 避難退域時検査場所候補地一覧

- 避難退域時検査場所については、原子力災害時において、事故の規模や避難指示を受けた町村の対象区域及び対象人口、複合災害の状況などに 応じ、道が次の候補地リストの中から選定することを基本とする。
- 選定に当たっては、30km圏境界に位置する自治体内の候補地を優先するが、当該候補地の所在区域に避難指示が出された場合や当該施設等が複合災害による被害を受けた場合などは、30km圏外自治体の候補地を選定することとなる。また、状況によっては、学校など他の公共施設や別ルートの候補地から選定することもある。



### 資料3-5-6 浮遊放射性物質の除去効率及びガンマ線による被ばくの 低減係数

# 1 家庭内及び個人が利用可能なものによって口及び鼻の保護を行った場合 の 1 ~ 5 $\mu$ mの微粒子に対する除去効率

物	質	折りたたみ数	除去効率
男性用木綿ハンス	<b>1</b> チーフ	16	94. 2 %
トイレットペーノ	°—	3	91. 4
男性用木綿ハンス	<b>フチーフ</b>	8	88. 9
男性用木綿ハンス	<b>フチーフ</b>	しわくちゃにする	88. 1
けばの長い浴用タ	マオル	2	85. 1
けばの長い浴用タ	マオル	1	73. 9
モスリンのシーツ	/	1	72. 9
ぬれたけばの長い	>浴用タオル	1	70. 2
ぬれた木綿のシュ	ッツ	1	65. 9
木綿のシャツ		2	65. 5
ぬれた女性用木絲	帛ハンカチーフ	4	63. 0
ぬれた男性用木絲	帛ハンカチーフ	1	62. 6
ぬれた木綿衣服		1	56. 3
女性用木綿ハンス	<b>1</b> チーフ	4	55. 5
レイヨンスリップ	$\vec{r}$	1	50.0
木綿衣服		1	47. 6
木綿のシャツ		1	34. 6
男性用木綿ハンス	<b>フチーフ</b>	1	27. 5

<sup>(</sup>注) 一般公衆が家庭内の手近にある布や衣類を使用した場合のエアロゾルの除去効率のめやす を示すものである。

なお、防災業務関係者の保護具としては、専用の防護マスクを準備すべきである。

この除去効率は、人の呼吸方法及び衣類の使用方法によって大きく変わるものであることに留意すべきである。

## 2 浮遊放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場	低 減 係 数
	1.0
屋外	1. 0
自動車内	1.0
木 造 家 屋	0.9
石 造 り 建 物	0.6
木造家屋の地下室	0.6
石造り建物の地下室	0.4
大きなコンクリート建物 (扉及び窓から離れた場合)	0.2以下

## 3 沈着した放射性物質のガンマ線による被ばくの低減係数

場	所	低 減 係 数
理想的な平滑な面上1m(無限の原	(さな	1.00
通常の土地の条件下で地面から1 m	nの高さ	0.70
平屋あるいは2階だての木造家屋		0.40
平屋あるいは2階だてのブロックま	あるいは煉瓦造りの家屋	0. 20
その地下室		0.10以下
各階が約450~900㎡の面積の3~4	4階だて建物1階及び2階	0.05
その地下室		0.01
各階の面積が約900㎡以上の多層建	築物上層	0.01
その地下室		0.005

(原子力安全委員会:原子力施設等の防災対策について(付属資料)より) [参考文献]

Planning For Off-Site Response to Radiation Accidents in Nuclear Facilities (IAEA-TECDOC-225)

## 資料3-5-7 関係町村職員・消防職(団)員数等

令和4年1月1日現在

町村名	町村	職員数	消防職員(人)	消防団員(人)
71 71 71		うち女子職員	10001000	THE LEGICIES
蘭越町	119	29	(蘭越支署 16 )	(蘭越消防団 105)
羊蹄山ろく消防組合	_	_	125	_

注) 各消防組合職員数の合計は、上記町村以外の支署等を含む。

## 資料3-5-8 関係町村職員・消防職(団)員数等

令和5年4月1日現在

町村名	町村	職員数	消防職員(人)	消防団員(人)	
71 11 14		うち女子職員	10074000 (70)		
蘭越町	119	33	(蘭越支署 17)	(蘭越消防団 97)	

## 資料3-5-9 農林水産物関係の防災対策に当たる職員等

	本 庁	総合振興局
農産物	農政部農政課	産業振興部農務課
林産物	水産林務部総務課	産業振興部林務課
水産物	///生你伤п~~伤床	産業振興部水産課

## 資料3-7-1 医療班のチーム編成

令和4年4月1日現在 道地域医療課調べ

	H. SPANIER I DA A DAME - DE DE CONTROL DE CO	
医療班長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室長	
	北海道保健福祉部技監	
副班長	北海道後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室次長	
	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室長	
チーム名	編成機関	チーム数
	北海道保健福祉部総務課	
◇≕細軟イ )	" " 地域医療推進局地域医療課	1
企画調整チーム	"    "  健康安全局地域保健課	<b>\rightarrow</b> 1
	"後志総合振興局保健環境部岩内地域保健室	
	北海道後志総合振興局保健環境部保健行政室	1
	" 胆振総合振興局保健環境部保健行政室	1
N =#	" 胆振総合振興局保健環境部苫小牧地域保健室	1
救護チーム	(一社) 北海道医師会	2
	災害拠点病院	26
	合 計	31
	北海道大学病院	1
	旭川医科大学病院	1
	札幌医科大学附属病院	1
	国立病院機構北海道がんセンター	1
	" 北海道医療センター	1
	旭川赤十字病院	1
	伊達赤十字病院	1
医療チーム	JA北海道厚生連倶知安厚生病院	1
	北海道社会事業協会小樽病院	1
	" 岩内病院	1
	" 余市病院	1
	小樽市立病院	1
	(一社) 北海道放射線技師会	1
	原子力事業者(スクリーニング要員)	(14名)
	合 計	13
道外の原子力災害医療派遣チーム	弘前大学、量子科学技術研究開発機構放射線医学研究所 ほか	
セバンが1/1次日区がが起/	※4年にての単河によいマ派連を亜連上で	

<sup>※</sup> 各編成機関に対しては、災害発生時にその状況に応じて派遣を要請する。

<sup>※</sup> 防護対策地区周辺の医療機関は、一般傷病者に対する医療活動をその所在地において実施する。

<sup>※</sup> 災害の状況等により上記の機関で医療班の編成が困難な場合は、陸上自衛隊に要員派遣を要請する。

### 資料3-8-1 原子力災害時における住民避難用バスの確保について

原安第791号 平成27年10月5日

一般社団法人北海道バス協会会長 平尾 一彌 様

北海道知事高橋はる

原子力災害時における住民避難用バスの確保について

原子力防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申 し上げます。

道においては、原子力災害時において住民避難に要するバスについて、北海道地域防災計画 (原子力防災計画編) 等に基づき、貴協会に対して要請をすることとしており、その場合におけるバスの要請・運行に係る手順等を定めるため、道と貴協会が共同で作成を進めてきた「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」について、平成27年10月5日付けで施行しますので、よろしくお願いします。

(総務部危機対策局原子力安全対策課企画防災G)

北バス第230号 平成27年10月5日

北海道知事 高橋 はるみ 様



原子力災害時における住民避難用バスの確保について

本年10月5日付け原安第791号でご通知のありました「原子力災害時における住民避難用バス要請・運行要領」については、当協会において、貴道と同日付けで施行しますので、よろしくお願いします。

# 原子力災害時における住民避難用バス 要請・運行要領

平成27年10月

北 海 道一般社団法人北海道バス協会

## 目 次

第1	目的及び位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2	用語・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3	関係機関の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第4	原子力災害に備えた事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第5	原子力災害時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第6	経費の負担等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
第7	協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

## **<添付資料>**

別記第1号様式 添付略 別記第2号様式 IJ 別記第3号様式 IJ 別紙1 IJ 別紙2 IJ 別紙3 IJ 参考1 IJ 参考2 IJ 参考3 IJ

#### 第1 目的及び位置づけ

本要領は、北海道電力株式会社泊発電所における原子力災害が発生した場合の防災対策に関し、北海道(以下「道」という。)が、指定地方公共機関である一般社団法人北海道バス協会(以下「バス協会」という。)に対して、バス協会会員であるバス事業者(以下「バス事業者」という。)による住民避難等のための輸送を要請するに当たっての基本的な方針や手順等を定めるものである。

なお、本要領は、原子力災害対策指針(原子力規制委員会制定)その他現時点における 原子力防災に係る各種の法令や知見の内容を踏まえたものであるが、今後、国や道におけ る各種の検討状況や、原子力防災訓練等を踏まえ、内容の充実や見直し等を継続的に行う こととする。

#### 第2 用語

この要領において使用する用語は、原子力災害対策指針等に基づき、次のとおりとする。

原子力災害対策重点 区域 (消発電所から半径30km圏内)	・あらかじめ異常事態の発生を仮定し、その影響の及ぶ可能性がある区域を 定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講ずるべき区域のこと。 原子力施設からの距離に応じて、PAZとUPZがある。			
P A Z ( Precautionary Action Zone)	<ul><li>※ 本要領では、以下「重点区域」という。</li><li>・泊発電所から半径 5 k m圏内の即時避難区域 (放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に避難を実施する区域 &lt;該当自治体&gt; 泊村、共和町、岩内町(居住住民なし)</li></ul>			
UPZ (Urgent Protective Action Planning Zone)	・泊発電所から半径 5 k m~30 k m圏内の緊急時防護措置準備区域 放射性物質の放出後に、緊急時モニタリングによる空間放射線量率等 の実測値に基づき、必要に応じて避難等を実施する区域 <該当自治体>泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、 ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村			
緊急事態区分	・発電所の状況や発電所からの距離に応じて、放射性物質放出前から段階的 な対応を行うための区分であり、次の3区分がある。			
	緊急事態区分該当する事象の例警戒事態・後志地域で震度 6 弱以上の地震 <eal(al)>・規定以上の原子炉冷却材の漏えい 等</eal(al)>			
	施設敷地緊急事態 <eal(se)> (原災法第10条) ・全ての交流電源喪失(30分以上継続) ・原子炉冷却材の漏えいによる非常用炉心冷却装置 の作動 等</eal(se)>			
	全面緊急事態 <eal(ge)> (原災法第15条) ・全ての交流電源喪失(1時間以上継続) ・原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装 置による注水不能 等</eal(ge)>			
O I L (Operational Intervention Level)	<ul><li>※ EAL (Emergency Action Level): 緊急事態区分の判断基準</li><li>・防護措置実施の判断基準であり、空間放射線量率等の実測値と照らし合わせ必要な防護措置を行う。</li></ul>			

避難(一時移転)	・放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るため、重点区域外に移動すること。 ・ PAZにおいては、EAL(SE)で要配慮者、EAL(GE)で全住民が即時に避難・UPZにおいては、緊急時モニタリングによる空間放射線率の実測値に基づき、必要に応じて1日以内に避難(0IL1:500μSv/h以上)、又は1週間以内に一時移転(0IL2:20μSv/h以上)を実施
安定ヨウ素剤	・原子力災害時に放射性ヨウ素が環境中に放出されることがあり、呼吸等を通じて人体に取り込まれると、甲状腺に集積し放射線被ばくを発生させる可能性がある。この甲状腺被ばくは、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより低減させることができることから、避難住民や防災業務関係者に対して、必要に応じて安定ヨウ素剤の服用が指示される。(安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素以外には防護効果がない。)
避難退域時検査	<ul> <li>・放射性物質が付着していないことを検査し、重点区域外への移動に問題がないことを確認するための検査。道が重点区域の境界付近に設置する検査場所において実施する。</li> <li>・車両を用いた避難等においては、まず車両の検査を行い、当該車両に汚染があった場合には、乗員の代表者に対して検査を行う。</li> <li>・当該検査の結果、一定基準(OIL4:40,000cpm)を超える汚染があった場合には、拭き取り等による除染を行う。</li> </ul>

#### 第3 関係機関の役割

#### 1 道

原子力災害時において、関係町村からの要請に基づき、バス協会に対して、バスによる住民輸送を要請するとともに、国、関係町村、その他関係機関と連携し、バスによる住民輸送が円滑に実施できるよう全体の総合調整を行う。

また、原子力災害時にバスによる住民避難が円滑にできるよう、平時からバス協会と 連携を密にし、原子力防災に関する情報共有等を図るとともに、原子力防災訓練を行う。

#### 2 バス協会

原子力災害時において、道からの要請を受け、バス事業者にバスの運行を要請し、必要な運行台数の確保を行うとともに、運行状況を取りまとめるなど、バス事業者との総合調整を行う。

また、平時から、バス事業者と連絡体制の整備や原子力防災に関する情報共有を行うなど、原子力災害時の円滑なバス運行に備えた体制整備を行う。

#### 3 バス事業者

原子力災害時において、バス協会の要請を受け、乗客・乗務員の安全確保を前提に、 住民避難用バスの運行を行う。

また、平時から、道が実施する研修会への参加等を通じて、原子力防災に関する知識の習得に努める。

#### 第4 原子力災害に備えた事前準備

#### 1 運転手用防護資機材の整備

道は、バス事業者の運転手等の放射線防護対策のため、防護服、マスク、個人線量計等の資機材を整備し、原子力災害時にバス事業者の運転手等に配備できるよう、必要な体制整備を行う。

#### 2 研修の実施と情報共有

道は、バス協会及びバス事業者の関係職員が、放射線及び放射線防護に関する知識を 習得できるよう、必要に応じて研修を実施するものとする。

また、道は、バス協会と、原子力防災等に係る情報共有や情報交換を行い、原子力災 害時に備えた対応の確認や充実に取り組む。

#### 3 連絡体制の整備

道及びバス協会は、原子力災害時に相互の連絡を円滑に行うため、連絡責任者及びその代行者を定め、連絡責任者届(別記第1号様式)により相手方に報告する。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

#### 4 資料の提供

道は、バスの運行経路、住民の集合場所など、バス避難に関する資料を随時バス協会に提供する。また、バス協会は、バス事業者の保有バス台数等の資料を毎年1回道に提供する。

### 第5 原子力災害時における対応

#### 1 段階的避難等の実施

原子力災害時においては、緊急事態の進展に応じて、次のとおり段階的避難等を実施する。

	緊急事態区分	PAZ(5k	(m圏内)	UPZ(5~3	30km圏内)	
		要配慮者	一般住民			
事能	放 警戒事態 射 (EAL(AL))	避難準備				
事態の進展	射	避難実施	避難準備			
	全面緊急事態 (EAL(GE))		避難実施		持移転準備 退避)	
	放 出 後	OIL		※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実値に基づき避難・一時移転区域を特定		
	後			<oil1> 500#Sv/h以上</oil1>	<oil2> 20#Sv/h以上</oil2>	
-				避難	一時移転	
	避難の目処		(放射性物質放出前に) 即時避難		1週間以内	

EAL: 緊急事態区分の判断基準 OIL: 防護措置実施の判断基準 (AL) = Alert

(SE) = Site area Emergency

(GE) = General Emergency

#### 2 事故状況等の連絡及び円滑なバス運行のための措置

#### (1) バス協会への迅速な情報連絡

道は、バス協会に対し、各緊急事態区分の発生状況や放射性物質の放出、拡散状況など、原子力災害の進展状況や放射線防護上必要な事項について、迅速に情報連絡を行う。

#### (2) バス協会に対する専門職員の派遣依頼

道は、バスによる住民避難において、バス協会からバス運行に係る専門的助言が必要と認めるときは、バス協会に対し、道の災害対策本部等への専門職員の派遣を要請する。

#### (3) バス避難における運行経路等

住民避難用バスは、別紙1に定める避難経路を通行し、別に定める場合を除き、別紙2に定める乗車場所から輸送先までの間を運行することを基本とする。なお、複合災害の発生や放射性物質の拡散状況などにより、当該経路の通行が困難な場合においては、道は国や関係機関と協議し、安全に通行可能な代替経路を指定する。

#### (4) 円滑なバス運行を図るための措置

道は、国や関係機関と連携し、また国や関係機関への要請等を通じて、バスによる 円滑な住民避難が図られるよう、必要に応じて次の事項について適切に対応する。

- ア 避難用バスに対する緊急車両の指定
- イ バスの臨時の営業区域の設定
- ウ バスの燃料が不足する場合の給油体制の確保
- エ 警察車両等によるバスの先導
- オ その他、円滑なバス運行のために必要な事項

#### 3 PAZにおけるバス避難

放射性物質放出前におけるPAZのバス避難に当たっては、各緊急事態区分に応じて、 次の手順により避難用バスの要請、運行を行う。

#### <警戒事態(EAL(AL))の対応>

- (1) 道は、直ちに警戒事態の発生をバス協会に連絡し、施設敷地緊急事態における所要 見込み台数(別紙3)を速やかに確保できるよう、バス事業者との調整を依頼する。 併せて、全面緊急事態への推移に備え、当該事態での所要見込み台数(別紙3)につ いても遅滞なく確保できるよう、バス協会に準備を依頼する。
- (2) バス協会は、各バス事業者と調整し、施設敷地緊急事態における所要見込み台数の 確保に努めるとともに、バスの確保状況について随時道に報告する。また、全面緊急 事態への移行に備え、各バス事業者のバスの確保見込み台数を把握する。

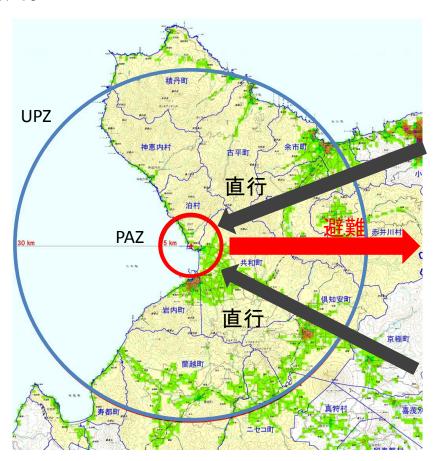
#### <施設敷地緊急事態 (EAL(SE))、全面緊急事態 (EAL(GE)) の対応>

(1) 道は、施設敷地緊急事態、全面緊急事態それぞれの緊急事態区分毎に、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」(別記第2号様式)により、以下の事項を明示し、バス協会にバ

スの運行を要請する。

- ・ 見込まれる輸送人数、車両の必要台数
- ・ 住民の乗車場所と輸送先の場所
- ・ その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行 区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) 各バス事業者は、住民の乗車場所(集合場所又は要配慮者施設、以下同じ)にバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。
  - ※ バス運転手は、集合場所において関係町村が指定する避難誘導責任者(要配 慮者施設にあっては当該施設管理者)の指示により、住民を乗車させ、バスを 出発させるものとする。
- (4) バス協会は、随時、バスの運行状況を取りまとめの上、道に報告する。
- (5) 道は、バス協会からの報告に基づき、随時、関係町村に対してバスの運行状況を連絡する。
- (6) 道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

#### ■PAZ避難概念図



#### 4 UPZにおけるバス避難

放射性物質放出後におけるUPZのバス避難に当たっては、次の基本的考え方に基づき、避難用バスの要請、運行を行う。

#### <基本的考え方>

- (1) 放射性物質放出後であることや、避難または一時移転の対象区域の規模によって は避難者数が多数となる可能性があることから、道は、住民輸送車両の中継や、運 転手の防護対策、被ばく管理等を行う拠点として、重点区域の境界付近に輸送の中 継ポイントを開設する。なお、中継ポイントは、避難退域時検査の場所と同一、又 はその近隣とする。
- (2) 国が示す民間バス運転手の被ばく線量限度は、ICRP勧告における平時の一般公衆の被ばく線量限度である1 mS v/年以内とされているため、バス運転手の被ばく線量が当該限度内となるよう適切に管理する必要があることから、OIL1 ( $500 \, \mu \, \text{Sv/h} \, \text{以上}$ ) による避難、またはOIL2 ( $20 \, \mu \, \text{Sv/h} \, \text{以上}$ ) による一時移転では、それぞれ次の方針によりバスの運行を行う。
  - ■OIL1 ~ 重点区域内での輸送は防災機関が行い、バス事業者は中継ポイントから輸送先までの運行を行う。
  - ■OIL2 ~ 運転手は、個人線量計の携帯や安定ョウ素剤の服用等の防護措置を行った上で、個人線量計により運転手の被ばく線量が1mSvを超えないよう適切に管理の上、集合場所及び要配慮者施設から輸送先までの運行を要請する。
- (3) バスの運行に当たって、往路では、中継ポイントを経由し運転手の防護措置を行い、復路では道が設置する避難退域時検査場所で検査を受け、その結果必要がある場合は除染を行う。
- (4) なお、一時移転の対象となる人数と運行可能なバス台数等を勘案し、効率的な住民避難を行う観点から、必要に応じて同一のバスにより、住民の乗車場所から中継ポイントまでを反復的に輸送(ピストン輸送)した上で、その後中継ポイントから避難先までは、別なバスにより輸送する運行体制とする。

#### <全面緊急事態 (EAL (GE)) の対応>

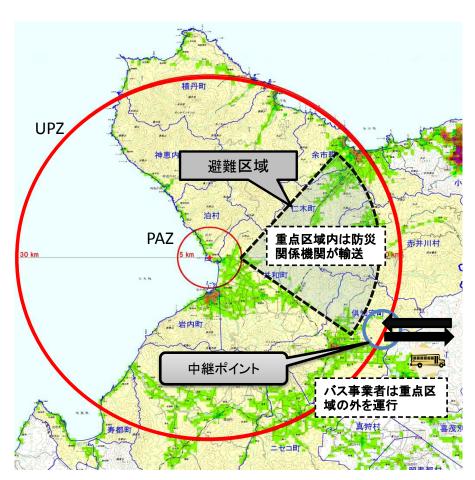
- (1) 道は、事態の推移等について、随時バス協会に連絡するとともに、UPZのバス避難に備え、準備を依頼する。
- (2) バス協会は、各バス事業者と調整し、当該時点におけるバスの確保見込み台数を把握するなど、必要な準備を行う。

#### <OIL1の対応>

- (1) 道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」(別記第2号様式)により、以下の事項を明示しバス協会にバスの運行を要請する。
  - ・見込まれる輸送人数、車両の必要台数
  - ・中継ポイントと輸送先の場所

- ・その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、各バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) バス事業者は、中継ポイントまでバスを配車し、避難経路を通行して輸送先まで避難住民を輸送する。
  - ※ バス運転手は、中継ポイントにおいて道の職員の指示に従い、住民を乗車させ、 バスを出発させるものとする。
- (4) バス協会は、随時、バスの運行状況を取りまとめの上、道に報告する。
- (5) 道は、バス協会からの報告に基づき、随時、関係町村に対してバスの運行状況を連絡する。
- (6) 道、バス協会及びバス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

### ■UPZ避難概念図 【OIL1】



#### <OIL2の対応>

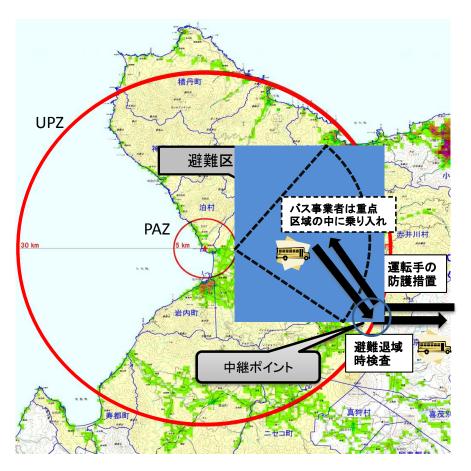
- (1) 道は、関係町村からの要請に基づき、住民避難のための所要バス台数等を取りまとめの上、「緊急輸送車両運行要請書」(別記第2号様式)により、次の事項を明示し、バス協会にバスの運行を要請する。
  - ・往路で経由する中継ポイント、復路で経由する避難退域時検査の場所
  - ・見込まれる輸送人数、車両の必要台数
  - 住民の乗車場所と輸送先の場所

- ・その他住民の輸送において必要な事項
- (2) バス協会は、道の要請に基づき、バス事業者と調整し、所要台数の確保と運行区間の割り当てを行った上で、各バス事業者にバスの運行を依頼する。
- (3) バス事業者のバスは、往路において、道が設置する中継ポイントで運転手の防護措置を行った上で避難者の乗車場所に向い、住民を乗車させる。復路において、道が設置する避難退域時検査場所で検査を行い、輸送先まで住民を輸送する。
  - ※ バス運転手は、集合場所にあっては関係町村が指定する避難誘導責任者、要配 慮者施設にあっては当該施設管理者の指示により、住民を乗車させ、バスを出発 させるものとする。
- (4) 道は、住民の乗車場所と中継ポイントとの間でのピストン輸送が必要と判断した場合には、バス協会にこれを要請する。バス協会は、バス事業者と協議し、重点区域内を運行するバスと重点区域外を運行するバスの割り当てを行うなど、必要な対応を行う。

なお、重点区域内を運行するバスの運転手は、個人線量計により適切に被ばく管理を行い、線量限度を超えるおそれがある場合には、速やかに重点区域の外に出るものとする。この場合において、バス事業者は別の運転手に交替した上で、引き続き同様の輸送を行うものとする。

- (5) 道は、これらの要請に当たっては、国や関係機関と連携し、避難経路における放射 線防護上の安全性等を十分確認することとし、バス協会等に対して必要な情報提供を 行う。
- (6) バス協会は、随時バスの運行状況を取りまとめの上、道に報告する。
- (7) 道は、バス協会からの報告に基づき、随時関係町村に対してバスの運行状況を連絡する。
- (8) 道、バス協会及び各バス事業者は、これらの手順により難い事情が発生した場合、その都度、対応を協議する。

### ■UPZ避難概念図 【OIL2】



#### 5 業務の報告

バス協会は、3又は4による住民輸送を実施した場合には、道に対して、遅滞なく「緊急輸送実施報告書」(別記第3号様式)を提出し、その状況を報告するものとする。

ただし、文書により報告するいとまがない場合には、電話その他の方法により報告し、 事後において文書を提出する。

#### 第6 経費の支払等

#### 1 経費の支払

バス協会は、第5の規定により実施したバス運行に係る経費(運賃、料金及び実費負担額)に関する各バス事業者の請求を取りまとめの上、道に提出する。道は、当該請求があった場合は、内容を確認し、その経費をバス事業者に支払う。

なお、運賃及び料金は、北海道運輸局が公示する額の範囲を基本として、道とバス協会が協議して定める。

#### 2 損害の補償等

バス協会及びバス事業者(業務に従事した従業員を含む。)は、この要領に基づく住民輸送により損害が生じた場合で、当該損害が原子力災害と相当因果関係があると認められるときは、原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年6月17日法律第147号)、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例(昭和38年12月25日北海道条例第56

号) その他の関係法令に基づき、必要な補償を受けるものとする。

## 第7協議

この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた場合には、その都度、道とバス協会が協議して定めるものとする。

平成 2 7年 1 0月 5日 策定 平成 2 9年 8月 8日 一部改正

## 資料3-8-2 緊急輸送車両状況

### 1 バス

令和4年4月1日現在 町村調べ

町村名	機	関	名	所 在	地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備考
蘭越町	蘭越町			蘭越町蘭越町258-	-5	0136-57-5111	60人×1台 45人×6台 42人×1台 25人×5台 24人×2台 15台×3台	18	590	
	小	計						18	590	

2 タクシー

令和4年3月31日現在 北海道運輸局調べ

町村名	事	業	所	名	所 在 地	電話番号	輸送定員(人)	台数(台)	乗車可能 人員(人)	備	考
蘭越町	(有)蘭越		゙リッ	クメン	蘭越町蘭越町773番地5	0136-57-6302	4	2	8		

3 トラック

令和4年4月1日現在 町村調べ

町村名	機関名	所 在 地	電話番号	台数(台)	備  考
	蘭越町	蘭越町蘭越町258番地5	0136-57-5111	4	
	井上産業 (株)		0136-56-2556	5	
蘭	蘭越運輸 (有)	蘭越町字蘭越町853番地1	0136-57-5415	9	
越	(有) 北都運送	蘭越町字大谷243-2	0136-57-5523	5	
町	(株) ナカジマ	蘭越町字三和1277番地1	0136-56-2255	5	
	(株)長澤設備	蘭越町字大谷295-2	0136-57-5503	5	
	(有) 笠井商事	蘭越町蘭越町224番地	0136-57-5729	5	
	小 計			38	

#### 4 福祉車両の状況

有償運送登録事業者一覧(後志総合振興局管内に限る)

令和4年3月31日現在

蘭越町	磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5	0136-57- 5111			1	(1)			1		1				3	(1)	
社会福祉法人 蘭越町社会福祉協議会	磯谷郡蘭越町蘭越町8番地2	0136- 57-5203			1				1		1				3	0	
後志管内合計			0	0	2	(1)	0	0	2	0	2	0	0	0	6	(1)	0

()は軽自動車で内数

※ 自家用有償旅客運送の制度については北海道運輸局ホームページを参照。

http://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/yuusyou/index.html

<sup>※</sup> 交通空白地有償運送(福祉車両を使用するものに限る)、福祉有償運送のいずれかの 登録を受けている者についてのみ記載しています。

## 資料4-6-1 被災地住民登録様式

ģ	第		号			(ふ	りぇ	がな	)						性 別			男			3	女	
						氏		名							生年月日	明	大	昭马	<del>F</del>	:	年	月	日生
被	災地	住民	. 登録	票		職		業							年 齢	i						点	ţ
						本		籍															
						住		所															
					<b>‹</b> ‹‹	中 3	<b>2</b> % /	+ 03	Ŀπ	(地	名番:	地)											
					火場	害多	开 :	± F	・所	屋	内	( 木造	<b>コンク</b>	リート	石造 )					屋 :	外		
												場からの跳								km			
										0	分~	・10分	10分	~ 2 0 5	} 20	)分	~30分			30分~1時間			時間
					***	宇宙	<b>2</b> % /	+ 균	= 14s	屋区	勺	屋外	屋内	屋夕	┡ 屋 戍	3	j	屋外		屋内			屋外
					火の	古:	光: 行	生 直 <del>;</del>	動	1時			1 時間 3		2 時間					2 時間	3		
											1 時	間30分		2 時	間 2	2 時	間 3	0分				3	時間
										屋区	勺	屋外	屋内	屋夕	┡ 屋 戍	3		屋外	$\perp$	屋内			屋外
<u> 17</u>	成	年	В	日									未	処	置			贝	U	置		済	
'	120	_	/1	Н						皮		フ											
町	村	4	3		被	ば	<	く程	度	衣		服											
,	1,	- 1	_									測定方法											
										及 7	ゾニ	則定者											
					吟	犰		za	)他	衣	:	服	Α	В	(	携行	Ī				支	(給)	
					际 措			状	ノ 記 況	身	•	体	Α	В	в с			D					
										医	療	措置	Α	В		С			)		Е	:	<u> </u>
									り の														
					急	竹	ŧ	炡	状					1									
避	難	場	所	名																			
避	難		期	間											この登録	票に	こつし	いて					
そか	<del></del>	の	击	他																			
参			事	項		_	_15.			_				1	1 この	各新	悪悪に	ナ 採 オ	≠n	医療技	烘濯	まわ	
発	行	年	月	日		平月	灰		年	-	月	日		1	損害補	償σ	際に	参考	考と	する:	ŧσ	で	
発		行		者									FP		すから								
	除染る			置状						慧)			_		2 住所 すぐそ					たとき		- 14	
	<b>衣</b>	服				更						更衣流			3 この	登録	景を	らなく	くし	たり、	、使		
	身	体			A			L 理		ul 14-	В	水による	洗浄		できな くださ		きに	ま再る	を付	を申	し出	けて	
					С					先净 ·				ください。 4 この登録票は他人に譲ったり、									
					D					よる洗					貸した	IJĹ	てに	はなり	J ま	せん。	•		
医療措置				Α			± 형			В	薬品投与												
					С			検査			D	—											
I					Ε	治	ì	鸦	<b></b>		F	特列	ŧ										

### 蘭越町地域防災計画

(原子力防災計画資料編)

平成25年 3月

平成31年 3月

令和 4年 3月(全面修正)

令和 5年 3月

令和 6年 3月

発行人

蘭越町防災会議

(事務局)

総務課企画防災対策室防災係

電 話:0136-55-7534

FAX: 0136-57-5112